

令和元年度
自己点検評価書

令和 2(2020)年 1 月
久留米工業大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況.....	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	9
基準 1. 使命・目的等	9
基準 2. 学生.....	17
基準 3. 教育課程	40
基準 4. 教員・職員	52
基準 5. 経営・管理と財務	62
基準 6. 内部質保証	74
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	82
基準 A. 社会貢献・地域連携.....	82
基準 B 国際交流.....	87
V. 特記事項	89
VI. エビデンス集一覧.....	90

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 大学の建学の精神と基本理念

・学校法人久留米工業大学（以下「本法人」という。）により設置されている久留米工業大学（以下「本学」という。）は、昭和 41(1966)年の建学以来、「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神として掲げている。建学の精神を実現するために「知・情・意」、すなわち「知を磨き、情を育み、意を鍛える」ことを教育の基本理念としている。「知」とは知識、技術や教養を表し、「情」とは人間愛、人としての優しさを表し、「意」とは強靱な意志力、逞しい精神力を表すものである。この「知・情・意」をバランスよく教育し、習得させることによって「人間味豊かな産業人の育成」に繋がるという考え方に立つものである。

・「知・情・意」について述べれば、「知・情・意」は、本学学園歌の一節に謳われているように「技術の研え」、「心の花」、「不屈の意志」に通ずるものでもあり、4年間の大学教育において学生たちは「知を磨き」、「情を育み」、「意を鍛える」ことに励み、教員は学生にこれらを習得させるために必要な教育指導を行うことにすべての情熱を捧げることが求められることは言うまでもない。

・さらに、上記の建学の精神、基本理念に基づき、平成 28(2016)年度に将来の大学のあるべき姿として「2021 年ビジョン」を策定し、この中で目指す大学像を次の通り掲げている。

- (1) "ひとりひとりの学生の才能を伸ばす"大学
- (2) "ものづくり産業人を育成する"大学
- (3) "地域の産業界から頼りにされる"大学

2. 大学の使命・目的

・本学は、建学の精神に基づき、久留米工業大学学則（以下「学則」という。）第 1 条において、「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く工業に関する専門の学術を教授、研究し、教養ある社会人を育成することを目的とする。」と定めている。

・また、大学院では、久留米工業大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 2 条において、「本学大学院は、学部における一般的並びに専門的な学識経験の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。」と定めている。

・さらに、工学部各学科の教育研究上の目的を学則第 3 条の 2 において、及び大学院各専攻の人材養成の目的を大学院学則第 6 条の 2 において以下のように定めている。

2. 1 工学部

(1) 機械システム工学科

・機械工学及び IT（情報技術）に関する基礎知識の修得のための実験・実習・演習に重点を置いた実践的な教育を行い、ものづくりに必要な応用力のある技術者を育成することを目的とする。

(2) 交通機械工学科

・自動車や航空宇宙機の設計開発・製造及び整備技術に関して理論と実践の調和のとれた教育を行い、自動運転や人工知能など先進的なモビリティ技術にも対応できる知識と応用力のある技術者を育成することを目的とする。

(3) 建築・設備工学科

・建築の機能性、安全性、快適性、デザイン性について総合的な教育を行い、建築、建築設備、インテリアに関する高い専門的知識を持つ技術者を育成することを目的とする。

(4) 情報ネットワーク工学科

・情報技術の基礎知識を修得し、応用力を養う実習・演習を重視した教育を行い、情報システムの構築及び多様な分野への適用に関して実践力のある技術者を育成することを目的とする。

(5) 教育創造工学科

・工学の基礎知識の上に、理科、数学の専門分野に応じて実験・演習に重点を置いた教育を行い、理数科の教育に関して興味や面白さが伝えられる実践力のある教員を育成することを目的とする。

2. 2 大学院工学研究科修士課程

(1) エネルギーシステム工学専攻

・エネルギー資源開発、エネルギー変換技術、新エネルギー、省エネルギー技術、建築環境工学、リサイクル技術における研究能力、又はエネルギー総合システム技術を有する高度専門技術者を育成することを目的とする。

(2) 電子情報システム工学専攻

・電子回路・知能制御工学、情報・計算機システム工学に関わる研究、開発、設計及び生産技術などに対応できる高度電子情報専門技術者を育成することを目的とする。

(3) 自動車システム工学専攻

・先進自動車技術、電子制御技術等に関わる研究、開発、設計及び生産技術などに対応できる高度自動車専門技術者を育成することを目的とする。

3. 久留米工業大学の個性・特色

・本学は、久留米工業学園短期大学（昭和 41(1966)年 4 月開設）を前身として、昭和 51(1976)年 4 月、工学部 3 学科（機械工学科、交通機械工学科、建築設備工学科）によって開設された。平成 31(2019)年度は、短期大学開設から 54 年目、大学開設からは 44 年目を迎えている。その間、福岡県南部唯一の理工系大学として、産業人の育成を行ってきた。本学の個性・特色として以下の 4 点が挙げられる。

(1) 全国的にもユニークな特色を持つ学科

・開学当初より全国的にもユニークな学科を開設している。「交通機械工学科」では、自動運転や人工知能といった先進的なモビリティ技術や航空機などのノリモノの設計・開発教育を主軸とした先端交通機械コースを設置。平成 30(2018)年度には同コースの航空宇宙領域を強化する目的で「先端交通・航空宇宙コース」と発展させ、3 名の専門家を招き、

セスナ機 2 機を格納する新たな航空宇宙実習棟を設置するなどして教育内容を充実させた。また、自動車コースでは自動車工学を学びながら同時に 2 級自動車整備士の受験資格が得られる。「建築・設備工学科」では、建築について学ぶと同時に、空調、給排水衛生、電気設備などの建築設備についても学ぶことができる。現在の学科編成は、これら 2 学科に加え、機械工学やロボット工学を学ぶ「機械システム工学科」、CG やネットワーク、ハード・ソフト開発技術を学ぶ「情報ネットワーク工学科」、ものづくりの立場から数学、理科の教員になることを目指す「教育創造工学科」の 5 学科から成っている。大学院修士課程には、「エネルギーシステム工学専攻」「電子情報システム工学専攻」「自動車システム工学専攻」の 3 つの専攻がある。

(2) 一人ひとりの顔が見えるアットホームな大学

・本学は、工学部の入学定員 320 名、修士課程の入学定員 15 名と、きわめて小規模な大学であるため、教職員と学生一人ひとりの距離が近くアットホームな雰囲気満ちている。教員は、少人数セミナーに代表されるように学生の個性に合わせたきめ細かな教育を入学から卒業まで実施している。また、クラブ活動、学園祭、学友会活動、ボランティア活動、ラーニングコモンズなどでは学生が主体となり教職員がサポートする形で、明るく楽しく盛り上がり人間味の豊かさを育んでいる。

(3) 実践的なものづくり能力の育成

・実践的なものづくり能力を育成するため、少人数クラスで行う実験や実習の授業科目を多く設けている。また、学生たちの自主活動である学生フォーミュラープロジェクト、折り紙プロジェクト、加工プロジェクトなどを積極的に支援している。学生フォーミュラープロジェクトチームは、ここ数年、毎年 1 台を製作して大会に参加し、好成績を上げている。その他、EV カートプロジェクトなどには学生が主体となり取り組んでいる。さらに、学科の垣根を超えたものづくり教育として、学科横断型ものづくりプロジェクトも実施している。このプロジェクトは、平成 29(2017)年度入学者からは各学科に選択科目「ものづくり実践プロジェクト」として単位認定を行うことで、学生のものづくり能力の評価も行う。これらの活動をサポートするものづくりセンターでは、各種講習会が開催されている。

(4) 就業力の育成

・本学では、特色ある学科が揃っており、就職率は毎年 9 割を超え、九州平均、全国平均を上回っている。しかし、更に良い就職の獲得を目指して就業力育成科目（1 年生～3 年生対象）を必修科目として編成し、職業、社会、経済、企業の動向などについての幅広い知見の育成や、コミュニケーション能力・国語能力の育成、また就職試験対策の指導などを行っている。また、就職支援を専門に行なうキャリアサポートセンターを開設し、専任スタッフとして、これまで多くの企業に技術系の人材を送り込む業務を担当してきた人物を採用し、その経験を活かした就職支援を行っている。

・これからも、少人数のアットホームな雰囲気の中で、人間味豊かで実践的なものづくり能力を備えた、産業界から歓迎される人材の育成を続けていきたい。

・本学では、平成 28(2016)年度に、本法人が策定・推進する「実施計画」等を踏まえ、令和 3(2021)年度を目途として、建学の精神「人間味豊かな産業人の育成」を具現化した大学像である「2021 年ビジョン」を策定した。このビジョンは、前述した本学の個性・特色を基本に時代の変化に合わせた大学が目指すべき姿を現したものである。現在、「2021 年ビジョン」で定めた教育・研究・社会貢献・経営の 4 分野で「アクションプラン 32」を「第 2 次前期実施計画（2019 年度～2021 年度）」の中で実施しており、今後遂行される各種の施策や取り組みを通して目指す大学像を実現し、久留米工業大学の個性・特色を進化させていく。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 33(1958)年 8 月	学校法人久留米工業学園として設立認可
昭和 39(1964)年 2 月	久留米工業学園短期大学設置を理事会で決定
昭和 41(1966)年 2 月	久留米工業学園短期大学校舎完成（1 号館）
昭和 41(1966)年 4 月	久留米工業学園短期大学を設置 自動車工業科、自動車工業科第 2 部
昭和 41(1966)年 5 月	久留米工業学園短期大学実習場完成
昭和 44(1969)年 4 月	久留米工業学園短期大学 2 号館完成
昭和 45(1970)年 4 月	久留米工業学園短期大学に専攻科自動車工業専攻を設置
昭和 48(1973)年 3 月	久留米工業学園短期大学本館 3 号館完成
昭和 48(1973)年 4 月	久留米工業学園短期大学に設備工学科を設置
昭和 51(1976)年 1 月	法人名を学校法人久留米工業大学に変更
昭和 51(1976)年 4 月	久留米工業大学に工学部を設置 機械工学科、交通機械工学科、建築設備工学科
昭和 52(1977)年 4 月	久留米工業大学に別科自動車工業専修を設置
昭和 53(1978)年 4 月	久留米工業大学に別科自動車機械専修を設置
昭和 53(1978)年 11 月	学校法人久留米工業大学創立 20 周年記念式典
昭和 54(1979)年 2 月	久留米工業大学情報処理センター完成
昭和 54(1979)年 6 月	久留米工業学園短期大学を廃止
昭和 60(1985)年 4 月	工学部に電子情報工学科設置
昭和 61(1986)年 5 月	知能工学研究所を開設
平成 4(1992)年 4 月	整備技術教育センター完成（中尾山校舎）
平成 4(1992)年 7 月	本学本館完成
平成 6(1994)年 6 月	実験棟 A、B 完成
平成 6(1994)年 7 月	大学院設置認可申請書提出
平成 7(1995)年 4 月	大学院工学研究科修士課程設置 エネルギーシステム工学専攻、電子情報システム工学専攻

久留米工業大学

平成 13(2001)年 4 月	3 年次編入制度導入
平成 14(2002)年 4 月	工学部に環境共生工学科を設置 機械工学科を機械システム工学科に名称変更 建築設備工学科を建築・設備工学科に名称変更 電子情報工学科を情報ネットワーク工学科に名称変更
平成 15(2003)年 3 月	知能工学研究所を廃止
平成 16(2004)年 6 月	久留米市内大学等单位互換に関する協定締結
平成 16(2004)年 12 月	大韓民国馬山大学との学術交流協定締結
平成 17(2005)年 4 月	工学部の各学科に専攻制導入
平成 17(2005)年 6 月	学校法人久留米工業大学創立 40 周年記念式典
平成 19(2007)年 4 月	工学部に教育創造工学科を設置 工学部の各学科の専攻制をコース制に変更 大学院工学研究科に自動車システム工学専攻設置、創造工房を開設
平成 19(2007)年 5 月	一級自動車整備技術教育センターを開設
平成 19(2007)年 9 月	(財) 日本自動車研究所との学術交流協定締結
平成 20(2008)年 8 月	大韓民国永進専門大学との学術交流協定締結
平成 21(2009)年 3 月	別科自動車工業専修を廃止
平成 21(2009)年 4 月	地域連携推進室を設置
平成 21(2009)年 4 月	学習支援センターを開設
平成 21(2009)年 6 月	中国瀋陽理工大学との学術交流協定締結
平成 21(2009)年 9 月	ものづくりセンターを開設
平成 22(2010)年 10 月	中国瀋陽大学との学術交流協定締結
平成 24(2012)年 4 月	キャリアサポートセンターを開設
平成 25(2013)年 9 月	図書館閲覧室にラーニングコモンズを設置
平成 26(2014)年 3 月	工学部環境共生工学科を廃止
平成 26(2014)年 4 月	学術情報センターを設置 (図書館と情報館を統合)
平成 26(2014)年 5 月	国立モンゴル科学技術大学との学術交流協定締結
平成 26(2014)年 7 月	地域連携センターを設置 (地域連携推進室とものづくりセンターを統合)
平成 27(2015)年 3 月	100 号館 (テクノみらい館) 完成
平成 27(2015)年 6 月	タイ国ラジャマンガラ工科大学と学術交流協定締結
平成 27(2015)年 6 月	タイ国カセサート大学と学術交流協定締結
平成 27(2015)年 11 月	学校法人久留米工業大学創立 50 周年記念式典
平成 27(2015)年 11 月	インテリジェント・モビリティ研究所を開設
平成 28(2016)年 4 月	基幹教育センター設置、IR 推進センター設置
平成 28(2016)年 11 月	インド国ラジャギリ工業技術大学と国際学術交流協定締結
平成 29(2017)年 4 月	羽衣国際大学と包括連携協定締結

平成 29(2017)年 5 月	神奈川工科大学と包括的連携協定締結
平成 29(2017)年 6 月	久留米工業高等専門学校と連携・協力に関する覚書締結
平成 29(2017)年 8 月	中国安徽外国語学院と国際学術交流協定締結 アメリカ合衆国セントラル・ワシントン大学と国際学術交流協定締結
平成 29(2017)年 11 月	久留米大学と大学間連携協定締結
平成 31(2019)年 3 月	航空宇宙実習棟完成

2. 本学の現況

・ 大学名

久留米工業大学

・ 所在地

福岡県久留米市上津町 2228-66 (向野キャンパス)

福岡県久留米市上津町 2192 (中尾山キャンパス)

・ 学部構成

[工学部]

学 部 名	学 科 名
工 学 部	機械システム工学科
	交通機械工学科
	建築・設備工学科
	情報ネットワーク工学科
	教育創造工学科

・ 大学院構成

[大学院工学研究科 (修士課程)]

研究科名	専 攻 名
工学研究科	エネルギーシステム工学専攻
	電子情報システム工学専攻
	自動車システム工学専攻

・ 学生数、教員数、職員数（令和元年5月1日現在）

【学部 of 学生数】

単位：人

学 部	学 科	在 籍 学 生 数				合 計
		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	
工学部	機械システム 工学科	67	60	43	60	230
	交通機械 工学科	54	74	60	66	254
	建築・設備 工学科	99	112	91	72	374
	情報ネットワーク 工学科	115	99	75	77	366
	教育創造 工学科	46	38	37	30	151
計		381	383	306	305	1,375

【大学院修士課程 of 学生数】

単位：人

研究科	専 攻	1 年次	2 年次	合計
工学研究科	エネルギーシステム 工学専攻	6	4	10
	電子情報システム 工学専攻	4	2	6
	自動車システム 工学専攻	5	4	9
	計	15	10	25

【教員数】

単位：人

	教授	准教授	講師	助教	合計
機械システム工学科	5	3	0	0	8
交通機械工学科	6	4	1	4	15
建築・設備工学科	5	3	1	1	10
情報ネットワーク工学科	5	4	1	0	10
教育創造工学科	4	4	0	0	8
共通教育科 他	5	4	0	1	10
計	30	22	3	6	61

*学長含まず

【職員数】

単位：人

正職員	36
嘱託職員	0
臨時職員・その他	20
計	56

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①意味・内容の具体性と明確性

・本学の学部及び大学院の使命・目的については、本学の建学の精神及び教育理念に基づき、学則第 1 条に「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く工業に関する専門の学術を教授、研究し、教養ある社会人を育成することを目的とする。」と定め、また大学院学則第 2 条に「本学大学院は、学部における一般的並びに専門的な学識経験の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を授け、専門分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。」と定めている。【資料 1-1-1】 【資料 1-1-2】

・さらに工学部各学科の教育研究上の目的については、学則第 3 条の 2、大学院各専攻の人材養成の目的については、大学院学則第 6 条の 2 において、具体的かつ明確に定めている。【資料 1-1-3】 【資料 1-1-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】 久留米工業大学学則第 1 条（目的及び使命）

【資料 1-1-2】 久留米工業大学大学院学則第 2 条（大学院目的）

【資料 1-1-3】 久留米工業大学学則第 3 条の 2（教育研究の目的）

【資料 1-1-4】 久留米工業大学大学院学則第 6 条の 2（人材養成の目的）

1-1-②簡潔な文章化

・本学は建学の精神「人間味豊かな産業人の育成」に基づき、教育の理念を「知・情・意（知を磨き、情を育み、意を鍛える）」と定めており、本学の目的及び使命である「深く工業に関する専門の学術を教授、研究し、教養ある社会人を育成する」ことを簡潔に表現している。また、建学の精神、教育理念及び教育目的については、「大学案内」、「大学院工学研究科（修士課程）学生募集要項」、「久工大だより」、「学生便覧」、学校法人久留米工業大学広報誌「Advance」に簡潔な文章で明示するとともに、大学ホームページでも掲載している。【資料 1-1-5】 【資料 1-1-6】 【資料 1-1-7】 【資料 1-1-8】 【資料 1-1-9】 【資料 1-1-10】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-5】 2020 大学案内 (2 ページ)

【資料 1-1-6】 2020 年度大学院工学研究科 (修士課程) 学生募集要項 (1 ページ)

【資料 1-1-7】 「久工大だより」 第 75 号 (2 ページ)

【資料 1-1-8】 2019 学生便覧 (6 ページ)

【資料 1-1-9】 学校法人久留米工業大学広報誌「Advance」 Vol.7

【資料 1-1-10】 大学ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp/>

(大学案内⇒大学概要⇒建学の精神・教育理念・目的・ビジョン)

1-1-③個性・特色の明示

・本学では、昭和 41(1966)年の建学以来、「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神とし、「知・情・意の調和のとれた実践的教育を行う」ことを教育理念としてきた。そして、本学のビジョンとして「ひとりひとりの学生の才能を伸ばす大学」「ものづくり産業人を育成する大学」「地域の産業界から頼りにされる大学」の 3 つを掲げ、大学ホームページにおいて明示している。【資料 1-1-11】

・本学は、小規模大学であることを活かして、学生個々人の能力・意欲に合わせた学習・生活指導を行っており、平成 28(2016)年度には基幹教育センターを開設し、リメディアル教育や e ラーニングを導入した入学前教育を実施し、基礎から確実に身につける教育を行っている。また平成 27(2015)年度に開学 50 周年を記念して、環境技術を最大限導入し、それを体験できる施設として「テクノみらい館」を建設し、その後も最新技術を融合した未来のモビリティ社会を研究する「インテリジェント・モビリティ研究所」の設置、セスナ 2 機と自動車実習スペースを配置した「航空宇宙実習棟」の建設等、充実した教育施設による実践的なものづくり教育を行っている。平成 21(2009)年 7 月に完成した「ものづくりセンター」では、工作機械や溶接設備、3D プリンタやレーザーカッター等の各種加工装置を集積した「ものづくりの拠点」として、学生の研究活動だけではなく、地域の教育・研究の拠点としても利用できるよう、整備されている。さらに本学は、クラス担任やキャリアサポートセンターによる支援により、一人ひとりをサポートできる体制を築いており、高い就職率を保っている。【資料 1-1-12】【資料 1-1-13】【資料 1-1-14】【資料 1-1-15】【資料 1-1-16】

・上記のような、学生個々人への細かなサポートや充実した設備における実践的教育を実施することにより、本学の教育目的である学則第 1 条「高等学校教育の基礎のうえに学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く工業に関する専門の学術を教授、研究し、教養ある社会人を育成する」に反映されているのは明らかである。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-11】 大学ホームページ <http://kurume-it.ac.jp/>

(大学案内⇒大学概要⇒建学の精神・教育理念・目的・ビジョン)

【資料 1-1-12】 大学ホームページ <http://kurume-it.ac.jp/>

(学生生活⇒基幹教育センター)

- 【資料 1-1-13】 大学ホームページ <http://kurume-it.ac.jp/>
(施設・設備⇒100号館(テクノみらい館))
- 【資料 1-1-14】 大学ホームページ <http://kurume-it.ac.jp/>
(施設・設備⇒インテリジェント・モビリティ研究所)
- 【資料 1-1-15】 大学ホームページ <http://kurume-it.ac.jp/>
(お知らせ⇒3月に完成!「航空宇宙実習棟」)
- 【資料 1-1-16】 大学ホームページ <http://kurume-it.ac.jp/>
(施設・設備⇒ものづくりセンター)

1-1-④変化への対応

- ・使命や目的を達成するための教育を当初は「工学の基礎を重視した教育」と標榜していたが、平成 25(2013)年に、ものづくりに主眼をおき「実践的ものづくり能力を育む大学」「ものづくりの楽しさを発信する大学」と変化させ、平成 30(2018)年度に、本法人が策定・推進する「実施計画」等を踏まえ令和 3(2021)年度を目途とし、大学が目指すべき姿を明らかにした「2021年ビジョン」を策定し、大学ホームページにおいて公開している。
- ・これは、本学の建学の精神、教育の基本理念を踏まえ、「ひとりひとりの学生の才能を伸ばし、グローバルな視点を持つものづくり産業人を育成し、地域の産業界から頼りにされる、大学となる」という明確で理解しやすい目標を目指す大学像として掲げているもので、実現させるために、全ての活動を4つの分野(①教育②研究③社会貢献④経営)に分け、「アクションプラン 32」の実施を通じて社会情勢などに対応しつつ推進を図っている。【資料 1-1-17】
- ・さらに、「2021年ビジョン」に示された「アクションプラン 32」の取り組みおよび認証評価基準項目を踏まえ、「第2次前期実施計画(2019年度～2021年度)」を策定し、平成 31(2019)年度から実施している。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 1-1-17】 大学ホームページ http://kurume-it.ac.jp
(大学案内⇒久留米工業大学 2021年ビジョン)

(3) 1-1の改善・向上方策(将来計画)

- ・本学の使命・目的及び教育目的については、具体的かつ明確で簡潔な文章表現で説明しており、学生の教育・指導に反映できるよう努めている。今後も社会情勢の変化に応じて、使命・目的の検討を継続的に行う。
- ・また、本学の使命・目的に基づき、将来ビジョンについても見直しを図り、次期の「第2次後期実施計画(2022年度～2024年度)」の策定に反映しうるよう、改善・向上方策を検討していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

・本学の使命・目的及び教育研究上の目的、人材育成の目的は、学則及び大学院学則に具体的に明文化されており、それらの制定・改正は、企画会議、学科長会議、大学院研究科運営委員会で審議され、教授会、大学院研究科委員会において意見を聴き学長が決定した後、学校法人久留米工業大学理事会・評議員会の議を経て承認されており、役員、教職員の理解と支持が得られている。【資料 1-2-1】 【資料 1-2-2】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-1】 学科長会議議事録

【資料 1-2-2】 理事会・評議員会議事録

1-2-② 学内外への周知

・本学の建学の精神、教育理念、使命・目的及び教育目的については、学則、学生便覧、本学ホームページ、大学案内、久工大だより等に明記されており、教職員のみならず在学生、保護者、高校生、社会一般の方など全てのステークホルダーに理解してもらえるように周知している。【資料 1-2-3】 【資料 1-2-4】 【資料 1-2-5】 【資料 1-2-6】 【資料 1-2-7】
・また、本館 2 階の事務フロアや本館 4 階ホール、体育館に「建学の精神」「教育理念」を掲示することにより、学生や教職員への周知を図っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-3】 久留米工業大学学則第 3 条の 2（教育研究の目的）

【資料 1-2-4】 2019 学生便覧（6～18 ページ）

【資料 1-2-5】 大学ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp/>

（大学案内⇒大学概要⇒建学の精神・教育理念・目的・ビジョン）

【資料 1-2-6】 2020 大学案内（2 ページ）

【資料 1-2-7】 「久工大だより」第 75 号（2 ページ）

1-2-③ 中長期的な計画への反映

・本学は、1-1-④で示したように、建学の精神に基づき、「2021 年ビジョン」を策定しており、またこのビジョンの実現に向けた具体的な目標を設定するため、「第 1 次実施計画（2013 年度～2018 年度）」に引き続き、「第 2 次実施計画（2019 年度～2024 年度）の前期計画（2019 年度～2021 年度）」を策定し、本学の使命・目的及び教育目的を中長期

的な計画に反映できるようにしている。【資料 1-2-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-8】 学校法人久留米工業大学 第 2 次実施計画書（2019 年度～2021 年度）

1-2-④三つのポリシーへの反映

・大学の使命・目的を達成するための具体的な方策として、3 つのポリシーを定めている。

1) 工学部

ディプロマ・ポリシー

・ディプロマ・ポリシーの冒頭には、『本学は「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神とし、それを実現するために「知・情・意」を教育の理念としています。すなわち大学教育において「知を磨き」、「情を育み」、「意を鍛える」ことにより、深く工学に関する専門の学術を教授、研究し、幅広い教養を身につけた社会人の育成を目的とします。』と記載し、本学の建学の精神である「人間味豊かな産業人の育成」、教育の理念である「知・情・意」及び学則第 1 条に規定する目的を反映させている。【資料 1-2-9】【資料 1-2-10】

カリキュラム・ポリシー

・カリキュラム・ポリシーの冒頭には、「本学のディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために、入学してくる多様な学生に対して共通教育科目、専門教育科目を体系的に編成し、講義、演習、実験、実習を適切に組み合わせた授業を開講します。」と記載し、建学の精神及び目的を念頭に置いたカリキュラム・ポリシーとしている。【資料 1-2-11】

アドミッション・ポリシー

・アドミッション・ポリシーの冒頭には、『本学は「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神とし、これに基づいて「知・情・意の調和のとれた実践的教育を行う」ことを教育理念としています。』と記載し、「ものづくりに興味を持ち、大学の基本方針に共感し、本学での学業を通し、将来社会で役立つ実力および技術を身につけ、社会において活躍したいという強い意志を持った人」を求める学生像として示しており、アドミッション・ポリシーは本学の建学の精神及び目的等を反映した内容となっている。【資料 1-2-12】

2) 大学院工学研究科

ディプロマ・ポリシー

・ディプロマ・ポリシーには、「本学の建学の精神、教育理念、教育目標を実現することを意図して編成されたカリキュラムの内容について、修了までにあげる到達目標に達するとともに、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学の行う修士論文の審査および最終試験に合格した学生に修士（工学）の学位を授与する。」と記載し、また、ディプロマ・ポリシーの各項目が示すとおり、本学の建学の精神である「人間味豊かな産業人の育成」、教育の理念である「知・情・意」及び大学院学則第 2 条に規定する目的を念頭に置いた内容となっている。【資料 1-2-13】【資料 1-2-14】

カリキュラム・ポリシー

・カリキュラム・ポリシーには、「本学のディプロマ・ポリシーを保証するために、以下のような方針でカリキュラムを構成する。」と記載し、教育理念（目的）等を踏まえた内容であることを示している。

・工学研究科での学修は、学士課程教育での学修効果を踏まえて、より高度な専門性ととともに、高い倫理性、他分野に対する幅広い理解を身につけさせる。

・教育課程の編成にあたっては、講義科目、演習科目、実験・実習科目の効果的な連携をはかり、基礎から応用まで広い専門知識を身につけさせる。

・学生の主体的・能動的な学修・研究を促す教育・研究活動を行い、その学修成果を多面的に評価し、学修・教育目標を達成させる。

また、共通科目として、高度なコミュニケーション能力とグローバリゼーションに対応する人材を育成するために英語教育を行い国際的視野を身につけさせる。【資料 1-2-15】

アドミッション・ポリシー

・アドミッション・ポリシーの冒頭には、『久留米工業大学は「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神とし、これに基づいて「知・情・意の調和のとれた実践的教育を行う」としています。本学大学院では、「学部における一般的並びに専門的な学力を持つ人に、広い視野に立って深い学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度な能力を養うことを目的としています。』と記載し、「ものづくりに強い興味を持ち、さらに高度の技術力を身につけて、社会において活躍したいという強い意志を持った人」を求める学生像として示しており、アドミッション・ポリシーは本学の建学の精神及び目的等を反映した内容となっている。【資料 1-2-16】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-9】 久留米工業大学ディプロマ・ポリシー

【資料 1-2-10】 久留米工業大学学則第 1 条（目的及び使命）

【資料 1-2-11】 久留米工業大学カリキュラム・ポリシー

【資料 1-2-12】 久留米工業大学アドミッション・ポリシー

【資料 1-2-13】 大学院ディプロマ・ポリシー

【資料 1-2-14】 久留米工業大学大学院学則第 2 条（大学院目的）

【資料 1-2-15】 大学院カリキュラム・ポリシー

【資料 1-2-16】 大学院アドミッション・ポリシー

1-2-⑤教育研究組織の構成との整合性

・本学の教育研究上の目的は、学則第 3 条の 2 及び大学院学則第 6 条の 2 に定められており、その目的を達成するための教育研究組織として、工学部 5 学科と大学院工学研究科 3 専攻を設置している。また、大学設置基準第 6 条第 1 項に掲げてある要件を備えた組織として学術情報センター（図書館、情報館）、地域連携センター（地域連携推進室、ものづくりセンター）を設置しており、さらにキャリアサポートセンター、インテリジェント・モビリティ研究所、基幹教育センター等の設置により、学生が実践的なものづくりを学び、

久留米工業大学

地域の教育・研究の拠点としての役割も果たしており、本学の使命・目的及び教育目的に沿うものであるといえる。下記の図 1-2-1 にて、本学の組織図を示す。



図 1-2-1 大学組織図

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 本学の使命・目的及び教育目的は、財政計画と連動し、平成31(2019)年度から実施中の「第2次前期実施計画（2019年度～2021年度）」においても反映させ、それを通じて教職員全体に浸透しているが、個性・特色の明示及び法令への適合性といった条件を確保しつつ、継続的に必要に応じた見直しを図る。
- ・ 学外に向けては、これまでも本学の教育目的等の周知を図ってきたところであるが、今後は、特に高校生や保護者をはじめ高等学校関係者等への理解促進のため、本学の特色をさらに活かし、広報活動に力を入れていきたい。

【基準1の自己評価】

- ・ 建学の精神と教育理念に基づき、大学の使命・目的及び教育目的を具体的かつ簡潔な文章で明文化しており、学生の教育・指導に反映できるように努めている。また、教職員、学生、保護者、学外の方々へ大学ホームページ等による公表を行うとともに、各種の学校行事等を通じての理解促進を図っている。
- ・ 使命・目的及び教育目的は、本学が目指すべき姿（ビジョン）を踏まえた実施計画やポリシーに反映されている。実施計画等は全ての教職員参画のもと原案を作成し、理事会、評議員会の審議を経て決定されている。
- ・ 大学の使命・目的及び教育目的を達成するため、各学科やコース、研究科、専攻を適切に設置しており、学内の教育研究組織の強化に努めている。

以上のことから、使命・目的及び教育目的の設定と反映を適切に行っており、基準1を満たしていると判断する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

・本学の建学の精神及び教育理念に基づき、大学全体のアドミSSION・ポリシー及び学科ごとにアドミSSION・ポリシーを策定し、求める学生像や資質及び入学者選抜の基本方針を明示している。

・大学院についても同様に本学の建学の精神及び教育理念に基づき、大学院全体のアドミSSION・ポリシー及び専攻ごとのアドミSSION・ポリシーを策定し、求める学生像を策定している。

・アドミSSION・ポリシーの周知については、受験生、保護者、高等学校及び社会一般に対して、大学案内、入学試験実施要項、大学院工学研究科入学試験実施要項、本学ホームページ等で明示している。【資料 2-1-1】 【資料 2-1-2】 【資料 2-1-3】 【資料 2-1-4】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-1-1】 2020 大学案内

【資料 2-1-2】 2020 入学試験実施要項

【資料 2-1-3】 2020 大学院工学研究科入学試験実施要項

【資料 2-1-4】 大学ホームページ

（学部） https://www.kurume-it.ac.jp/daigaku/gaiyo_policy.html

（大学院） https://www.kurume-it.ac.jp/daigaku/gaiyo_policy_in.html

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

1) 入学試験の概要

・アドミSSION・ポリシーに沿って、多様な資質を持った学生の受入れを実施していくために、工学部では次のような入試区分で選抜を行っている。

(1) AO 入試

・プレゼンテーション、面接、調査書により本学への志望動機、入学後の目標、学修意欲や高校時代の成績等を総合的に評価している。また、プレゼンテーションでは、本学のアドミSSION・ポリシーに基づき、志望した理由、大学でやりたいこと、将来の目標等含めて自己アピールが出来ているかを評価の対象としている。

(2) 推薦入試

・プレゼンテーション、面接、調査書により本学への志望動機、入学後の目標、学修意欲や高校時代の成績等を総合的に評価している。また、プレゼンテーションでは、本学の

アドミッション・ポリシーに基づき、志望した理由、大学でやりたいこと、将来の目標等含めた内容になっているかを評価の対象としている。

(3) 一般入試

・筆記試験の成績を重視するが、高校在学中の学力も評価の対象としている。また、志望理由書では、本学のアドミッション・ポリシーに基づき、志望した理由、大学でやりたいこと、将来の目標等含めた内容になっているかを評価の対象としている。

(4) センター試験利用入試

・大学入試センター試験の成績を重視するが、高校在学中の学力も評価の対象としている。また、志望理由書では、本学のアドミッション・ポリシーに基づき、志望した理由、大学でやりたいこと、将来の目標等含めた内容になっているかを評価の対象としている。

(5) 外国人留学生入試

・プレゼンテーション、面接により表現力やコミュニケーション能力、日本語能力等を評価する。また、出願書類の審査等と合わせて総合的に選抜を行っている。

(6) 社会人入試

・プレゼンテーション、面接により学ぶ意欲と目的意識、表現力やコミュニケーション能力等を評価する。また、基礎学力試験を行い、出願書類の審査等と合わせて総合的に選抜を行っている。

(7) 編入学入試

・プレゼンテーション、面接により学ぶ意欲と目的意識、表現力やコミュニケーション能力等を評価する。また、出願書類の審査等と合わせて総合的に選抜を行っている。

・また、大学院では次のような入試区分で選抜を行っている。

(1) AO 入試

・プレゼンテーション、面接、出願書類等により総合的に選抜を行っている。また、プレゼンテーションでは、本学大学院のアドミッション・ポリシーに基づき、志望した理由、大学院で学びたいこと、将来の目標等含めて自己アピールが出来ているかを評価の対象としている。

(2) 推薦入試

・プレゼンテーション、面接、出願書類等により総合的に選抜を行っている。また、プレゼンテーションでは、本学大学院のアドミッション・ポリシーに基づき、志望した理由、大学院で学びたいこと、将来の目標等含めた内容になっているかを評価の対象としている。

(3) 一般入試

・筆記試験の成績を重視するが、大学在学中の学力も評価の対象とする。また、面接により表現力やコミュニケーション能力等を評価し、出願書類の審査等と合わせて総合的に選抜を行っている。

(4) 社会人特別選抜入試

・プレゼンテーション、面接、出願書類等により総合的に選抜を行っている。また、プレゼンテーションでは、本学大学院のアドミッション・ポリシーに基づき、志望した理由、大学院で学びたいこと、将来の目標等含めた内容になっているかを評価の対象としてい

る。(研究機関、教育機関、企業等に勤務して入学後もその身分を有し、所属長からの推薦を受けた者を対象とする。)

(5) 外国人留学生一般入試

・筆記試験の成績を重視するが、大学在学中の学力も評価の対象とする。また、面接により表現力やコミュニケーション能力、日本語能力等を評価し、出願書類の審査等と合わせて総合的に選抜を行っている。

以上のように、工学部・大学院それぞれの入試制度(入学者選抜方針)において、アドミッション・ポリシーに基づいた公正な選抜の実施を行っている。

2) 実施体制とその検証

・入学者選抜については、入試委員会規程に基づき、「入試委員会」において、入学者選抜の概要の策定を行い、教授会の意見を聴き学長が決定している。【資料 2-1-5】

・入試問題の作成及び採点にあたっては、学長より委嘱された各科目の出題委員及び採点委員が相互に点検を行い、ミス防止に努めている。

・入試の実施については、各入試制度の実施要項を作成し、事前に担当者と実施に伴う注意事項の連絡等について打ち合わせを行い、体制を整えて実施している。

・入学試験の可否判定については、入学試験判定委員会規程に基づき、「入学試験判定委員会」において適切かつ公正な選抜を行っている。【資料 2-1-6】

・アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れを行うっていくために、毎年度「入試委員会」及び「入学試験判定委員会」において検証を行うとともに、内容について見直しを図っている。令和元(2019)年度新入生アンケートでは、アドミッション・ポリシーの周知率が約 70%であり、一般入試とセンター試験利用入試区分における入学者の周知率が低かったため、これらの入試区分でも志望理由書を選抜方法に導入し、アドミッション・ポリシーの周知率改善の方策としている。【資料 2-1-7】

・大学院についても同様に、大学院研究科運営委員会規程に基づき、「大学院研究科運営委員会」において適切かつ公正な入学者の受入れを行うとともに併せて検証も行っている。

【資料 2-1-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-5】 久留米工業大学入試委員会規程

【資料 2-1-6】 久留米工業大学入学試験判定委員会規程

【資料 2-1-7】 令和元年度新入生アンケート結果

【資料 2-1-8】 久留米工業大学大学院研究科運営委員会規程

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

・工学部の過去 5 年間の志願者数、入学者数、入学定員充足率及び収容定員充足率は【データ編・様式 2】のとおりで、学科別の在籍者の推移は【表 2-1】のとおりである。

・過去 4 年間(平成 27 年度～平成 30 年度)の入学定員充足率は、交通機械工学科では平均で 82%と低迷しているが、機械システム工学科では平均で 110%、建築・設備工学科で

は平均で 138%、情報ネットワーク工学科では平均で 135%、教育創造工学科では平均で 130%を達成し、大学全体としても平均で 115%の入学定員充足率を達成している。特に、建築・設備工学科、情報ネットワーク工学科及び教育創造工学科の入学定員充足率が平均で 130%を超えており、各学科の適切な学生受入れ数を維持していくために、平成 31(2019)年度から、大学全体の入学定員を 290 名から 320 名に定員増した。具体的には、交通機械工学科の入学定員を 80 名から 70 名、建築・設備工学科の入学定員を 60 名から 80 名、情報ネットワーク工学科の入学定員を 70 名から 80 名、教育創造工学科の入学定員を 30 名から 40 名にそれぞれ変更した。

・その結果、平成 31(2019)年度の大学全体としての入学定員充足率は 119%を達成しており、入学定員拡充後も学生受入れ数を適正に維持している。

・また、過去 5 年間（平成 27 年度～平成 31 年度）の在籍学生数の推移を見ると、学科によって違いはあるが、大学全体としての収容定員充足率は平成 28(2016)年度までは 90%前後と低迷していたが、平成 29(2017)年度には 100%、平成 30(2018)年度には 108%、平成 31(2019)年度には 112%に達しており、直近の 3 年間は在籍学生数も適正な水準で維持している。【資料 2-1-9】 【資料 2-1-10】

・編入学については、3 年次に機械システム工学科、建築・設備工学科及び情報ネットワーク工学科でそれぞれ 4 名、交通機械機械工学科では 8 名の編入学定員を設けており、その範囲内で適切に編入学生を受入れている。

・大学院の志願者数及び入学者数は【データ編・様式 2】のとおりで、専攻別の在籍者数の推移は【表 2-2】のとおりである。過去 5 年間（平成 27 年度～平成 31 年度）の定員充足率は、専攻によって違いがあるが、大学院全体としての入学定員充足率は平成 30(2018)年度までは 100%を大きく割り込んでいたが、令和元(2019)年度には 100%を達成し、入学定員を確保できている。その結果として大学院全体としての収容定員充足率も 83%まで上昇している。【資料 2-1-9】 【資料 2-1-11】

・今後、大学院の適切な学生受け入れ数を維持していくために、本学の学部学生に対して大学院進学ガイダンスを研究室単位で行い、大学院進学におけるメリットや進路などを示すことで、学部学生に進学意欲を持って進学することによって、大学院の定員を充足すべく努めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-9】 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式 2 【データ編・表 2-1】と同じ

【資料 2-1-10】 学部・学科別在学者数（過去 5 年間）【データ編・表 2-1】と同じ

【資料 2-1-11】 研究科・専攻別在学者数（過去 5 年間）【データ編・表 2-2】と同じ

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

・入試制度については、文部科学省の「平成 33 年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告について（通知）」に基づき、平成 29(2017)年度に「入試改革ワーキンググループ」を設置し、「2021 年度入学者選抜の基本方針等についての予告」についての素案を作成し、入試委員会及び教授会で審議を行った。今後はこの予告をもとに、令和 3(2021)年

度入試の内容について入試委員会において決定し、公表を速やかに行う。

・令和元(2019)年度の収容定員充足率は、大学全体としては112%である。しかしながら、一部の学科で定員の未充足や1.3倍を超える学生受入れとなっており、今後は各学科、入試委員会及び入学試験判定委員会においても、適切な学生受入れ数が維持できるよう努めていく。

・特に、定員未充足の学科については、女子学生や留学生の獲得にも目を向けるとともに、社会や受験生のニーズを踏まえ、本学の強みや特色を最大限活用し学修者本位の魅力的な教育になるように転換を図る。本学は、文部科学省の実施する「平成30年度私立大学研究ブランディング事業」の支援対象校に選定され、本事業の一環で高校生ステークホルダー調査に基づき、「福岡一小さな工業大学だからこそ解決できることがある」というブランドコンセプトを打ち立て、地元に着目し地域の課題を見逃さず、スピード感をもって課題解決に取り組みながら、世界の中の地域にある大学として、持続可能な社会へ貢献できる創造力（ものづくり）・課題解決力（地域貢献）を実践的に身に付けた学生を輩出し、筑後地域における本学のレピュテーション向上を目指す。

・この高校生ステークホルダー調査の結果に基づき、工学部については次のような改善方策を行う。

・機械システム工学科は、工学系志望者のニーズに合わせ、電気・電子分野やプログラミング教育を強化し、受験者層の拡大を図る。

・交通機械工学科は、新入生アンケート調査では、本学が第一希望と回答した学生が約90%であり入学者のニーズと教育シーズが合致しているが、母集団が少ないと想定されるため、ICT・AIといったモビリティ周辺技術を強化・広報することで、受験者層の裾野を広げ、受験生の併願を促す。

・建築・設備工学科は、地域課題の事例を引き続き増やししながら、教学マネジメントの観点から学生の成長の可視化に取り組み、地域の課題を解決する学生が育つイメージを打ち出し安定した学生募集へと繋げる。

・情報ネットワーク工学科は、地域課題解決の事例を増やすため、地場企業との包括連携を強化し、九州IoTコミュニティに参加する等、地域課題解決の実践の場を増やし教育力をアピールする。

・教育創造工学科は、教育現場で必要となっているeラーニング教材やeポートフォリオ作成、プログラミング技術を身に付ける教育により教員養成の付加価値を高め、卒業しても学科卒業生教員を対象に勉強会の企画・開催を通して教育力を向上する支援を行い、ブランド力を高める。

・また、大学院については、大学ホームページに大学院進学情報を掲載すべく、情報の精査を行っている。大学内外の方に対して本大学院に進学することに対するメリットや進路情報を開示することで、より多様な学生の受入れ及び適切な学生受入れ数が維持できるよう努めていく。

2-2. 学修支援

2-2-①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

・円滑な教職員協働による学修支援を行うために、本学では、事務部門各課が各種委員会の事務局となり、また、委員として参画しており、教員と職員が互いに連携をとりながら教育活動を支援している。

・本学の学修支援体制を支えるものとして、「クラス担任制度」「基幹教育センター」「入学前教育」が挙げられる。

・本学では、全ての学年において、学生一人ひとりをきめ細かく指導できるよう、クラス担任制を採用している。年度初めのクラス担任説明会において、学修支援および学生生活支援としてクラス担任の業務についての説明を行い、学生への支援体制を整えている。また授業回数 5 回（前・後期ともに 3 回）ごとに出席調査を行い、出席不良の学生については教務課より保護者に通知のうえ、クラス担任が面談を行うようにしている。さらに早期より出席不良の学生を把握するため、各学期の始まりに、必修科目を 2～3 回欠席した学生に対して調査を実施している。学生の出席状況や成績を把握し、学生生活全般について相談に応じ、指導と助言を行っている。また、本学では Semester ごとに保護者へ学生の成績を郵送で通知している。【資料 2-2-1】

・本学では、平成 28(2016)年 4 月に基幹教育センターを開設し、多様な学修歴を持つ入学学生への初年次教育のサポートおよび在学生の学修支援を行っている。平成 30(2018)年度には、基幹教育センターを改編し、数理基礎教育部門、学士課程基礎教育（ラーニングコモンズ）部門、教学 IR 部門を置いて学修支援体制を整えた。【資料 2-2-2】

・本センターの活動は、学生への質問対応や試験対策などの支援を個別に行うとともに、学修不足が懸念される学生には、センターから呼びかけし、指導を行っているため、センター利用の学生が増加することを踏まえ、平成 31(2019)年度より非常勤講師 2 名を増員した。。また、上記の学修支援に加え、LC プロジェクトを平成 31(2019)年 4 月より始動し、キッコロ（K.I.T.Colloquium、久留米工業大学学際発表会）を主催し学生と教員との間のコミュニケーションを促し、学生の意見を取り入れている。

・平成 30(2018)年度の利用者は、設立年度から大幅に増え、徐々に認知度が上がってきた。ただし、増加率は減少傾向があり、利用者数に頭打ちが見られる。また、利用者の用途も多様化し、専門的な内容の質問があり、本センターでは対応できないこともある。以上のことから次年度に向けては、学生への学修支援を行うため本センターの認知度のさらなる向上や、専門的な質問に対応すべく各学科の教員と学生をつなぐ役割を本センターが担うということがあげられる。【資料 2-2-3】 【資料 2-2-4】

・高等学校における理数科系科目の履修状況が多様化し、入学者に対して相応の支援が必要な状況にあることから、本学では入学前教育を実施している。AO、推薦入学予定者は 12 月上旬から入学までの期間、e ラーニングによる入学前教育を実施している。入学前教育の習熟度によっては、入学後、基幹教育センターにおいてリメディアル教育を実施して

いる。【資料 2-2-5】

・新入生に対し、学生課がオリエンテーションとして、入学式当日から 3 日間の日程で実施している。入学式当日は、新入生に大学の紹介と交通安全講習会を実施し、交通マナーと事故防止等の啓発を行う。保護者へは学生指導等のスケジュールを説明している。2 日目は、大学内施設の説明や履修指導、健康診断及び久留米市からの職員を招いて地域の案内（ゴミだし等）を行う。3 日目は、薬物乱用防止に関する講演会を実施するなど、3 日間で大学生としての心得を学べるようにしている。【資料 2-2-6】

・学術情報センター情報館では、教育支援システム（G Suite for education 等）の提供、PC 教室の授業・自習の両面的利用の支援、PC 教室の情報機器の操作説明、ソフトウェアの基本的な使用方法、学内情報ツールの利用方法などの技術的な支援、学内無線 LAN の接続支援、PC 教室の情報機器・ソフトウェアの利用方法に関する講習会の開催など、担当教員と情報館技術職員が協働して学修支援を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-1】 令和元(2019)年度クラス担任一覧

【資料 2-2-2】 久留米工業大学基幹教育センター規程

【資料 2-2-3】 基幹教育センターニュース

【資料 2-2-4】 久留米工業大学基幹教育センター年報第 2 号

【資料 2-2-5】 「入学前教育のご案内」

【資料 2-2-6】 平成 31 年度新入生オリエンテーション日程表（工学部・大学院・編入学）

2-2-②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

・障がいのある学生に対しては、「障がい学生支援のガイドライン」に基づき、一人ひとりの障がいについて教員、職員が配慮した環境を整えている。「障がいのある学生の学修支援等希望調査票」に基づき学生相談室の臨床心理士と医務室員、学生課にて個人の面談を行い、最善の対応を話し合い、担当学科に連絡を行うことで、情報の共有を行っている。また、入学後の経過については、本人へ医務室員が連絡を取り、現状の把握を行い、更なる改善に向けた対応を行っている。【資料 2-2-7】

・本学では、全ての教員にオフィスアワーの時間を設定しており、掲示板や大学ポータルサイト及び各教員の研究室入口にオフィスアワーを明示し、学生の質問・相談などに応じている。現実には、オフィスアワー以外の時間帯に訪問する学生が多い。大学が小規模であることもあって、教員と学生の間で面会時間の調整をすることは容易である。【資料 2-2-8】

・平成 7(1995)年に大学院が開設され、学修支援の一環として、平成 21(2009)年からチューター制度、平成 27(2015)年に教育的補助員(TA)制度を導入して、担当教員とともに、授業及び実習・演習の科目の支援を行っている。

・TA 制度の充実を図るため、平成 27(2015)年より「大学院ティーチング・アシスタント規程」を制定し運用を開始し、平成 30(2018)年度より、TA に対する研修制度を設け、必ず研修を受けるように義務付けた。【資料 2-2-9】 【資料 2-2-10】

・多様な学修履歴を持つ入学生においては、授業補佐として TA を活用し、学力の向上が

見受けられた。更なる学習支援の充実を図るため、教員及びTAと共に教育補助としてスチューデント・アシスタント(SA)の活用を行うため、平成27(2015)年に制定されたスチューデント・アシスタント規程について、令和元(2019)年に教務委員会において規程を見直し、運用している。【資料2-2-11】

・中途退学、休学及び留年への対策については教務委員会で継続的に審議されており、退学の事由について、引き金となる要因等をIR推進センターにて検証している。

・出欠調査で欠席回数が増える前にクラス担任が面談をして指導する、学生生活に不安がある場合はクラス担任、担当職員やスクールカウンセラー等に相談を受ける体制を取っている。また、学修に不安がある場合は基幹教育センターにて学修支援ができる体制を取っている。【資料2-2-12】

・平成30年(2018)度入学生から導入した「パソコン必携制度」では100号館の講義室でパソコンを使った授業が出来るようWi-Fi環境を整備し、令和元(2019)年度に残りの講義室のWi-Fi環境を整備した。【資料2-2-13】

【エビデンス集・資料編】

【資料2-2-7】平成31年度入学手続きのしおり「障がいのある学生の修学支援等希望調査票」

【資料2-2-8】2019年度オフィスアワー一覧

【資料2-2-9】久留米工業大学大学院ティーチング・アシスタント規程

【資料2-2-10】TA研修会開催案内

【資料2-2-11】久留米工業大学スチューデント・アシスタント規程

【資料2-2-12】令和元年度退学状況調査票

【資料2-2-13】PC必携化の案内(合格者配布用)

(3) 2-2の改善・向上方策(将来計画)

・基幹教育センター・学生相談室等の活性化を図り、学生のサポートがさらなる充実したものとなるために関係教職員の活動が適切に緻密に行えるような仕組みを確立する。

・SA制度を活用したアクティブ・ラーニング授業を開始したが、今年度の対象授業科目数、対象科目の選択方法内容を検証し、次年度一層充実させる。

・今年度のLCプロジェクト活動の検証をする。

・将来的にはオンラインチャットボットによる人工知能を活用した自動会話プログラムを利用して学生指導を行うシステムの構築を検討する。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1) キャリア教育のための支援体制の整備

- ・教育課程内では、各学年にキャリア教育に関する科目を設けている。【資料 2-3-1】
- ・必修科目として、1年次に「就業力基礎」、2年次に「就業力育成セミナー」、3年次に「就業力実践演習」を開講している。また、選択科目として、3年次に「就職指導Ⅰ」「就職指導Ⅱ」を開講し、模擬面接や適性テスト及び各種就活セミナー等実践的なプログラムにより、社会における技術者の役割や技術者としての倫理など、社会で求められている技術者としての能力を意識し身に付けられるようしにしている。【資料 2-3-1】
- ・1年次には選択科目として、「文書表現法」を開講し、各自の将来設計や自己表現について深く考え、レポートにまとめている。1年次開講科目を学んだ後、これまでの履修科目を確認したうえで、自らの専門領域を決め、2年次以降の履修計画と学習計画を立案している。【資料 2-3-2】
- ・「キャリアサポートセンター」は「地域連携推進室」とも連携しながら、進路開拓、企業説明会の実施、インターンシップ運営など、キャリア教育全体に関する支援を行っている。【資料 2-3-3】 【資料 2-3-4】 【資料 2-3-5】 【資料 2-3-6】
- ・企業内での就業体験を行う「インターンシップ」の機会を提供し、実務経験を通じたキャリア形成の意識醸成に努めている。また、自治体と連携し地企業の「インターンシップ合同説明会」を5月29日に実施し学生47名が参加。また「合同企業説明会」を6月29日に実施し学生25名（卒業生1名を含む）が参加した。
- ・地元金融機関との連携協定に基づくインターンシップ事業「社長のかばん持ち体験」を昨年度に引き続き実施、5社の受入企業及び5名の参加学生が決定。8月8日にビジネスマナー等を含む事前研修、8月9日～9月23日の間で2日間の体験実習、10月25日及び11月15日にPowerPoint講習並びに報告発表練習を実施。12月13日に報告会を開催した。
- ・令和元(2019)年度実施した各種インターンシップへの参加学生数（1day インターンシップを含む）151名（2019年11月18日時点）と成っている。【資料 2-3-7】 【資料 2-3-8】 【資料 2-3-9】 【資料 2-3-10】 【資料 2-3-11】 【資料 2-3-12】 【資料 2-3-13】
- ・学生の就職活動を支援するため、交通費支援制度を設け、就職試験及び会社説明会等の就職活動の際の交通費（一部）支援を引続き行っている。【資料 2-3-14】
- ・就職課（キャリアサポートセンター）では、7月にMOS（Excel）資格講座に関する説明会を開催。9月9日～9月18日の期間で23名の学生が受講し試験を受験。その他、TOEIC資格講座を10月18日～12月20日の期間で開催。34名の学生が受講中である。また、2月にはMOS（Word）資格講座を実施予定である。また、学生課と連携した資格取得支援を行い、学生のキャリア形成のサポートに努めている。【資料 2-3-15】 【資料 2-3-16】 【資料 2-3-17】

2) 就職・進学に対する相談・助言体制の整備

- ・教学組織の「キャリアサポートセンター運営委員（教員）」と事務組織の「就職課」が連携し、教職員一体となって就職・進学に対する相談・助言を行っている。
- ・キャリアサポートセンターは、センター長、学科センター運営委員（副センター長を含む）5名、就職課には、就職課長、専任職員1名、派遣職員2名で構成。教学組織と連携

を取りながら、キャリア形成教育及び就職支援を行っている。【資料 2-3-18】 【資料 2-3-19】

・キャリアサポートセンターの運営は、委員長、各学科の担当教員及び就職課長で構成されたキャリアサポートセンター運営委員会により審議された活動方針を基に、年間計画を作成し、学生のキャリア形成支援を行っている。【資料 2-3-20】 【資料 2-3-21】 【資料 2-3-22】

・キャリアサポートセンターに「キャリア教育指導教員」を配置し、就職・進学に対する相談・助言に当たっている。【資料 2-3-23】

・キャリアカウンセラー（1名）による就職支援も継続。4月から3月の期間（計44回）で履歴書・エントリーシート の書き方、面接対応、自分に合った仕事の探し方等の学生相談に対応。述べ72名（11月12日時点）が利用。【資料 2-3-23】 【資料 2-3-24】

・教職員一体となった就職支援の結果、学生は本学卒業後、個々の希望に合った進路に進み、民間企業希望者の就職率は82.8%（10月末）と成っている。また、求人状況は、全学科対象で1,260社（10月末）からの求人となっている。

・学生の就職・進学の状況については、毎月の学科長会等で報告している。【資料 2-3-25】 【資料 2-3-26】 【資料 2-3-27】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-1】 2019 学生便覧（30～32 ページ、34 ページ、37～39 ページ、41 ページ、44 ページ、46 ページ、49～51 ページ、53 ページ、58～60 ページ、62 ページ、65～67 ページ、70 ページ）

【資料 2-3-2】 2019 学生便覧（30～31 ページ、37～38 ページ、49～50 ページ、58～59 ページ、65～66 ページ）

【資料 2-3-3】 久留米工業大学地域連携センター規程

【資料 2-3-4】 久留米工業大学地域連携センター運営委員会規程

【資料 2-3-5】 地域連携インターンシップ協力企業一覧

【資料 2-3-6】 平成 31 年度第 19 回学内合同企業説明会

【資料 2-3-7】 夏季・春季インターンシップ説明会

【資料 2-3-8】 令和元年度久留米市インターンシップ企業説明会要項

【資料 2-3-9】 令和元年度久留米市合同会社説明会要項

【資料 2-3-10】 平成 29 年度～令和元年度のインターンシップ実績

【資料 2-3-11】 社長のかばん持ち体験募集要項

【資料 2-3-12】 社長のかばん持ち体験報告会次第

【資料 2-3-13】 社長のかばん持ち体験報告書

【資料 2-3-14】 就職活動交通費支援制度案内

【資料 2-3-15】 MOS 資格講座資料

【資料 2-3-16】 TOEIC 資格講座資料

【資料 2-3-17】 令和元年度資格取得支援一覧表

【資料 2-3-18】 久留米工業大学キャリアサポートセンター規程

【資料 2-3-19】 久留米工業大学キャリアサポートセンター運営委員会規程

- 【資料 2-3-20】 令和元年度進路指導年間スケジュール
- 【資料 2-3-21】 令和元年度就業力実践演習計画
- 【資料 2-3-22】 学生面談数（キャリアサポートセンター長対応）
- 【資料 2-3-23】 キャリアカウンセラーによる就職活動サポート告知ポスター
- 【資料 2-3-24】 カウンセリング予約表
- 【資料 2-3-25】 令和元年度月別進学内定状況
- 【資料 2-3-26】 平成 29 年度～令和元年度進学内定状況
- 【資料 2-3-27】 平成 29 年度～令和元年度各学科就職先一覧

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・キャリア教育支援のうち教育課程に関しては、カリキュラム内容や実施方法について改善及び向上に努めていく。
- ・インターンシップに関する支援に関しては、学生の参加者数増加の方策を検討すると共に、新たなインターンシップの実施についても検討していく。
- ・就職活動に係る交通費支援は、現行の制度内容を見直し引き続き実施していく。
- ・資格取得講座についても実施時期の見直し等を検討し学生参加者の増加に努めていく。
- ・就職、進学に対する支援体制についても、キャリアカウンセラーの勤務体制等の見直しを行い、学生の個々の希望に合った進路選択が出来る様な体制作りの強化に努める。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- ・本学の建学の精神に基づき学生生活規程のもと学生支援の取組みを行っている。【資料 2-4-1】
- ・学生生活支援、厚生指導のための組織として、学生の厚生指導等に関する問題を検討するため、学生厚生委員会と事務組織としての学生課がある。この委員会は定期的開催し、学生生活上の問題に迅速に対処している。また、クラス担任制を取っており、修学上の問題への対応や学生生活の様々なサポートを行っている。【資料 2-4-2】 【資料 2-4-3】 【資料 2-4-4】
- ・学生の健康診断、心的支援、生活相談については、医務室、学生相談室及び学生課が窓口となり対処している。医務室は午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで、看護師が常駐し怪我や急病などの応急処置、健康診断などに対応している。【資料 2-4-5】 【資料 2-4-6】
- ・学生相談室では週に 3 回、非常勤の臨床心理士が学生及び教職員に対してカウンセリングを行っている。相談内容によっては、学生課や就職課の職員、教員及び外部の専門医師などで分担している。【資料 2-4-7】 【資料 2-4-8】

- ・学生の健康管理として、毎年定期的に健康診断を実施している。問題が生じた学生に対しては精密検査機関を紹介している。また、時節に応じて「医務室だより」を発行し、熱中症対策等の健康管理に関する諸情報を提供している。【資料 2-4-9】 【資料 2-4-10】
- ・1年生を対象に「薬物乱用防止」の講習会を開催している。【資料 2-4-11】
- ・「オフィスアワー」の制度を設け、学生がどの教員に対しても学生生活や修学上の問題等相談できる体制を整備して、時間帯は教員の研究室前に掲示している。【資料 2-4-12】
- ・経済的に困窮している学生を支援するため本学の奨学金制度は、大学独自の奨学金制度、日本学生支援機構奨学金、地方自治団体奨学金、財団法人及び民間団体等の奨学金がある。また、学業優秀な学生の勉学意欲を向上させるため、学生に対し学業優秀奨学金を給付している。これらの奨学金制度については、入学前のオープンキャンパスや入試説明会などの相談コーナーを設けて情報提供に努めている。【資料 2-4-13】 【資料 2-4-14】
- ・生活急変により学費負担が困難な学生に対しては、クラス担任及び学生課で相談に応じ、本学独自の授業料減免制度や経済支援育英奨学金の活用を指導している。【資料 2-4-15】
- ・学部の成績が上位 5%以内又は上位 15%以内の本学大学院進学希望者に対しては、久留米工業大学大学院特別奨学金を設け、授業料を全額免除又は半額免除としている。また、編入学生の大学院進学については、学業優秀者に対して授業料の全額又は半額の奨学金制度を設けている。【資料 2-4-16】
- ・通学が困難な遠隔地の学生のために、大学隣接地に学生寮を設置し、周辺の下宿・アパート等に比較して低料金で利用できるようにしている。【資料 2-4-17】 【資料 2-4-18】
- ・本学には、学生主体となる学友会組織があり、総括として総務委員会があり全学生をまとめる組織である。その下に学術文化会、体育会及び愁華祭実行委員会が設置されている。学友会の運営にあたり学生のクラブハウスを設置しており、クラブハウスには、各クラブ部室を初め学内 LAN、シャワー室、会議室、多目的ホールを整備しており、会議室や他大学の学生との打ち合わせ、交流等に利用している。【資料 2-4-19】 【資料 2-4-20】
- ・学生のハラスメントに対応するために学校法人久留米工業大学ハラスメント防止規程に基づき、久留米工業大学ハラスメント防止委員会を設け、学生からの相談には、教職員による「ハラスメント相談員」による体制をとっている。【資料 2-4-21】 【資料 2-4-22】 【資料 2-4-23】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-4-1】 学生生活規程

【資料 2-4-2】 学校法人久留米工業大学組織及び管理規則別表第 2（分掌事務学生課）

【資料 2-4-3】 久留米工業大学学生厚生委員会規程

【資料 2-4-4】 2019 年度クラス担任

【資料 2-4-5】 久留米工業大学医務室管理規程

【資料 2-4-6】 医務室利用状況一覧

【資料 2-4-7】 久留米工業大学学生相談室規程

【資料 2-4-8】 学生相談室利用状況一覧

【資料 2-4-9】 学生定期健康診断の実施について

【資料 2-4-10】 医務室ニュース

- 【資料 2-4-11】 薬物乱用防止講習会実施計画（新入生オリエンテーション）
- 【資料 2-4-12】 2019 年度オフィスアワー（前期・後期）
- 【資料 2-4-13】 久留米工業大学奨学金規程
- 【資料 2-4-14】 久留米工業大学奨学金に関する細則
- 【資料 2-4-15】 久留米工業大学授業料減免に関する規程
- 【資料 2-4-16】 久留米工業大学大学院特別奨学生規程
- 【資料 2-4-17】 久留米工業大学学生寮規程
- 【資料 2-4-18】 久留米工業大学学生寮に関する細則
- 【資料 2-4-19】 久留米工業大学学友会会則
- 【資料 2-4-20】 学友会「組織図」
- 【資料 2-4-21】 学校法人久留米工業大学ハラスメント防止規程
- 【資料 2-4-22】 久留米工業大学ハラスメント防止委員会規程
- 【資料 2-4-23】 久留米工業大学ハラスメント相談室規程

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・学生の生活をより充実していくための支援については、毎年行っている学生満足度調査や今年度設置した「KIT かなう箱」を活用し、今後も現状の問題点を収集、分析し、改善と向上に努めていく。また、学友会との連携を取りながら、学生総会等で学生の要望や意見を取入れ学生へ改善していく。
- ・メンタルケアを必要とする学生が増えてきており、学生相談室の利用が多くなっている。利用状況をみながら臨床心理士の稼働日数が適切であるか判断していく。
- ・経済的な理由による退学者がいるため、支援が必要な学生に国の修学支援新制度の説明会を丁寧に複数回実施し、申請ができない学生が出ないように対応していく。また、本学独自の奨学金制度の周知についても学科教員を通じて広報するなど充実を図り、真に支援が必要な学生に有効に支援できるよう努めていく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

1) 校地・校舎等

・本学の本校舎（向野キャンパス）は福岡県久留米市上津町 2228 の 66 番地に位置し、近隣（同市上津町 2192）に中尾山キャンパスを有する。

・本学は久留米市の南部に属し、JR 鹿児島本線久留米駅からバスで約 30 分、西鉄大牟田線久留米駅からバスで約 20 分、また九州自動車道路広川 IC からは車で約 5 分。九州の大動脈である、JR 本線（九州新幹線、鹿児島本線、長崎本線、久大本線）や高速道路（九州自動車道、長崎自動車道、大分自動車道）のハブ的な位置に属しており、九州各県から交通の利便性に優れている。【資料 2-5-1】 【資料 2-5-2】

・本学の校地及び校舎の配置は、向野キャンパスには講義室や実習室、ゼミ室、教員研究室等の校舎や、学術情報センター（図書館、情報館）、体育館、運動場等の教育研究施設を配置し、中尾山キャンパスには講義室や実習室などの校舎を配置している。キャンパス間の距離は約 500m（バス停留所 1 区間）である。

・また、県外の学生も多く在籍しており、向野キャンパスに隣接して低料金で利用できる学生寮（男子専用／80 名入寮可能）を完備し、生活面でもサポートしている。

・校地面積（95,847 m²）及び校舎面積（27,699 m²）は、大学設置基準の数値（校地面積 13,200 m²、校舎面積 17,255 m²）を上回り、十分な校地・校舎等の面積を有している。

■ キャンパス MAP ■

【向野キャンパス】



【中尾山キャンパス】



図 2-5-2 向野キャンパス（上段）及び中尾山キャンパス（下段）配置図

2) 施設・設備の整備

・建物の耐震性の確保については、旧耐震基準で建設された鉄筋コンクリート造の建物の耐震診断を実施し、診断結果が基準以下であった建物の耐震補強工事を実施し、学内の耐

震化を図った。

・本学のシンボルである 100 号館（テクノみらい館）は、環境技術を最大限導入し、それを体験・実践できる施設として新設した。太陽光発電や風力発電など、クリーンエネルギーを活用した省エネ技術を導入。また、壁や天井など、普段では見ることができない内部の建築構造や建築設備が見えるように設計され、建物自体が身近な教材として活用する。

・1 階は学生食堂やカフェ、コンビニを設置し、2 階は学生ラウンジやラーニングコモンズを設置。学生がくつろげるスペースを確保している。

・3 階から上階は学習スペースとなり、講義室 12 室、実験室 1 室、演習室 3 室、製図室 1 室、ゼミ室 7 室、多目的ホール 1 室があり、最新の設備により快適な環境の中で学習できる。

・また、地域企業及び住民との交流を推進するとともに、災害時等に住民の避難場所として利用できるように設計配慮している。【資料 2-5-3】

・3 号館には講義室 3 室、実験室 4 室、5 号館は実験室 3 室、6 号館に講義室 4 室、実験室 1 室を設置している。

・また、研究室については 3 号館に 32 室、5 号館に 6 室、6 号館に 11 室、その他に 15 室、合計 64 室を設置し、設置基準を満たしている。

・本学は多くの教員が在籍しており、学生と教員のコミュニケーションを充実させるためオフィスアワーを設定している。授業、研究、進路、学生生活に関することなど、気軽に質問や相談ができる環境を提供している。【資料 2-5-4】

・学内の講義室、研究室及びパブリックスペースでは、持ち込んだモバイル機器（パソコンやスマートフォン）をインターネットに接続する為の無線 LAN(Wi-Fi)環境を整えている。接続するには大学発行のユーザ ID（一部機能制限のユーザ ID を除く）を使い、安心して利用することができる。また、大学のネットワークは安定した学術情報ネットワーク (SIENT) に接続しているので、情報基盤環境として教育研究に活用できる。

・各講義室にはスクリーンを設置しており、100 号館の全講義室には固定式プロジェクターを備えている。その中でも大講義室 (304 人収容) では大型スクリーンを設置しており、さらに講義室中段の両側に 2 台の大型モニターを設置し、後方座席の学生にも分かりやすいように学習環境に配慮している。

・本学は“ものづくりを学ぶ”ことをコンセプトに挙げ、附属施設として、全学生及び教職員を対象にもものづくり支援を行う「ものづくりセンター」を設置し、学生の教育活動を支援している。【資料 2-5-5】

・体育施設では、体育館（武道場、卓球場、トレーニング室、更衣室、シャワールームなどを含む）、夜間照明設備を有する野球場及び多目的グラウンドを設置している。平成 30(2018)年 9 月には硬式野球部クラブハウスを新設し、更衣室やシャワールームを完備している。これらの体育施設は、授業、課外活動、学校行事などで利用しているほか、一般学生及び教職員、そして学外者にも開放し、交流の場としても活用されている。【資料 2-5-6】

・クラブハウスには、学生が運営する委員会室や部室の他に、会議室や多目的ホールなどが設けられており、委員会やクラブ等に所属する学生が利用している。【資料 2-5-7】

・女子学生のくつろぎ・交流を目的に、女子学生ラウンジ及び女子学生専用更衣室を 100

号館に設置している。女子学生ラウンジにはパウダールームを備え、女性のくつろぎのスペースを確保している。【資料 2-5-3】

・平成 30(2018)年度から交通機械工学科に「先端交通・航空宇宙コース」を新設し、航空機技術の理解を深める目的で、小型航空機の分解整備実習などを行う、航空宇宙実習棟を建設（平成 31(2019)年 4 月竣工）。航空機やロケットの設計製造、航空機の整備など、開発製造技術が専門的に学べる北部九州（福岡・佐賀・長崎）唯一のコースであり、自動車から次世代モビリティまで未来の交通工学を担う人材を育てる。【資料 2-5-8】

3) 施設設備の運営・管理

・本学の建物や施設・設備の管理は施設管理課が主体となり、教務課、学生課、会計課、そして教職員と連携し維持・管理を行っている。また、電気設備、電話回線（学内 LAN）、エレベータ設備、消防設備などの保守点検業務のほかに、学内の警備業務、清掃業務、産業廃棄物処理業務など、完全な保守管理を専門業者に委託し維持管理を行い、学生が安心して教育を受けることができるよう、日々環境衛生や安全確保に努めており、今後も継続する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-1】 2020 大学案内（61 ページ）

【資料 2-5-2】 大学ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp>
（交通アクセス⇒キャンパス・交通案内）

【資料 2-5-3】 100 号館（テクノみらい館）パンフレット

【資料 2-5-4】 2019 学生便覧（217～233 ページ）

【資料 2-5-5】 久留米工業大学ものづくりセンター施設利用規程

【資料 2-5-6】 久留米工業大学体育館使用規程

【資料 2-5-7】 久留米工業大学クラブハウス使用内規

【資料 2-5-8】 大学ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp/>
（先端交通・航空宇宙コース）

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1) 情報サービス施設

・本学では専門科目の講義およびゼミ等で利用するためのコンピュータ教室を整備しており、それらを含めた学内ネットワークの管理運営を学術情報センターが行っている。

・学生・教職員へのサポートとしては、情報システム管理室にヘルプデスクを配置し、平日は 8 時 30 分から 19 時まで教育支援システムの利用法、ネットワーク接続などの利用相談に個別に対応している。

・また、有線 LAN を全ての研究室に、無線 LAN アクセスポイントを学内教室すべてに設置し、インターネット接続環境の向上に努めている。学生や教職員が個人で所持するノート PC やスマートフォン、タブレット端末での Wi-Fi 利用も可能となっている。

・学生が随時利用できる PC としては、222 台を学内に配置しており、日々の文書作成から学術研究に必要となる情報収集として有効に利用されている。また高度な解析、設計が

可能な専門教育用ソフトウェアを用意し学修支援環境が整備されている。

・学生支援の一環として一部の資格試験において CBT 試験を情報館で行っており、受験機会の向上、学修意欲の促進が図られている。

2) 図書館

・学術情報センター（図書館）は、2階建（書庫は、3階建）総面積 2,544 m²に書庫、学習室を兼ねた閲覧室、ブラウジングコーナーを配置。AV コーナーを配置した1階は、学生ラウンジを兼ねたフリースペース。

・図書館情報システムを備え、OPAC（Online Public Access Catalog：オンライン蔵書目録）による文献資料検索用の端末3台を配備。Web 検索用のノート PC2 台を貸出用に配備。学習室を兼ねた閲覧室には充電用電源を備えた個人ブース式の机 36 席、グループ学習用の机 8 台（48 席）を設置。ブラウジングコーナーには可動式テーブル 4 台、椅子 20 脚、ホワイトボード 2 台を配備している。1F のフリースペースを含め全館、Wi-Fi の利用が可能。

・図書館運営は、各学科教員の委員で構成された学術情報センター運営委員会により運営方針等を決定している。

・職員は、学術情報センター長（副学長）、図書館事務室長（事務局次長兼務）、スタッフとして司書資格を有する正規職員 1 名、派遣職員 2 名、で業務にあたり、17 時から 18 時 50 分の時間帯は、ワークスタディの学生を 1 名配備し、館内整備、資料整理などにあたっている。

・本学図書館の蔵書約 11 万冊及び約 100 種におよぶ雑誌は、OPAC による資料検索が可能である。

・学術研究分野の環境変化に、対応すべく学会誌や高騰する外国雑誌（専門誌）については JUSTICE 等のコンソーシアムに参加し、契約 35 タイトルのうち 25 タイトルを電子ジャーナルに移行している。

・現在 21 タイトル購入している電子書籍についても学生の PC 必携化に伴いさらに充実するよう検討を進めている。また、加除式の JIS（日本工業規格）を令和元(2019)年度より JAS ライブラリーサービスに切り替えた。

・蔵書データは、国立情報学研究所（NII）の目録所在サービス（NACSIS-CAT）に登録し、NACSIS-ILL を利用した相互貸借、文献複写のサービスを行っている。

・ホームページは、学内外に公開しており、OPAC による蔵書検索、機関リポジトリの公開などを行っている。

・「久留米工業大学学術機関リポジトリ」は、本学の教育・研究活動の成果物を蓄積・保存し学内外に発信・提供することにより、教育研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすものとして国立情報学研究所の JAIRO Cloud を利用して平成 29(2017)年より公開を開始した。現在、「久留米工業大学研究報告」の NO.17 から令和元(2019)年度発刊予定の NO.42 に掲載された 247 件の論文等を掲載、公開している。【資料 2-5-7】

3) 施設

(1) ネットワーク環境の整備

・本学では平成 30(2018)年度入学生より PC 必携化の導入を行った。向野キャンパスでは体育館以外の各施設に無線 LAN の環境を整備しているため、学内でインターネットや学内システムを自由に利用することができる。

・授業では資料の閲覧や課題提出などに活用し、その他に時間割や休講情報などを学生ポータルサイトにより確認ができる。特に台風や大雨などによる緊急な連絡事項などもリアルタイムで確認できる環境を整えている。

・また、学内に PC サポートセンターを設置し、パソコン操作から活用の仕方まで学生ひとり一人に親切丁寧に指導サポートし、オンラインでネット上から質問ができるシステムを導入している。その他にもパソコン操作の講習会を実施し、学生のコンピュータリテラシーを高める環境を提供している。

(2) ものづくりセンター

・ものづくりセンターは「ものづくりを实践する」をスローガンに、学科を問わず、誰でもものづくりを体験できる施設として開放している。

・センター内には、3D プリンタ、レーザーカッターなどを装備し、学科を隔てて学生や教職員が有効活用することができる。

・3D プリンタは工業関係だけではなく、医療、ファッション、食品など、幅広い分野で大いに活用されており、デジタルデータにより複雑な造形の模型を完璧な寸法精度で再現することができる。本学では、平成 25(2013)年度に 3D プリンタを 10 台導入し、その他に高機能であるキーエンス製の“アジリスタ”を購入した。今後の計画では、より精度の高い機能を持ち多様な材料が使用できる 3D プリンタを購入予定である。

・レーザーカッターはデジタルデータにより、人の手ではできない切断加工や彫刻ができ、精密な曲線も美しく仕上がる特徴を持つ。

・センター開館中は技術職員が在中し、細かい指導を行うので、専門知識がなくても安心して作業ができ、また、異なる学科の学生と共有し、作品を作り上げるコミュニケーションの場として利用できる。

・ものづくりセンターでは、身近なコンピュータで手軽に高性能なデジタル加工が可能となる、デジタルファブリケーションを体験できる。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

・主に学生や教職員が利用する 100 号館については、全面バリアフリーとなっており、玄関前に障がい者専用駐車場を設け、屋内全てが車椅子で移動可能な建物となっている。また、多目的トイレを設置するなど、利便性に配慮した取り組みを実施している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

・本学は、工学部の入学定員 320 名、修士課程の入学定員 15 名と、きわめて小規模な大学であるため、学内での演習や実験等は、実質的な少人数対応となっているものがほとんどであり、複数教員による指導体制、複数教室の利用など学修効果に配慮している。

・講義科目では、必修科目については、学科・学年単位で実施されるものがほとんどであり、必要に応じて各学科教員がサポートに入っている。また、共通教育科目の必修である

英語については少人数クラス体制を基本としている。

- ・1年次の物理と数学に関しては、入学式当日にクラス分け調査テスト（プレースメントテスト）を実施し、習熟度別のクラス編成を行っている。
- ・学科混成のクラス編成とする共通教育科目については、複数の科目を当該セメスターの同一曜日・時限に開講すると共に、同一科目を複数のセメスターに配当するなどして履修者の分散を図っている。履修登録者が100人以上の場合においては、クラスの増設を認めている。必修科目の場合は状況によって時間数を増やす場合もある。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・情報システム環境は教育研究活動の運営のために不足なく整備しており、今後は教育改革推進委員会及び研究改革推進委員会の答申をもとにさらなる教育研究環境整備（専門教育環境）の強化を図る。平成30(2018)年度より開始したPC必携化、アクティブ・ラーニング（AL）型授業環境の整備、タブレットPC やスマートフォンを用いた無線LAN利用者の増加と同時アクセス数の急増に対応できるよう、無線LAN利用環境の整備・拡充・関連機器の機能を強化する。あわせて、情報セキュリティ対策については、安全性の維持向上に資するための継続的な強化を図る。また、学会及び研究会などの一時的なネットワーク利用環境の整備、AL型の教育に対応できる情報基盤の充実を図り、さらなる教育研究活動環境の整備を図る。
- ・施設設備の安全性・耐震性・バリアフリー化の推進については、関連法令はもちろん、時代の要請や多様性を考慮しつつ、今後も点検・調査のうえ、改善に努め教育研究・学修環境の更なる充実を図る。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

・学生との意見交換の場として「学生・教職員教育改善部会」を実施しており、本年度の学生・教職員教育改善部会から、工学部各学科の1年生～4年生、大学院各専攻の1年生～2年生が参加するよう構成拡充した。【資料2-6-1】

・学生の意見を聴取し教育改革推進委員会及びFD委員会において問題を集約し、該当する委員会への検討を依頼し、結果を教育改革推進委員会で取りまとめ、「学生・教職員教育改善部会」へ回答をフィードバックしている。【資料2-6-2】【資料2-6-3】【資料2-6-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-1】 久留米工業大学学生・教職員教育改善部会会則

【資料 2-6-2】 令和元年度学生・教職員教育改善部会議事録

【資料 2-6-3】 令和元年度 FD 委員会議事録

【資料 2-6-4】 令和元年度第 4 回教育改革推進委員会議事録

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・
望の把握・分析と検討結果の活用

・学生相談室として臨床心理士を 2 名、月、水、金曜日に配置し、学生の様々な悩みのカウンセリングを行っている。【資料 2-6-5】 【資料 2-6-6】

【利用学生数】（延べ人数）

平成 28 年度：116 人

平成 29 年度：263 人

平成 30 年度：341 人

・健康診断については、全学生に毎年 1 回行っている。問題が生じた学生に対しては、医務室の看護師から、再検査を勧めており、大事に至る前の予防に努めている。また、学生相談室及び医務室からは、時節に応じた内容の「医務室ニュース」を発行し、学生への健康増進や病気予防に関するお知らせをしている。【資料 2-6-7】 【資料 2-6-8】

・学生満足度調査を毎年実施し、教育に対する満足度や施設、学生生活の満足度の調査を行っている。その調査結果については、学生厚生委員会等に報告し改善に努めている。【資料 2-6-9】

・学友会総会において、大学への要望等を学友会で取りまとめ、大学へ要望等を提出させている。要望等については、学生課において把握し学生厚生委員会に報告し、改善に努めている。

・留学生との意見交換の場として「留学生懇談会」を実施しており、留学生の学修環境や要望等を聴取している。本懇談会には、学長、副学長及び国際交流委員長も参加し実施計画等に反映されている。

・学生満足度調査結果において職員の対応は“普通”が多かったが、不満と感じている学生もいるので、今後も適切に対応してくように努めていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-5】 久留米工業大学学生相談室規程

【資料 2-6-6】 久留米工業大学学生相談室利用状況

【資料 2-6-7】 学生定期健康診断の実施について

【資料 2-6-8】 医務室ニュース

【資料 2-6-9】 学生生活満足度調査

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

・学修環境として 100 号館内に座学の教室を設けており、食堂及びラウンジを設置し一日

の大半を過ごせる施設となっており、現時点での調査結果では、好評を得ていると判断している。【資料 2-6-9】

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

- ・「KIT かなう箱」を学内に 4 箇所設置し、学生の意見や要望を聴取（収集）していく。その意見等は、企画会議等で検討を図り改善に努めていく。
- ・学生生活満足度調査や「KIT かなう箱」など学生からの意見等を聴取（収集）しやすい環境づくりを更に行い、また、多面的な分析を行い、出来ることから改善に取り組む。
- ・学生からの意見や要望等を各部署で共有し、検討・改善をスピーディーに行う。

【基準 2 の自己評価】

- ・学生の受入れについては、工学部、大学院ともアドミッション・ポリシーを策定し、ホームページや入学試験実施要項などで受験生に周知している。入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに沿って多様な入試制度のもとに実施しており、その方法等については必要に応じ入試委員会において検証を行っている。受験生は近年増加傾向にあるが、教育環境の改善等により安定的な確保を図っている。
- ・学修支援については、基幹教育センターを中心に、各種委員会、クラス担任等が連携して積極的な支援を行っている。また TA 制度においては、新たに研修制度を設けるなど、その効果的な活用に取り組んでいる。
- ・キャリア支援においては各学年にキャリア教育にかかる必須、選択科目を開講し、実践的なプログラムにより社会で求められる技術者の養成を目指している。また、学生の就職活動を支える交通費支援制度や資格取得支援制度等も設けており、就職や進学に関する総合的な支援体制の充実に努めている。
- ・学生生活の安定のための支援としては、学生厚生委員会や学生課を中心に、健康管理面、安全管理面、経済面など様々な角度からの支援や指導を行い、円滑な学生生活の確保に努めている。
- ・教育目的を達成するために必要な施設設備については、長期的視点から適切かつ効率的な維持管理施策の徹底に努めるとともに、教育内容の充実に応えるために平成 30(2018)年度に航空宇宙実習棟を建設するなど、財政面に配慮しながらも学修環境の整備に努めている。
- ・学生の意見・要望への対応としては、学生満足度調査や「学生・教職員教育改善部会」による学生の意見、要望の把握を行っており、対処すべき課題があれば早期の対応を図っている。今後、調査結果の分析結果のとりまとめ時期等の見直しにより、さらに課題の早期改善の実現に向けた検討を行う。

以上のことから、学生の受入れ、学修支援、キャリア支援、学生サービス、学修環境の整備、学生の意見・要望への対応をそれぞれ適切に行っており、基準 2 を満たしていると判断する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

・本学では、大学として、本学の目的や大学院の目的、教育目標を定めるとともに、学位授与については、「学校教育法施行規則」第165条の2に基づいて、建学の精神、基本理念及び教育目標を踏まえたディプロマ・ポリシー「卒業認定・学位授与、以下同じ。」を策定し公表している。

・大学全体のディプロマ・ポリシーは「大学ホームページ」に、工学部各学科及び研究科各専攻のディプロマ・ポリシーは「学生便覧」に掲載し周知している。なお、すべてのディプロマ・ポリシーは本学ウェブサイトに掲載されていることから、本学では「学校教育法施行規則」第172条の2の「教育上の目的に応じ学生が取得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表」の遵守に努めている。【資料3-1-1】 【資料3-1-2】

【エビデンス・資料編】

【資料 3-1-1】 大学ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp/>

(大学ホームページ大学案内⇒大学概要⇒建学の精神・教育理念)

【資料 3-1-2】 2019 学生便覧

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

1) 工学部

・大学のディプロマ・ポリシー及び各学科のディプロマ・ポリシーを踏まえた各学科の単位認定基準、進級基準、卒業認定基準は学生便覧に記載されており、学生には毎年履修登録時に説明し周知を図っている。各科目の単位認定については、シラバスの中に「到達目標」「成績評価の方法・基準」が記載されており、科目担当者が初回の授業の中で学生に説明し周知を行っている。また、学生便覧には、カリキュラムマップを記載し、4か年の履修の順次性（進級基準）、履修科目間のつながり、履修科目とディプロマ・ポリシーとの関連について一目で分かるようにしている。これにより、学生はディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成する（卒業認定基準）ためには、カリキュラムマップの授業レベルや履修順序を確認し、どのような履修科目を選択しどのように体系的な学修を進めればよいかを判断できるようにしている。

・平成 30(2018)年度には、教育の内部質保証を図るため、アセスメント・ポリシーを策定

しディプロマ、カリキュラム、アドミッションの3つのポリシーに基づき、機関レベル（大学）、教育課程レベル（学科）、科目レベル3つの段階で、学修成果の評価（アセスメント）を実施した。学修到達度（ルーブリック評価）のアンケート結果の集約・分析・共有を通して、3つのポリシーの妥当性・整合性を検証し、教育・学修支援等の改善に組織的・継続的に取り組んだ。【資料 3-1-3】 【資料 3-1-4】 【資料 3-1-5】 【資料 3-1-6】 【資料 3-1-7】

2) 工学研究科

・大学院工学研究科については、大学院のディプロマ・ポリシー及び各専攻のディプロマ・ポリシーを踏まえた各専攻の単位認定基準、修了認定基準は学生便覧に記載されており、学生には毎年履修登録時に説明し周知を図っている。シラバスの中に「到達目標」「成績評価の方法・基準」が記載されており、科目担当者が初回の授業の中で学生に説明し周知を行っている。また、学生便覧には、授業科目系統図を記載し、履修科目間のつながりについて一目で分かるようにしている。これにより、学生はディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成する（修了認定基準）ためには、授業科目系統図で履修順序を確認し、どのような履修科目を選択しどのように体系的な学修を進めればよいかを判断できるようにしている。平成 31(2019)年度には大学院の教育の内部質保証を図るため、アセスメント・ポリシーを策定しディプロマ、カリキュラム、アドミッションの3つのポリシーに基づき、機関レベル（大学）、教育課程レベル（専攻）、科目レベル3つの段階で、学修成果の評価（アセスメント）を実施した。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-3】 2019 学生便覧

【資料 3-1-4】 2019 シラバス

【資料 3-1-5】 久留米工業大学アセスメント・ポリシー

【資料 3-1-6】 久留米工業大学アセスメントに関する取り組み体制

【資料 3-1-7】 学修到達度ルーブリック評価アンケート

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

・工学部の単位の認定、進級・卒業要件については、学則第 5 章及び第 6 章に基づいて制定された「工学部履修規則」に規定しており、進級判定、卒業判定は教務委員会において審議し、教授会の意見を聴き、学長が決定している。【資料 3-1-8】 【資料 3-1-9】

・工学研究科の単位の認定、修了要件については、大学院学則第 14 条及び第 15 条に定められており、課程の修了及び学位の授与は大学院研究科運営委員会において審議し、大学院研究科委員会の意見を聴き、学長が決定している。【資料 3-1-10】

(1) 成績評価

・「学校教育法施行規則」第146 条、第147 条の単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準の法令に準拠して以下の通りの厳正な適用が行われている。

・単位認定基準については、年間履修登録単位数の上限、GPA(Grade Point Average)などの成績評価の活用、成績評価の公平性のため、諸規程や制度で定め厳正な適用が行われて

いる。

(工学部)

・単位の認定は、工学部履修規則第2条～第12条の定めに従い、科目の履修と試験などに基づく学修の成績評価によって行われる。授業科目の学修結果の評価方法は授業科目により異なり、授業内容・形態に応じて、筆記試験、実技テスト、レポート、小テストなどを組み合わせて多面的に評価している。評価方法は、各科目の責任担当教員がシラバスに明記し、また初回の授業で言及するなど、学生に周知している。平成30(2018)年度から卒業研究でルーブリック評価法を導入している。

・授業科目の成績評価のための試験は、定期試験、追試験、再試験とすることを工学部履修規程第9条(試験)及び第13条(追・再試験)に規定している。各セメスターの期末に定期試験を行い、やむを得ない理由により定期試験を受験できなかった場合には、追試験が受けられるよう配慮している。定期試験などの結果、学修の評価が不合格になった者に対しては、当該授業科目の担当教員が必要と認めた場合、再試験を行うことができる。成績の評価は100点満点とし、秀(90点以上)、優(89～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、D(59点以下)の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする(学則第16条)。それぞれの評価の意味は、「秀：特に優れた成績」「優：優れた成績」「良：妥当と認められる成績」「可：合格と認められる最低限度の成績」「D：合格と認められる最低限度の成績に達していないが、当該セメスター内に再試験受験後、再評価される」としている。定期試験・追試験、再試験を経て確定成績が開示された後、2週間の「不服申立て」期間が設けられており、より慎重な扱いを制度化している。

(工学研究科)

・単位認定については、大学院履修規則第2条～第11条の定めに従い、科目の履修と試験などに基づく学修の成績評価によって行われる。授業科目の学修結果の評価方法は授業科目により異なり、授業内容・形態に応じて、筆記試験、実技テスト、レポート、小テストなどを組み合わせて多面的に評価している。評価方法は、各科目の責任担当教員がシラバスに明記し、また初回の授業で言及するなど、学生に周知している。

(2) 卒業認定基準・修了認定基準

(工学部)

・卒業認定基準は学則及び工学部履修規則に規定している。卒業の要件は学則第18条に「本学を卒業するためには、学生は4年以上在学し、単位数124単位以上を修得しなければならない。」に定め、卒業に必要な単位数は工学部履修規則第5条に定めている。【資料3-1-8】 【資料3-1-9】

(工学研究科)

・大学院の修了認定基準は大学院学則及び大学院履修規則に規定している。修了の要件は大学院学則第14条に「課程の修了は、研究科に2年以上在学し、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければならない。」と定めている。さらに、大学院履修規則第9条に「学生は、期限までに修士論文又は特別報告書を提出した後に、修士論文審査会

に出席し、論文又は報告書の概要を説明し、専攻の指導教員による審査及び試験に合格しなければならぬ。」と定めている。【資料 3-1-10】【資料 3-1-11】【資料 3-1-12】

(3) 成績の通知

・成績評価結果は、Web ポータルシステムを介して Semester ごとに学生個々に通知すると共に、「成績の見方」を添えて保護者へも郵送している。これにより保護者との間で学修状況について認識の共有が進み、面談などにおいてもスムーズな意思疎通を可能としている。なお、保護者への成績送付については、個人情報利用について入学時に学生の了解を得た上で実施している。学生が自身の学修過程における課題を認識し、学修意欲を向上させるよう、成績は個人指導の資料として活用している。評点以外に Semester ごとの GPA を算出し、学修指導の資料とすると共に、学修意欲を喚起させる制度として運用している。具体的には、GPA の結果に応じて、クラス担任面談による学修指導、生活指導が行われ、連続した 3 Semester にわたって GPA が基準値(1.00)を下回った場合は、退学を勧告できることとしている。他方、GPA の優秀な学生は、CAP 制度（各学年の履修等登録単位数の上限を半期 30 単位、通年 48 単位とする）にて成績優秀者（直近 1 年間の成績発表時における GPA が 3.00 以上の者）については、令和元(2019)年度よりこの単位数が 4 単位引き上げられる。【資料 3-1-13】【資料 3-1-14】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-8】久留米工業大学学則第 18 条（卒業の要件）

【資料 3-1-9】久留米工業大学工学部履修規則第 5 条（卒業に必要な単位数）

【資料 3-1-10】久留米工業大学大学院学則第 14 条（課程の修了）

【資料 3-1-11】久留米工業大学大学院履修規則第 9 条（修士論文報告審査会）

【資料 3-1-12】大学ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp/>

（大学案内⇒大学概要⇒教育研究上の基礎的な情報）

【資料 3-1-13】久留米工業大学工学部履修規則

【資料 3-1-14】「成績の見方」各学科入学年毎

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

・各学科のディプロマ・ポリシーに基づいた特色ある教育課程の再編成が重要課題であり、各学科において初年次教育の充実・実質化を促進させ、専門教育との連動性・体系性を図る。

・また、大学全体の共通の評価方針「アセスメント・ポリシー」に基づいた学修成果の評価について、教育改革推進委員会を中心にその目的・達成すべき質的水準及び具体的実施方法の検討を進め、成績評価の信頼性・妥当性の確保に努める。

・GPA の優秀な学生は、CAP 制度（各学年の履修等登録単位数の上限を半期 30 単位、通年 45 単位とする）にて成績優秀者（直近 1 年間の成績発表時における GPA が 3.00 以上の者）については、この単位数を 4 単位引き上げる。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

・本学では「建学の精神」「教育理念」を達成するために、学則第3条の2に各学科の教育研究上の目的に沿って、大学全体および各学科における「教育内容」「教育方法」「学習評価」についてのカリキュラム・ポリシーを策定し、学生便覧及びホームページに掲載し周知を図っている。【資料 3-2-1】 【資料 3-2-2】 【資料 3-2-3】

・本学のディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために、入学してくる多様な学生に対して共通教育科目、専門教育科目を体系的に編成し、講義、演習、実験、実習を適切に組み合わせた授業を開講している。【資料 3-2-4】

・大学院でも同様に大学院学則第2条にある大学院の目的に沿ってカリキュラム・ポリシーを策定し、学生便覧及びホームページに掲載し周知を図っている。【資料 3-2-5】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-1】 久留米工業大学学則第3条の2（教育研究の目的）

【資料 3-2-2】 2019 学生便覧

【資料 3-2-3】 大学ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp/>
（大学案内⇒大学概要⇒建学の精神・教育理念）

【資料 3-2-4】 2019 シラバス

【資料 3-2-5】 久留米工業大学大学院学則第2条（大学院目的）

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

・本学ではカリキュラム・ポリシーを策定するにあたり、以下のようにディプロマ・ポリシーとの一貫性が担保されるよう十分に留意した。具体的には、ディプロマ・ポリシーで定めた「知識・理解」にある「技術者に求められる幅広い教養および工学の基礎を身につけている」を実現するため、カリキュラム・ポリシーにおいて「技術者として求められる幅広い教養と工学分野の基礎知識の修得を目的として、人文社会、自然科学、言語、保健体育、総合教育を共通教育科目として編成する」とする「教育内容」の方針を定めている。また同様に、ディプロマ・ポリシーで定めた「技能・表現」にある「コミュニケーション力およびプレゼンテーション力等の技能を身につける」ことができるようカリキュラム・ポリシーにおいて「演習や実験等の科目では、アクティブ・ラーニングを取り入れた教育方法で授業を行う」とした「教育方法」の方針を定める等、ディプロマ・ポリシーに定め

た「知識・理解」「思考・判断」「感心・意欲・態度」「技能・表現」各領域の資質・能力の実現を図るため一貫性をもったカリキュラム・ポリシーを策定している。また、その一貫性を検証し、改善につなげていくためカリキュラム・ポリシーの「学修評価」において「卒業研究はルーブリック等によって総合的に評価する」ことを定めている。

・大学院においてもディプロマ・ポリシーを保証するため、大学院全体の方針を基に各専攻においてカリキュラム・ポリシーを策定しディプロマ・ポリシーとの一貫性を図っている。【資料 3-2-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-6】 2019 学生便覧

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

・本学の教育課程は、学則第 9 条に基づき共通教育科目と専門教育科目の 2 系統に大別される。前者については人文社会、自然科学、言語、保健体育、総合教育の 5 系統で編成し、後者については学科共通専門科目、コース専門科目、他学科連携科目の 3 系統で編成している。【資料 3-2-7】

・共通教育科目では、「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神として掲げているとおり、工学専門分野へ繋がる基礎教育を基本としつつ、広く一般教養を身に付けられるよう編成している。また、共通教育科目のほとんどを全学年次で開講することで専門教育科目とのバランスに配慮し、高い倫理観と人間力を持った人材育成を目標としている。

・専門教育科目では、ものづくり実践教育を基本とし、実験実習に比重を置くことによって興味と自主性の向上を図り、高い人間力、協調性、実践力や不屈の精神を修めた人材育成を目標としている。また企業や社会などからのニーズに対応し、専門教育科目に 2、3 の教育コースを設けることによって、より特化した専門知識や技術を持った人材育成を目標としている。

・これらの教育課程がどのように配置されているか順次制のある体系的な構築を分かりやすくするため「授業科目系統図」を作成し学生便覧に掲載している。さらに、全ての授業科目のシラバスを作成し関連科目として事前もしくは事後につながる科目を記載することによってさらに系統性が分かるようにしている。シラバスについては、シラバス委員会によって作成要領を作成し教員へ周知を図り、シラバス委員が記載内容について適正かをシラバスチェックシートにより確認し、不適当な個所については科目担当者に加筆・修正の指導を行い、シラバス委員会において最終審査を行っている。【資料 3-2-8】 【資料 3-2-9】

・本学では単位制度の実質を保つために、履修登録の単位数上限を半期 30 単位、通年 48 単位とする履修制限（CAP 制）を設けている。さらに GPA が 3.00 以上の成績優秀者については、次年度の履修登録単位数の上限を 4 単位引き上げている。

・大学院の教育課程においても、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に編成している。また体系的な構築を分かりやすくするため「授業科目系統図」を作成し、学生便覧に掲載している。【資料 3-2-7】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-7】 2019 学生便覧

【資料 3-2-8】 シラバス作成要領

【資料 3-2-9】 2019 シラバス

3-2-④ 教養教育の実施

・本学では、教養教育として共通教育科による「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神として掲げているとおり、工学専門分野の基礎知識と一般教養教育を目的とした「人文社会」「自然科学」「言語」「保健体育」「総合教育」の5系統の教育を図3-2-1で示す共通教育運営委員会により実施管理している。これらの科目を入学初年次から4年次までバランス良く配置することで、専門教育科目を学ぶ上で必要な基礎学力向上や「高い人間力」を培う教育に取り組んでいる。特に「自然科学」では、多様な学習履歴の入学生に対応すべく、工業技術者として必須の「数学」と「物理学」に関しては入学直後に実施する学力検査により、個々の学生の学力に応じた丁寧な教育を行っている。それにより全ての学生が高度な専門教育に円滑に移行できるよう配慮している。また、基幹教育センターが中心となって数学と物理学の教員を配置し、基礎学力が不十分な学生の指導を行っている。また「総合教育」では学校から社会への円滑な移行を見据えて、大学入学当初より卒業後の進路の明確化を促し、大学での学習に目的意識を持って臨めるよう「就業力基礎」を1年次に必修科目として配置している。科目担当者は、学外の経験豊かな民間企業の関係者に依頼し、就職に際して必要な心構えや知識などを1年次から準備させることを目標としている。

・課題探求型の授業として「地域の現状と課題」を3年次に配置し、グループワークやディベート等の活動を通して、主体的・対話的な深い学びの実現を図るとともに、論理的思考力やコミュニケーション力の育成に取り組んでいる。社会貢献を通じて人間性を育むボランティア活動について、「自主活動Ⅰ」（90時間以上の場合）は2単位、「自主活動Ⅱ」（45時間以上の場合）は1単位として単位認定を行っている。在学中に自主的に取得した資格について、上述のボランティア活動と同様に各学科で定められた基準（取得した資格と認定科目及び単位数）に従って単位認定を行っている。社会人としての予備教育ともなる就業体験活動について、「インターンシップⅠ」（二週間以上（10日以上）2単位）、「インターンシップⅡ」（一週間（5日以上）1単位）として単位認定を行っている。【資料 3-2-10】

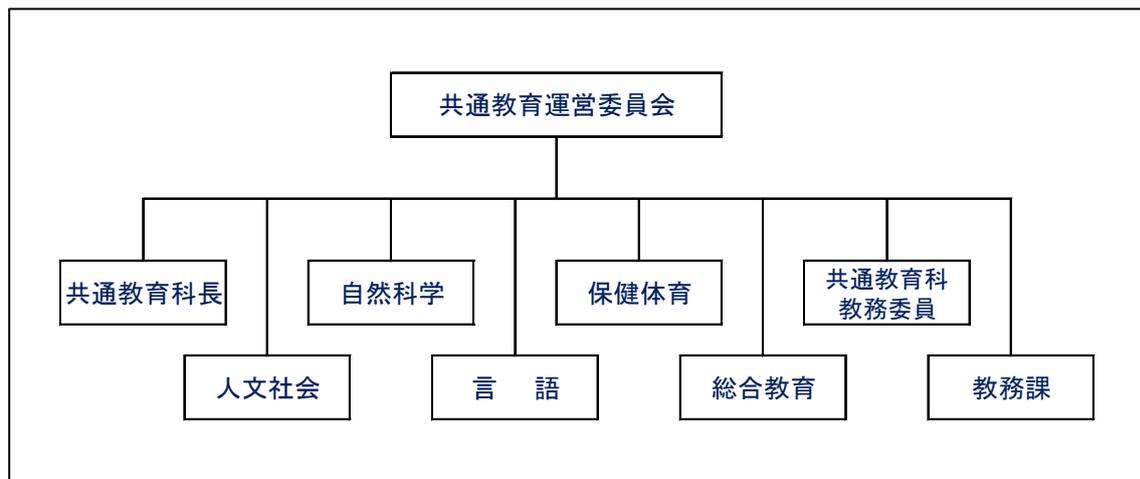


図 3-2-1 共通教育運営委員会

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-10】 2019 学生便覧

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学では、全学科に共通して

- ・「フレッシュマンセミナー」では、新生を対象に大学における勉学の方法や各学科の教育・研究内容を紹介し、教員及び研究室について知る機会を早期に与えている。本セミナーを通して4年間の勉学の動機づけと勉学への目的意識を持たせ、卒業後の将来設計について考える機会を与えている。また、本セミナーは学生と教員及び学生相互間のコミュニケーションを活性化する役割も果たしている。
- ・他学科連携科目では、他学科の専門教育科目受講の機会を与えている。本学では、工学の幅広い知識修得、就職に結びつく教育を目指しており、当該学科と異なった工学全般にわたる専門分野の科目（一部）を受講できる機会を与えている。
- ・全学科において、3年次後期に「就業実践演習」を開講し、学生の就職活動がスムーズに開始できるように適性検査、面接指導、各種媒体の記載指導等の支援や社会に出て働かなければならないことの意義付けや実際の就職活動の手助けとなる説明等を行っている。
- ・大学が養成する人材を受け入れる社会組織（企業等）との間で、大学が育成すべき人材像等について情報交換をすることが必要である。そこで、本学では近隣の自治体および地元企業と交流協定書を締結し、研究者の交流、学生のインターンシップや学術情報及び資料の交換等を行うことができるようにしている。
- ・久留米地区内にある5つの高等教育機関が単位互換協定を結び、相互に学生を受け入れ、当該機関の授業を履修させることができるシステムがあり、この単位互換協定に基づく授業の履修については、本学の授業科目を履修した場合と同様に卒業要件に含む単位として認定している。【資料 3-2-11】
- ・教授方法の改善に向けての取組みは、FD 委員会で前年度の活動に関して総括を行い、当該年度の活動予定を決定している。FD 研修の内容として、教職員研修会で教授法の改善や外部講師による講演を実施している。平成 29(2017)年度に Moodle や e-Campus の

活用事例の FD 研修を実施し、令和元(2019)年度には各学科より、アクティブ・ラーニング及び e ラーニング授業の事例発表による FD 研修を実施した。また、平成 30(2018)年度から全教員を対象に教育改善や教育の質保証に関する組織的取り組みの一環としてティーチング・ポートフォリオ作成を義務化し、ワークショップの FD を開催した。【資料 3-2-12】 【資料 3-2-13】 【資料 3-2-14】

・さらに、非常勤講師を含めた教員に学生による授業評価アンケート調査や教員相互による授業参観を実施し、専任教員のみアンケートについての授業改善等をフィードバックシートに記載し、学生に対しホームページ上に公開している。【資料 3-2-15】

・協働でものづくりするための基礎力（コミュニケーション力、課題解決能力等）を育むために 1 年次から 3 年次の学生を対象に「ものづくり実践プロジェクト」を学科間の垣根を越えて受講できるように実施している。【資料 3-2-16】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-11】 高等教育コンソーシアム久留米・協定書

【資料 3-2-12】 2019 年度 FD 研修会一覧

【資料 3-2-13】 ティーチング・ポートフォリオ作成要領

【資料 3-2-14】 ティーチング・ポートフォリオ作成フォーマット

【資料 3-2-15】 2019 年度授業評価アンケート用紙

【資料 3-2-16】 2019 年度ものづくり実践プロジェクトテーマ

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

・現在、本学の目的にも明示しているとおり、広く知識を受けるとともに、深く工業に関する専門の学術を教授し、研究し、教養ある社会人を育成することをもとに、専門科目のほか、教養教育である共通教育科目や他学科連携科目から多様な知識を得るため多くの選択科目を取得できるよう、履修登録上限を 48 単位としているが、授業の到達目標を達成するために必要となる準備学習の時間を充実させるため、令和 2（2020）年度より履修登録上限について原則 45 単位とする見直しを図る。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

・本学では、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法を「アセスメント・ポリシー」において定め、IR 推進センターで分析した結果については、教育改革推進委員会にて報告した。【資料 3-3-1】 【資料 3-3-2】 【資料 3-3-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-1】 久留米工業大学アセスメント・ポリシー

【資料 3-3-2】 久留米工業大学アセスメントに関する取り組み体制

【資料 3-3-3】 令和元(2019)年度教育改革推進委員会議事録

①授業評価アンケート（FD 委員会）：全授業・実習科目のうち工学部及び工学研究科において1科目実施している。

・工学部では、学生による授業評価及び教員相互の授業参観を通して、質の高い授業が展開されているか検証しつつ、課題を抽出し、改善案を次年度の授業に反映させることを目指している。一方、工学研究科においては授業受講者が少ないため工学部のようなデータの取得が難しいのが現状。

・授業評価アンケートは各教員にフィードバックし、学生は教学システムのポータルサイトより閲覧できる。授業評価アンケートの質問項目は、同じ質問によって経年変化を見ることが重視しているが、より目的に即した質問項目となるよう FD 委員会が毎年見直しを行っている。

②授業参観（FD 委員会）：前期又は後期に実施【資料 3-3-7】

③学生満足度調査（学生課）：毎年12月～1月に全学生対象に実施【資料 3-3-8】

④新入生アンケート（入試課）：入学時に実施【資料 3-3-9】

⑤卒業生アンケート（就職課）：卒業時に実施【資料 3-1-10】

⑥既卒生のアンケート調査（就職課）：3年ごとに実施【資料 3-1-11】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-4】 2019年度授業評価アンケート用紙・結果

【資料 3-3-5】 2019年度学生満足度アンケート用紙・結果

【資料 3-3-6】 平成31(2019)年度新入生アンケート用紙・結果

【資料 3-3-7】 平成30(2018)年度卒業生アンケート用紙

【資料 3-3-8】 2019年度既卒生アンケート用紙

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

・学生による授業評価とそのフィードバックのサイクルについては、FD委員会が随時見直しを行っている。平成26(2014)年度からは、集計結果については、専任教員の実施科目について、自由記入を除く全ての項目を授業科目名で教職員及び学生に公開することとした。公開はPDFファイルを教学システムにアップロードすることにより行う。【資料3-3-12】

・授業評価アンケート結果の公開は、当該セメスターの成績確定後に行っている。
・また、授業評価アンケートの評価上位者は企画会議で決定し「ベストティーチャー賞」として表彰する。【資料3-3-13】 【資料3-3-14】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-3-9】平成30(2018)年度FD委員会議事録

【資料3-3-10】平成30(2018)年度企画会議議事録

【資料3-3-11】平成30(2018)年度ベストティーチャー一覧

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

・学修成果の点検・評価については、各種委員会において実施しており、その結果をIR推進センターで分析、教育改革推進委員会で検討し教育内容・方法及び学修指導等の改善に繋げている。

・今後は、各種委員会で実施している内容が委員会範囲内での取組みで終結しないように、必要な結果は全学的方針を検討する委員会等に報告し可視化を図る。全学的なポリシーを踏まえた点検評価を行い改善に繋げる方策を検討する。

・工学研究科の学習到達度ルーブリック評価の導入を検討する。

【基準3の自己評価】

・本学は、建学の精神・教育目的を踏まえ、工学部・工学研究科ごとに3つのポリシーを定め、ディプロマ・ポリシーをふまえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成し実施している。

・また、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーには一貫性がある。

・工学部では教育課程および教授方法の改善・向上を図るための施策を展開している。学修状況の点検・評価においては、学修到達度調査アンケートや授業評価アンケートを実施している。当該アンケート結果を活用し教育方法の改善を目的とした「ベストティーチャー賞」表彰を行っている。

・工学研究科では、修士論文の審査による学位記授与、就職状況調査等のための全学的な仕組みが整備されている。

以上のことから、卒業認定・修了認定、教育課程、学修成果について、基準等に基づき厳正に運用し、教授方法の開発や学修成果の点検・評価に基づく学修指導等の改善を図り、教育の質を高めるよう努めており、基準3を満たしていると判断する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

・本学は、大学に関する主な意思決定機関として、企画会議、学科長会議、教授会、大学院研究科運営委員会、大学院研究科委員会を設置しており、学長が委員長となり、学長のリーダーシップを発揮しながら運営できる体制を構築し、本学の現状把握と課題発見、改善のための提案等を審議、決定し、必要に応じて理事会へ上申している。各会議の主な協議内容は以下に示す。

・企画会議は、学則第 58 条に基づき、学長の諮問を受け、「久留米工業大学企画会議規程」に則り、本学の経営戦略及び管理運営の立案とその有効性を審議する。【資料 4-1-1】

【資料 4-1-2】

・学科長会議は、学則第 59 条に基づき、「久留米工業大学学科長会議規程」に則り、本学の教育研究及び管理運営に関する事項を審議し、学長が決定に当たり意見を述べるものとしている。【資料 4-1-3】 【資料 4-1-4】

・教授会は、学則第 43 条に基づき、本学の教育に関する意思決定機関として「久留米工業大学教授会規程」に則り、入学・卒業及び課程の修了、学位授与に関する事項について審議、決定している。また教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴く必要があると定めるものについて、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとしている。

【資料 4-1-5】 【資料 4-1-6】

・大学院研究科委員会は、大学院学則第 36 条に基づき、「久留米工業大学研究科委員会規程」に則り、教学に関する重要事項を審議する。また、大学院研究科委員会に大学院研究科運営委員会を置き、大学院研究科委員会の議題の整理については、大学院研究科運営委員会において審議する。【資料 4-1-7】 【資料 4-1-8】

・本学の中長期計画を実施していくため、学長が委員長を務める教育改革推進委員会、研究改革推進委員会、産学官連携推進委員会、国際化推進委員会等を設置し、中長期計画の 6 つの分野（教育、研究、社会貢献、経営、内部質保証、国際交流）について審議、決定していくこととなっている。またこれらの委員会の管轄下にある各種委員会を下部組織として位置づけ、規程に基づき運営している。【資料 4-1-9】 【資料 4-1-10】 【資料 4-1-11】

【資料 4-1-12】 【資料 4-1-13】

・学長は、理事会から委任を受けた範囲において、大学の意志決定権者である大学担当理事として理事会、評議員会及び常任理事会の審議・意思決定に参画している。また、学長

を補佐するため、副学長、学長補佐（教務委員長、地域連携センター長、広報委員長、研究ブランディング事業担当）を置き、学長が指名する。各種委員会についても、学長、副学長、学長補佐又は学長が指名するものが委員長となり、学長のリーダーシップの下、三つのポリシーに基づく体系的で組織的な大学教育の点検・評価により改善に導く体制となっている。【資料 4-1-14】 【資料 4-1-15】 【資料 4-1-16】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-1】 久留米工業大学大学学則第 58 条（企画会議）

【資料 4-1-2】 久留米工業大学企画会議規程

【資料 4-1-3】 久留米工業大学大学学則第 59 条（学科長会議）

【資料 4-1-4】 久留米工業大学学科長会議規程

【資料 4-1-5】 久留米工業大学大学学則第 43 条（教授会）

【資料 4-1-6】 久留米工業大学教授会規程

【資料 4-1-7】 久留米工業大学大学院学則第 36 条（運営組織）

【資料 4-1-8】 久留米工業大学研究科委員会規程

【資料 4-1-9】 久留米工業大学教育改革推進委員会規程

【資料 4-1-10】 久留米工業大学研究改革推進委員会規程

【資料 4-1-11】 久留米工業大学産学官連携推進委員会規程

【資料 4-1-12】 久留米工業大学国際化推進委員会規程

【資料 4-1-13】 各種委員会一覧表

【資料 4-1-14】 学校法人久留米工業大学寄附行為第 13 条

【資料 4-1-15】 久留米工業大学副学長規程

【資料 4-1-16】 久留米工業大学学長補佐規程

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

・本学は、副学長規程に基づき、副学長を置き、学長の職務を助け、校務を掌理することとしている。また、学長補佐規程に基づき、学長補佐を置き、担当分野において特定の業務を遂行し、学長を補佐することとしている。このことにより権限の適切な分散を図り、責任の明確化を行っている。【資料 4-1-15】 【資料 4-1-16】

・本学の使命・目的を達成するための教学に関する事項を審議する組織として、教務委員会、企画会議、学科長会議、大学院研究科運営委員会、教育改革推進委員会がある。【資料 4-1-2】 【資料 4-1-4】 【資料 4-1-9】 【資料 4-1-17】 【資料 4-1-18】

・教務委員会は、学長補佐（教務担当）が委員長となり、各学科から選出された教員と教務課長を構成員として、カリキュラム等の教育課程及び履修に関する事項を審議する。

・企画会議は、学長を議長とし、副学長、学長補佐、大学の事務局長、事務局次長、各課長及びその他企画会議が必要と認めた者として法人本部の監事、事務局長を構成員として組織され、教育研究活動の企画・立案・調査及び、教育研究についての自己点検評価等について審議する。

・学科長会議は、学長を議長とし、副学長、学長補佐、各学科長、事務局長、事務局次長を構成員として組織され、工学部の教育計画の編成及び運営に関する事項や大学の教育研

究活動についての大学評価に関する事項を審議する。

・大学院研究科運営委員会は、学長を委員長とし、副学長、学長補佐、各専攻長及び各専攻より1名ずつ選出された教員により構成され、大学院の教育研究に関する事項を審議する。

・教育改革推進委員会は、学長を委員長とし、副学長、学長補佐、各センター長、学科長及び専攻長、事務局長、事務局次長、教務課長にて構成され、教育改革の基本方針や、教育内容及び教育内容・教育方法の改善等に関する事項を審議する。

・以上のような組織において、審議された事項については、本学の助教以上の全教員が構成員である教授会及び大学院研究科委員会において報告され、必要があれば教育研究に関する重要な事項について教授会の意見を聴き、学長が決定することができるようになっている。また決定した事項については、これらの会議の下部組織である各種委員会により、実行に向けて調整され、実行し、新たな課題について審議される体制を構築している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-17】 久留米工業大学教務委員会規程

【資料 4-1-18】 久留米工業大学大学院研究科運営委員会規程

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

・本学では、教学マネジメントを機能させるため、教務委員会には教務課長が構成員となり、教育課程の形成・編成に職員が参加する仕組みを設けている。また、企画会議、学科長会議、教育改革推進委員会には事務局長、事務局次長等が構成員となり、全学的な教学マネジメント体制を構築している。また、平成 28(2016)年 4 月に IR 推進センターを設置し、センター長として副学長が任命され、事務職員、専門職員を配置し、教学に関わるデータ分析を行っている。【資料 4-1-19】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-19】 久留米工業大学職員構成図

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

・大学を取り巻く環境の変化に対応できる体制の見直しを図りながら、大学教育において求められている教育の質的転換を含む教育改革の適切な点検・評価を全学的に行なう実施体制を構築する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

・本学の工学部における助教以上の専任教員数（学長を含まない）は表 4-2-1 に示すとおり、61 人である。学科毎では、機械システム工学科は専任教員 8 人（うち教授 5 人）、交通機械工学科は、専任教員 15 人（うち教授 6 人）、建築・設備工学科は、専任教員 10 人（うち教授 5 人）、情報ネットワーク工学科は、専任教員 10 人（うち教授 5 人、教育創造工学科は、専任教員 8 人（うち教授 4 人）、その他の組織においては専任教員数 10 人（うち教授 5 人）を確保しており、大学設置基準は満たしている。

・大学院工学研究科では 3 専攻を開設しており、エネルギーシステム工学専攻は研究指導教員 12 人、授業担当教員 3 人、電子情報システム工学専攻は研究指導教員 8 人、授業担当教員 4 人、自動車システム工学専攻は研究指導教員 7 人、授業担当教員 1 人で大学院設置基準の教員数を満たしている。

表 4-2-1 専任教員配置数と大学設置基準上の必要数

学科名	入学定員	収容定員	専任教員数					設置基準上必要数	
			教授	准教授	講師	助教	計	教員数	教授数
機械システム工学科	50	208	5	3	0	0	8	8	4
交通機械工学科	70	296	6	4	1	4	15	8	4
建築・設備工学科	80	328	5	3	1	1	10	9	5
情報ネットワーク工学科	80	328	5	4	1	0	10	9	5
教育創造工学科	40	160	4	4	0	0	8	8	4
共通教育科 他			5	4	0	1	10		
計	320	1320	30	22	3	6	61		
大学全体の収容定員に定める専任教員数								16	8
総 計								58	30

・本学の教員の採用及び昇任に関する事項は、「久留米工業大学教員選考規程」及び「久留米工業大学教員選考基準規程」に定めている。また、大学院の担当教員の採用・昇任に関する選考基準「久留米工業大学院担当教員選考規程」に定めている。教員の採用については、教員の退職等による欠員の補充及び教育内容の充実を図るうえで必要とする場合、原則公募により人材を募る。採用については、選考委員会において書類審査（履歴書・研究業績書等）を行い、面接を適宜実施後、企画会議において審議、決定し、法人本部に採用の上申を行い、理事長が任命する。【資料 4-2-1】 【資料 4-2-2】 【資料 4-2-3】

・教員の昇任は、教育、研究、社会貢献、組織運営の各領域において可視化された教員評価を基に、「久留米工業大学教員評価規程」に規定化された事項を十分に満たしている教

員に対して、所属する学科の学科長の推薦により企画会議で審議、決定する。【資料 4-2-4】

【エビデンス・資料編】

【資料 4-2-1】 久留米工業大学教員選考規程

【資料 4-2-2】 久留米工業大学教員選考基準規程

【資料 4-2-3】 久留米工業大学大学院担当教員選考規程

【資料 4-2-4】 久留米工業大学教員評価規程

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

・全学的に教育指導方法の検討、改善を進めるため、FD 委員会を設置している。FD 委員長は、学長が指名し、1 学部、1 研究科の利点を活かして全学的な FD 体制としている。委員は、各学科及び各専攻から 1 人ずつ、委員として加わることにより、大学院も含めた全学的な取組みを可能としている。【資料 4-2-5】

・FD 委員会では、前年度の FD 活動方針に則り、教育方法の改善及び教育力の向上、学修支援環境の充実及び検証に重点的に取り組むため、FD 研修会（工学部 10 回、工学研究科 1 回）を実施した。また、FD 委員会の下部組織の学生・教職員教育改善部会第 2 回目を開催した。本年度の学生・教職員教育改善部会の開催から、工学部各学科の 1 年生～4 年生、大学院各専攻の 1 年生～2 年生が参加するよう構成拡充した。

この教育改善部会では、学生の参画に基づき授業改善に関する内容について意見・要望等の調査を行い、教育改善に向けての FD 活動を行っている。【資料 4-2-6】 【資料 4-2-7】 【資料 4-2-8】

・授業改善の手掛かりとするため、工学部・大学院学生を対象に授業評価アンケートを実施して、学生が授業をどのように受け止めているかを確認している。授業評価アンケートには、学修に関する全般的な内容を年 1 回実施（非常勤講師も実施）している。アンケート結果については、各教員にフィードバックし、教学システムのポータルサイトにて教職員と学生に一定期間公開している。【資料 4-2-9】 【資料 4-2-10】

・教員による授業相互参観については、授業評価アンケート実施時に、授業の相互見学を実施している。実施にあたっては、同一学科の教員が授業を実施し、文書において報告書を提出している。【資料 4-2-11】

・ティーチング・ポートフォリオの作成については、個々の教員の教育活動について文章化し、授業を行う上で欠かせない教育理念や戦略などを整理することで今後の教育改善への意識化を図り、改善を促進していくために、平成 30(2018)年度より全ての専任教員にティーチング・ポートフォリオの作成を義務づけた。令和元年度教員評価や久留米工業大学年報に掲載された。【資料 4-2-12】 【資料 4-2-13】

・学外での研修については、学士課程教育や初年次教育など、現代の大学教育に関する学外での研究会、研修会などの活動が活発になっている。FD 委員会をはじめ、関連する各委員会などでは、こうした学会などの企画を周知すると共に予算措置を行い、教員及び職員の参加を支援している。【資料 4-2-14】

・他大学との連携については、平成 27(2015)年度には九州地域大学教育改善 FD・SD ネットワーク (Q-Links) 賛同校となった。また、他大学、羽衣国際大学、神奈川工科大学も連携協定書を交わし、平成 30(2018)年 3 月には、神奈川工科大学と「理工系講義形式科目における学生の学習を促進する授業－実践編－」をテーマとした共同 FD を開催し、授業改善と教員の質向上に向けた FD を開催した。また、平成 30(2018)年 11 月 5 日には、羽衣国際大学と「学修への自己評価・大学への満足度で本学はどの位置にあるか」をテーマとした共同 FD を開催した。【資料 4-2-15】 【資料 4-2-16】 【資料 4-2-17】

・本学の教員評価制度は、大学の使命・目的の実現に、職位に応じて、また所属学科などの一員として、ふさわしい貢献ができる人材を育成し、資質と士気の向上を図ることを目的としている。そのために教員個人の意欲・能力・成果を評価し、処遇に適正に反映させている。

・教員評価方法は、「教育領域」「研究領域」「社会貢献領域」「管理運営領域」において、前年度の各教員の実績をもとに、まず評価要領に従い 5 段階評価の自己評価を行なう。続いて、副学長及び学長補佐による第 2 次審査を行い、最終的に学長が総合評価を行ない、各領域において上位者となった教員に対して表彰することにより、教員の資質及び士気の向上を図っている。【資料 4-2-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-5】 久留米工業大学ファカルティ・ディベロップメント規程

【資料 4-2-6】 令和元(2019)年度 FD 委員会議事録

【資料 4-2-7】 令和元(2019)年度 FD 研修会一覧

【資料 4-2-8】 久留米工業大学学生・教職員教育改善部会会則

【資料 4-2-9】 平成 30(2018)年度学生による授業評価アンケート用紙・結果

【資料 4-2-10】 平成 30(2018)年度アンケート結果に対する教員のフィードバックシート

【資料 4-2-11】 平成 30(2018)年度授業参観報告書

【資料 4-2-12】 平成 30(2018)年度ティーチング・ポートフォリオ作成要領

【資料 4-2-13】 ティーチング・ポートフォリオ作成フォーマット

【資料 4-2-14】 平成 30(2018)年度学外研修に関する資料

【資料 4-2-15】 学外研修 (Q-Links、カリキュラム設計等)

【資料 4-2-16】 羽衣国際大学合同 FD 開催案内

【資料 4-2-17】 神奈川工科大学合同 FD 開催案内

(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

・教育の質保証が求められているなか、教育内容の向上を見据えた教員の確保及び教育内容の充実や質保証を図るうえで必要となる教員の資質・能力向上を目的とした教員評価、あるいは FD 研修会の内容の検証を行い、改善を図っていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上

への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

・大学の取り巻く環境の変化に伴い、大学の事務職員の資質・能力の向上や意識改革等が重要な課題であり、本学においても SD の実施方針を定め、それに基づく FD・SD 研修会を開催している。大学の教育研究の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等とが連携体制を確保し、協働して業務に取り組む「教職協働」の重要性から今年度他大学より講師を招き教職協働についての研修会を開催する。【資料 4-3-1】 【資料 4-3-2】

・また、学外での研修会等への参加も推奨しており、日本私立学校振興・共済事業団、日本経営協会、私立大学協会職員研修センター等が主催する外部研修会、あるいは専門性を高めることを目的とした研修会への参加や、平成 25(2013)年度には学校法人久留米工業大学職員自主研修補助制度により、通信教育・自主研修グループ活動・その他研修会への参加費等の補助（上限 4 万円）を行っており、職員の意識向上を図ると共に、職員のスキルアップ・資質の向上を図っている。【資料 4-3-3】

・さらに各課での課内研修や、業務改善に対する提案書の提出、管理・監督職による職員の個人面談を実施することで、職員の意識改革や資質・能力の向上に繋げている。【資料 4-3-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-3-1】 SD 実施方針

【資料 4-3-2】 FD・SD 研修会一覧

【資料 4-3-3】 学校法人久留米工業大学職員自主研修補助制度

【資料 4-3-4】 業務改善提案書

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

・大学の教育研究の高度化・複雑化は現在も進んでおり、私学を取り巻く環境が一層厳しくなる中、事務職員への期待は一層高まり、実際に担う業務は更に変化していくことが予想される。こうした今後の変化を見据え、大学としてこれに十分に対応できるよう、キャリアパスを踏まえた SD による事務職員の資質・能力の向上や意識改革と併せて、教職協働を推進し、大学全体としての機能強化を図る。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

・本学は、学長を議長とする研究改革推進委員会において、研究に関する事項について協議し、研究の活性化に向けた取り組みを行っている。平成 28(2016)年度より学長裁量経費制度を設け、応募による教育研究経費等の支援を実施しており、研究発表件数や論文投稿数、共同研究及び受託研究の件数の増加等の効果が出ている。

・本学は、平成 27(2015)年 11 月に“未来を感じるモビリティ（乗り物）社会”を研究するインテリジェント・モビリティ研究所を設置し、所長をはじめ構成員の約 6 割が民間企業で経験とスキルを積んだ 12 名の兼任教員及び専任の 1 名の技術職員で構成している。【資料 4-4-1】

・民間企業経験者の強みを活かした強固かつ広範な産学官連携によるスピーディーな研究開発で、高齢者や障がい者の自律した社会参画を支援する、人工知能搭載の対話型電動車いす「パートナーモビリティ」の開発が進み、すでに各地で実証試験を実施し、TV や新聞、各種メディアで多数取り上げられ、全国の企業や自治体から注目されている。なお、本研究は、学長のリーダーシップの下、全学的に推進する研究ブランディング事業と位置付けて、様々な研究支援を実施しており、平成 30(2018)年度の文部科学省の「私立大学研究ブランディング事業」に“先進モビリティ技術で多様な人々が能力を発揮できる、Society 5.0 に基づく「いきいき地域づくり）」という事業名で申請を行い、支援対象校に選定された。【資料 4-4-2】

・平成 30(2018)年度後半より、技術相談及び技術指導ができる環境の整備を行った。すでに技術指導から共同研究や受託研究に発展し、特許出願に至った研究成果もある。【資料 4-4-3】 【資料 4-4-4】

さらに令和 2(2020)年 4 月に「AI 応用研究所」を開設し、地域課題解決のための AI を応用した次の柱となる研究を推進し、学科を超えた教員の交流の場としても活用することとなっている。また研究時間の調査・分析を実施し、研究時間の確保について検討することとなっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-1】 大学ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp/>

(大学案内⇒施設整備⇒インテリジェント・モビリティ研究所)

【資料 4-4-2】 大学ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp/>

(大学案内⇒私立大学研究ブランディング事業)

【資料 4-4-3】 久留米工業大学技術相談要領

【資料 4-4-4】 久留米工業大学技術指導規程

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

・本学は、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」基

づき、「久留米工業大学における行動規範（平成 27 年 9 月 9 日改正）」「久留米工業大学コンプライアンス規程（平成 27 年 5 月 13 日制定）」「久留米工業大学における研究費等の不正防止等に関する規程（平成 29 年 3 月 1 日制定）」「公的資金等の管理・運営に関する不正防止計画（平成 27 年 9 月 9 日改正）」「研究費の管理・運営に係る体系図（平成 29 年 3 月 1 日改正）」を定めている。また、「久留米工業大学公的研究費等使用マニュアル」を平成 29(2017)年 12 月に作成している。本学は、これらの規程、マニュアル等に基づく適正な管理運営を遂行し、不正防止の啓発に取り組んでいる。【資料 4-4-5】【資料 4-4-6】【資料 4-4-7】【資料 4-4-8】【資料 4-4-9】【資料 4-4-10】

・研究倫理については、「久留米工業大学行動規範」に基づき、本学の研究活動に携わるすべての者が遵守すべき事項を「久留米工業大研究倫理規程」に定めている。また、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討することを目的として、研究倫理委員会を設置している。【資料 4-4-11】【資料 4-4-12】

・研究倫理教育においては、大学院生を含む研究活動に従事するすべての者に研究倫理に関する FD・SD 研修会の参加や、研究倫理教材 APRIN e ラーニングプログラム(eAPRIN)を履修することを義務づけている。【資料 4-4-13】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-5】 久留米工業大学における行動規範

【資料 4-4-6】 久留米工業大学コンプライアンス規程

【資料 4-4-7】 久留米工業大学における研究費等の不正防止等に関する規程

【資料 4-4-8】 公的資金等の管理・運営に関する不正防止計画

【資料 4-4-9】 研究費の管理・運営に係る体系図

【資料 4-4-10】 久留米工業大学公的研究費等使用マニュアル

【資料 4-4-11】 久留米工業大学研究倫理規程

【資料 4-4-12】 久留米工業大学研究倫理委員会規程

【資料 4-4-13】 FD・SD 研修会資料

4-4-③ 研究活動への資源の配分

・本学の目指すべき姿とする「2021 年ビジョン」の実現に向けた施策とする「アクションプラン 32」の 1 つとして策定された、学長のガバナンスによる“学長裁量経費”を活かし、研究活動への資金を配分している。

・本学では平成 28(2016)年度より学長裁量経費制度を設け、応募による教育研究経費等の支援を実施しており、採択者には論文の投稿を義務付けていることから、研究発表件数や論文投稿数、共同研究及び受託研究の件数の増加等の効果が出ている。学長裁量経費は、応募による個人型研究支援、学科横断型研究支援の他に、論文投稿料支援、着任支援、基礎研究費支援、その他学長が認める支援事業に分かれ、論文投稿料支援は、上限 10 万円として 10 名の教員への論文投稿料支援を行い、着任支援は、新任の教員の研究活動費として配分、基礎研究費支援は、学会への参加推進を目的として、全教員に対して一律 5 万円を配分している。その他学長が認める支援事業については、次の柱となる研究への支援や共同研究支援等に利用できることとしている。【資料 4-4-14】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-14】 学長裁量経費による研究支援に関する資料

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学のブランド力となり得る“次の柱となる研究”を研究改革推進委員会において協議し進めていく。
- ・科研費の申請数は平成 30(2018)年度 16 件、令和元(2019)年度 25 件と増加傾向にあるが、採択率が平成 30(2018)年度 1 件、令和元(2019)年度 2 件と低いため、課題解決に向けた研修会を開催する。
- ・令和 2(2020)年度の学長裁量経費制度においては、外部資金獲得に向けた研究支援として、さらなる科研費の申請及び採択のための支援を行い、新しく共同研究枠を設け支援を強化する。

【基準 4 の自己評価】

- ・学長のリーダーシップの下、大学において教学マネジメント体制及び研究体制が確立されている。
- ・大学設置基準及び大学院設置基準に基づく教員の適正な配置を行うと共に、教員及び職員の資質及び能力の向上を目的としたFD・SD研修会の開催、あるいは外部研修への参加を推進する等、教職員のスキルアップに努めている。
- ・教職員及び大学院生も含めた研究倫理教育の徹底のもと、学長裁量経費の配分による研究支援及び平成31(2019)年1月より企業等からの申し出により本学教員が指導、助言及び講習等にて支援する外部資金獲得に向けた技術指導体制の確立等、研究の活性化に向けた環境を整えた。
- ・技術指導体制については、企業の課題解決やイノベーション創出につなげるための入口として手続き体制を整え、企業等からの技術相談申出により、相談内容を勘案し、技術指導、受託研究及び共同研究による対応をすることで、地域貢献だけではなく、本学の研究の活性化にもつながると考えている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

・「寄附行為」第 3 条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行い、社会に有為な人材を育成することを目的」とすると定めており、本学の学則第 1 条では「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く工業に関する専門の学術を教授、研究し、教養ある社会人を育成することを目的とする。」として明確に定めている。【資料 5-1-1】 【資料 5-1-2】

・本学は、一貫して「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神として掲げ、これを実践するために必要な方針を教育理念・ビジョンとして明確化している。なお、教職員の意識と理解を深め継続的な実行を確保するため、学内施設への掲示、ホームページ、学生便覧への掲載など広く一般にも公開している。【資料 5-1-3】 【資料 5-1-4】

・これらの目的等を達成するため、理事会や評議員会、監事などの機能を適切かつ効果的に大学運用に活用するとともに、人事、サービス、財務等の規則・規程に沿った適正な学校運営を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-1】 学校法人久留米工業大学寄附行為（第 3 条）

【資料 5-1-2】 久留米工業大学学則（第 1 条）

【資料 5-1-3】 2019 学生便覧

【資料 5-1-4】 大学ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp/>

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

・本学では実施計画を策定し、使命・目的を実現するための取組み方針を明確にしてきた。平成 25(2013)年度から平成 27(2015)年度までを第 1 次前期実施計画、平成 28(2016)年度から平成 30(2018)年度までを第 1 次後期実施計画として事業に取り組んでいる。引き続き令和元(2019)年度から令和 3(2021)年度までを第 2 次前期実施計画として事業に取り組んでいる。併せて令和 4(2022)年度から令和 6(2024)年度までを第 2 次後期実施計画の策定を予定している。

・実施計画は、毎年度における各部門の重要課題及び単年度目標を予算編成時に合わせてローリングし、計画としての実効性を高めており、使命・目的の実現へ向けた確実な実行を支えている。【資料 5-1-5】 【資料 5-1-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-5】 学校法人久留米工業大学第 2 次前期実施計画書(2019 年度～2021 年度)

【資料 5-1-6】 2019 年度 事業計画

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

1) 環境保全への配慮について

・環境への配慮については、資源ごみ回収や省エネに対する意識啓発など具体的な取り組みを行っている。また、本学では、平成 27(2015)年度に創立 50 周年を記念して新棟を建設しており、「未来が見える新棟」をコンセプトに環境技術を最大限導入し、省エネと創エネによって消費エネルギーの最小化を追求した設計となっている。また「学校法人久留米工業大学固定資産及び物品調達管理規程」第 48 条には、「固定資産等の調達・管理に当たっては、地球温暖化の防止等環境に配慮するよう努めるものとする」と規定されており、調達や管理業務全般に渡って、環境への取り組みを明示して取り組みを行っている。

【資料 5-1-7】

2) 人権への配慮について

・人権への配慮については、「学校法人久留米工業大学ハラスメント防止規程」「久留米工業大学ハラスメント調査委員会規程」「久留米工業大学ハラスメント防止対策委員会規程」を定め、「ハラスメント防止ガイドライン」及び「ハラスメント行為になり得る言動の例」を作成し、意識啓発と制度運用の徹底を図るため全教職員を対象にした研修も実施している。【資料 5-1-8】 【資料 5-1-9】 【資料 5-1-10】 【資料 5-1-11】

・また「久留米工業大学ハラスメント相談室規程」を定め、ハラスメント相談員を教職員より 8 名（内女性 4 名）選出し、外部カウンセラー 2 名（女性）を配置し、学生と教職員の相談に応じている。【資料 5-1-12】

3) 安全への配慮について

・安全への配慮については、「学校法人久留米工業大学危機管理規則」を定め、法人における様々な危機に迅速かつ的確に対処するための体制を確立し、また、大学においても「久留米工業大学危機管理規程」を定め、学生等及び教職員の安全確保を図っている。

【資料 5-1-13】 【資料 5-1-14】

・本学では、「久留米工業大学安全衛生管理委員会規程」を定め、安全衛生委員会において、本学の教職員等の安全確保と健康の維持増進等について審議し、安全衛生管理活動の推進を図るとともに、労働災害及び健康障害等の防止に努めている。【資料 5-1-15】

・危機管理については、危機管理規則に基づき体制を確立し、学生及び教職員の安全確保を図っている。

・安全対策については、「SAFETY GUIDE 安全の手引き」や新入生に配布する「危機管理マニュアル」を作成するなど、安全に関する具体的な対応策の指導に努めており、令和 2(2020)年 1 月には消防署の指導・協力を得て、学生及び教職員参加のもとで防火避難訓練を実施し、災害時の対応に備える体制を整えている。【資料 5-1-16】 【資料 5-1-17】

・平成 28(2016)年度から、法人内の教職員に対し「ストレスチェック」を実施し、その結果を踏まえて職場環境の改善に努めることとしている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-7】 学校法人久留米工業大学固定資産及び物品調達管理規程

【資料 5-1-8】 学校法人久留米工業大学ハラスメント防止規程

【資料 5-1-9】 久留米工業大学ハラスメント調査委員会規程

【資料 5-1-10】 久留米工業大学ハラスメント防止対策委員会規程

【資料 5-1-11】 久留米工業大学ハラスメント相談室規程

【資料 5-1-12】 久留米工業大学ハラスメント相談員

【資料 5-1-13】 学校法人久留米工業大学危機管理規則

【資料 5-1-14】 久留米工業大学危機管理規程

【資料 5-1-15】 久留米工業大学安全衛生管理委員会規程

【資料 5-1-16】 「SAFETY GUIDE 安全の手引き」

【資料 5-1-17】 「久留米工業大学生のための危機管理マニュアル」

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

・経営の規律と誠実性について、関連する法令は遵守している。また、環境保全、人権、安全への配慮の体制及び教育情報・財務情報の公表も整備しているので、引き続き、現状の体制で運営していくとともに、PDCA サイクルを組織的に機能させてさらなる向上に努める。

・危機管理に関しては、管理体制の実効性を確認するとともに、地元自治体との連携協力を一層強化し、学内のみならず地元住民を含めた広域的な危機管理体制の充実、向上に努める。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

・法人の業務決定権限を有する理事会を原則年 6 回開催し、次の事項について審議することを理事会規則において規定している。【資料 5-2-1】

①理事及び評議員の選任及び解任 ②監事候補者の選任及び監事の解任 ③理事長、常務理事及び担当理事の選任及び解任 ④予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中
--

の不動産及び積立金の処分 ⑤事業計画 ⑥予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 ⑦寄附行為の変更 ⑧合併 ⑨目的たる事業の成功の不能による解散 ⑩収益事業に関する重要事項 ⑪寄附金品の募集に関する事項 ⑫重要な規則の制定及び改廃 ⑬その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

・理事長は、本法人の代表として業務を総理する。加えて各学校長を担当理事として、理事長を補佐する体制を整えており、各学校の運営及び経営に関する業務を分掌し、各学校を代表することで、責任と権限の明確化と業務の円滑化を図っている。【資料 5-2-2】【資料 5-2-3】

・理事会は、理事 12 名、監事 2 名で構成しており、寄附行為に定める定数を満たしている。また、私立学校法第 38 条第 1 項第 1 号に規定する理事には学長及び各学校長が就任している。

・過去 3 年間の理事の理事会への出席状況は「表 5-2-1」のとおりである。なお、欠席時の委任状は寄附行為第 17 条第 10 項において、「前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。」と定められている。

表 5-2-1 理事の理事会への出席状況（委任状提出者除く）

平成 29 年度	開催数	第 1 回	第 2 回	第 3 回
	月日	5 月 26 日	5 月 26 日	11 月 28 日
	出席状況	10/12 人	9/12 人	11/12 人
	開催数	第 4 回	第 5 回	第 6 回
	月日	11 月 28 日	3 月 14 日	3 月 14 日
	出席状況	10/12 人	11/11 人	10/11 人
平成 30 年度	開催数	第 1 回	第 2 回	第 3 回
	月日	5 月 29 日	5 月 29 日	11 月 28 日
	出席状況	10/12 人	10/12 人	11/12 人
	開催数	第 4 回	第 5 回	第 6 回
	月日	11 月 28 日	3 月 14 日	3 月 14 日
	出席状況	11/12 人	11/12 人	10/12 人
令和元年度	開催数	第 1 回	第 2 回	第 3 回
	月日	5 月 29 日	5 月 29 日	11 月 26 日
	出席状況	10/11 人	9/11 人	11/12 人
	開催数	第 4 回	第 5 回	第 6 回
	月日	11 月 26 日	3 月 13 日	3 月 13 日
	出席状況	10/12 人	/12 人	/12 人

出席状況：出席者数/理事総数

- ・監事は理事、評議員及び本法人の職員を兼ねておらず、私立学校法第 39 条に規定する役員の兼職禁止に関する条項に違反していない。
- ・役員の選任については、「役員候補者選考委員会内規」に基づき、役員候補者選考委員会で候補者を選考し、理事会へ推薦する。【資料 5-2-4】
- ・常任理事会は、理事長、常務理事及び担当理事をもって構成され、毎月 1 回開催し、重要事項を除くこの法人の日常的な業務の決定に関する事、緊急にこの法人の意思を決定するような必要がある場合又は理事会を開催するいとまがない場合における暫定的な業務の決定に関する事、理事会及び評議員会に付議する事項について企画、立案し、又は整理すること等について審議決定を行っており、ここで決定した事項については、次の理事会に報告することとしている。また、理事長、常務理事及び担当理事の間の連絡、調整等を行っており、常に意思疎通ができるよう体制を整えている。【資料 5-2-5】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-2-1】 学校法人久留米工業大学理事会規則

【資料 5-2-2】 学校法人久留米工業大学寄附行為

【資料 5-2-3】 学校法人久留米工業大学担当理事等職務権限規則

【資料 5-2-4】 学校法人久留米工業大学役員候補者選考委員会内規

【資料 5-2-5】 学校法人久留米工業大学常任理事会規則

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・学校法人を取り巻く環境が変化、多様化している中、法人の意思決定は的確且つ迅速に行わなければならない。今後も時代に即応した意思決定ができるよう更に常任理事会機能を強化するなど、管理運営の活性化を図る。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

- ・本学は、「人間味豊かな産業人の育成」の建学の精神の下、学則及び大学院学則においてその目的を明確に定めており、この目的を効果的、効率的に達成するため、管理運営体制を構築し、機能させている。【資料 5-3-1】 【資料 5-3-2】
- ・理事会から委任を受けた法人の日常的業務及び緊急事案等は、常任理事会において決定できることとし、その旨寄附行為、理事会規則及び学校法人常任理事会規則で明確に定めている。常任理事会は理事長、常務理事のほか大学学長、高校校長、専門学校校長、自動車学校校長の担当理事をもって構成し、毎月 1 回定期的に開催され必要事項を審議・決定

している。【資料 5-3-3】 【資料 5-3-4】 【資料 5-3-5】

・本学は学則第 43 条に基づき教授会を置き、入学、卒業及び課程の修了、学位授与に関する事項並びに教育研究に関する重要な事項で学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている。

・教授会は学長、副学長、教授、准教授、講師、助教をもって構成し、毎月 1 回定期的に開催している。また、教授会の下に各種委員会を設置しており、下記の【表 5-3-1】の各種委員会で原案の作成等を行っている。【資料 5-3-6】

表 5-3-1 管理運営のための主要な委員会

名 称	内 容
地域連携センター運営委員会	地域連携推進及びものづくりセンターの基本的事項に係る方針、新規事業や既存事業の改廃、知的財産の運用、公開講座の計画及び実施に関する事項等を審議する。
学術情報センター運営委員会	学術情報センターの組織及び運営・事業計画等、情報館・図書館管理運営に関する必要事項について審議する。
施 設 委 員 会	本学の施設整備計画及び環境整備に関する事項等を審議する。
教 務 委 員 会	教育課程及び履修に関する事項、学生の休学、退学、転学、留学、除籍等に関する教務上必要な事項を審議する。
学 生 厚 生 委 員 会	学生の生活指導、福利厚生、学友会、奨学金、賞罰等、学生の厚生に関する必要な事項について審議する。
入 試 委 員 会	入学試験実施の基本方針、入学試験の合格者判定など入学試験に関し、重要な事項について審議する。
広 報 委 員 会	大学広報誌等の作成・配布、オープンキャンパス・進学説明会等の企画・実施、高校・受験生・保護者等の動向調査・分析等学生募集及び大学広報に関する事項について審議する。
キャリアサポートセンター運営委員会	本学学生の就職の適正円滑を図るため、基本的構想と具体的実施方法の確立等就職に関する必要事項を審議する。
教職課程運営委員会	教職課程のカリキュラム及び担当教員、教育実習、介護等体験、教員免許状更新講習等に関する事項を審議する。
共通教育運営委員会	共通教育科目のカリキュラム、授業計画及びその他共通教育に関する事項を審議する。
高大連携実施委員会	高等学校との連携企画、連携カリキュラムの作成等、高大連携の実施に関する事項を審議する。
FD 委員会	研修その他施策の企画・実施、学生の授業評価アンケート、授業公開、授業改善の取り組み等を審議する。
安全衛生管理委員会	安全衛生管理に関する必要事項を審議する。

シラバス委員会	開講科目のシラバスの作成等に関する事項を審議する。
---------	---------------------------

- ・企画会議は、学則第 58 条に基づき、学長、副学長、学長補佐、事務局長、事務局次長及び総務課長をもって構成し、学長の諮問を受け、本学の経営戦略及び管理運営の立案とその有効性を審議する事について、企画会議規程に定めている。【資料 5-3-7】
- ・学科長会議は、学則第 59 条に基づき、学長、副学長、学長補佐、学科長、事務局長及び事務局次長をもって構成し、本学の重要事項及び管理運営に関する事項を審議し、学長が決定することについて、学科長会議規程に定め、毎月 1 回定期的に開催している。【資料 5-3-8】
- ・大学院研究科委員会は、教育研究に関する事項等を審議し、学長が決定することについて大学院学則で明確に定めており、研究科長、研究科の指導教員をもって構成し、毎月 1 回定期的に必要な事項を審議している。また、大学院研究科委員会の議題の整理については、大学院研究科運営委員会において審議することとし、本委員会は、研究科長、専攻長、指導教員をもって構成し、毎月 1 回定期的に開催している。【資料 5-3-9】 【資料 5-3-10】
- ・大学の教育研究を支援するための必要な組織、大学事務の管理運営組織については、学校法人久留米工業大学組織及び管理規則に基づき運営に当たっている。【資料-3-11】
- ・副学長、学長補佐、学科長、専攻長、教務委員長、入試委員長、広報委員長、学生厚生委員長、学術情報センター長及びものづくりセンター長の選任については、学長が指名して選任するよう役付職員内規で規定している。【資料 5-3-12】
- ・教職員の提案などをくみ上げる仕組みとして、平成 24(2012)年度から学校法人久留米工業大学（業務改善）提案制度を設けている。【資料 5-3-13】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 5-3-1】 久留米工業大学大学学則第 1 条（目的及び使命）
- 【資料 3-3-2】 久留米工業大学大学院学則第 2 条（大学院目的）
- 【資料 5-3-3】 学校法人久留米工業大学寄附行為（第 13 条）
- 【資料 5-3-4】 学校法人久留米工業大学理事会規則（第 6 条の 3）
- 【資料 5-3-5】 学校法人久留米工業大学常任理事会規則（第 2 条）
- 【資料 5-3-6】 久留米工業大学教授会規程（第 43 条）
- 【資料 5-3-7】 久留米工業大学企画会議規程
- 【資料 5-3-8】 久留米工業大学学科長会議規程
- 【資料 5-3-9】 久留米工業大学大学院研究科運営委員会要項
- 【資料 5-3-10】 久留米工業大学大学院研究科委員会規程
- 【資料 5-3-11】 学校法人久留米工業大学組織及び管理規則
- 【資料 5-3-12】 久留米工業大学役付職員内規
- 【資料 5-3-13】 業務改善提案集計

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

- ・理事会では、外部理事に久留米市長、地域企業の代表者、弁護士などを加えることで、審議の客観性を担保するとともに、地域に根ざした運営を行っている。

- ・評議員会には、理事会の諮問機関として、寄附行為第 24 条に掲げる事項についてあらかじめ意見を聞いている。【資料 5-3-14】
- ・評議員の選任については、寄附行為第 26 条の規定に基づき、理事会又は評議員会において選任されている。
- ・過去 3 年間の評議員の評議員会への出席状況は、「表 5-3-2」のとおりである。

表 5-3-2 評議員の評議員会への出席状況（委任状提出者除く）

	開催数	第 1 回	第 2 回	第 3 回
平成 29 年度	月日	5 月 26 日	11 月 28 日	3 月 14 日
	出席状況	19/25 人	19/25 人	20/24 人
平成 30 年度	月日	5 月 29 日	11 月 28 日	3 月 14 日
	出席状況	17/25 人	20/25 人	23/25 人
令和元年度	月日	5 月 29 日	11 月 26 日	3 月 13 日
	出席状況	19/24 人	17/23 人	/25 人

出席状況：出席者数／評議員総数

- ・法人の業務及び財産の状況の監査を行うため監事 2 名を置き、その職務を寄附行為に明確にしているほか、具体的な監査内容については、学校法人久留米工業大学監事監査規則及び同実施基準で定めている。現在、監事は常勤 1 人及び非常勤 1 人の計 2 人を置いており、寄附行為、学校法人久留米工業大学監事監査規則及び同実施基準に基づき業務及び財産の状況について毎年度 2 回（11 月上旬に期中監査（業務監査）、5 月上旬に期末監査（業務監査及び決算監査）が実施されている。監査はあらかじめ監事の指定した事項について調書を作成し、その調書に基づき担当理事及び担当課長等にヒアリングが実施される。その結果に基づき監査報告書が作成され、指摘された事項については、改善計画を作成のうえ、改善に取り組んでいる。また、法人本部監査室では、内部監査規程に基づき、日常的に法人内各学校の書面監査を中心とした監査を行うとともに、監事に対して資料の作成・提供等を行っている。【資料 5-3-15】 【資料 5-3-16】 【資料 5-3-17】
- ・監事の選任については、寄附行為第 7 条の規定に基づき、理事会及び評議員会において選任されている。
- ・平成 29(2017)年度から令和元(2019)年度の 3 年間に開催された理事会及び評議員会への監事の出席状況については、すべてにおいて出席している。
- ・法人本部においては、総務課、財務課、経営戦略室、監査室の各部署が、大学等から提出された書類について厳正なチェックを行っている。また、法人本部内においても、補助金資料、伝票等については、総務課、財務課でチェックしたものを更に監査室でチェックするなど、二重、三重のチェックを実施している。
- ・平成 25(2013)年度より、各課単位での「目標管理制度」を導入して 5 年間実施してきた。課単位による「目標」「達成基準」「方法」「達成状況」実施計画を設定し、課長が進捗状況を管理することで、より実務に即した計画的な管理体制を構築している。
- ・目標管理制度は中間状況及び最終状況について課としての達成状況を大学事務局長及び

次長が各課長からヒアリングを行ったうえで法人本部に報告されており、目標達成に向けて課内の取組みの活性化を図っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-14】 学校法人久留米工業大学寄附行為第 24 条

【資料 5-3-15】 学校法人久留米工業大学監事監査規則

【資料 5-3-16】 学校法人久留米工業大学監事監査実施基準

【資料 5-3-17】 学校法人久留米工業大学内部監査規程

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

・法人の運営として教学と経営とは両輪であり、お互いのコミュニケーションを円滑に保ち、社会情勢の変化に対応した迅速な意思決定を行える組織の確立に向けて今後とも努力する。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

・本学は、法人の建学の精神（ミッション）のもと、将来の目指す姿（ビジョン）を掲げ、そのビジョンの実現のために具体的目標を策定している。今回も「第 2 次前期実施計画（2019 年度～2021 年度）」を策定し、経営安定化のための基礎づくりを行い、計画的な財務運営の確立に努めている。毎年、実施計画をもとに検証を行い、その状況に応じて各年度の事業計画、予算編成を行っている。

・予算編成は、理事会で決定した基本方針に基づき各部署から経費を事業別に整理した調書を提出させ、ヒアリングを行い、その必要性・効果・手法等を精査の上、予算委員会にて査定を行い、安定的かつ健全な財政になるよう努めている。【資料 5-4-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-1】 学校法人久留米工業大学 第 2 次前期実施計画書（2019 年度～2021 年度）

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

・収入（事業活動収入）の約 79%を占めている学納金収入については、学生募集体制の充実などに取組んだ結果、現在では定員を上回っている。平成 31(2019)年度には、収容定員見直しを行い、新入生の定員を超過するなど、さらなる学生確保に努めた結果、法人全体としては、5 年連続の収入超過（大学のみでは 3 年連続の収入超過）である。

・学納金収入に頼らない運営を図るため、外部資金の獲得に関しては、平成 31(2019)年度は、私立学校施設整備費補助金事業（2 件）に内定しており、積極的に取り組んでいる。また、平成 30(2018)年度に採択された「私立大学研究ブランディング事業」も現在継続中である。【資料 5-4-2】 【資料 5-4-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-2】 平成 30 年度事業報告書

【資料 5-4-3】 平成 31(2019)年度事業計画書

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

・収入の大部分を占める学納金収入の安定化を図るため、入学者確保、退学者防止などの取り組みを強化するとともに、予算編成に関しても政策事業経費、経常的経費、双方ともに見直しを図り、収支バランスの改善に努め、安定した財務基盤が構築できるよう取り組んでいく。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

・本学の予算は、法人全体の予算編成方針及び事業計画に基づいて編成され、理事会の承認により成立する。【資料 5-5-1】 【資料 5-5-2】

・本学の会計処理は、学校法人会計基準、学校法人久留米工業大学経理規則、学校法人久留米工業大学経理規則取扱細則、学校法人久留米工業大学授業料等徴収並びに育英に関する規則、学校法人久留米工業大学固定資産及び物品調達管理規程に基づいて会計処理を行っており、日頃の会計処理を行う上で判断できない事項については公認会計士に相談して指導・助言を受け、適正な処理に努めている。【資料 5-5-3】 【資料 5-5-4】 【資料 5-5-5】

【資料 5-5-6】

・平成 27(2015)年度からは、これまで法人のみで使用していた財務会計システムが大学でも稼働となり、伝票の直接入力、データの閲覧・検索等が可能となった。法人と連携した会計処理を行うことにより、定期的な照合等が可能となり、日々不備・誤謬がないよう精査に努めている。

・予算執行については、担当者による裏付資料と政策事業調書または経常経費調書の科目別内訳（予算明細）を確認のうえ、所属長、経理責任者の決裁により、法人の経理を統括する法人本部へ提出し、経理責任者、経理統括者の照合、決裁をうけ、適正な会計処理に努めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-5-1】平成 31(2019)年度予算書（理事会資料）

【資料 5-5-2】平成 31(2019)年度事業計画書

【資料 5-5-3】学校法人久留米工業大学経理規則

【資料 5-5-4】学校法人久留米工業大学経理規則取扱細則

【資料 5-5-5】学校法人久留米工業大学授業料等徴収並びに育英に関する規則

【資料 5-5-6】学校法人久留米工業大学固定資産及び物品調達管理規程

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

・本法人の会計監査は、学校法人久留米工業大学監事監査規則、学校法人久留米工業大学監事監査実施基準及び学校法人久留米工業大学内部監査規程に基づき目的に応じて監事による監事監査、公認会計士による会計監査、法人監査室による内部監査とそれぞれの立場から適時に監査を行う体制が整備され、厳正に実施している。【資料 5-5-7】 【資料 5-5-8】 【資料 5-5-9】

・監事監査は年 2 回（期中監査・期末監査）、学長及び事務担当者からのヒアリング等を実施し、過去の指摘事項、経営課題への取り組み状況等、大学の現状や今後の計画に沿った実効のある監査を実施している。

・公認会計士による会計監査は、毎年 10 月から 6 月までを 1 サイクルとして実施されている。監査は証憑書類等に基づく書面監査及び実地監査、各担当理事に対する経営方針のヒアリング等、多岐にわたり実施している。

・法人監査室による内部監査は、原則、法人すべての業務活動を対象としており、科研費等公的研究費の監査も実施している。

・監事、公認会計士、法人監査室の連携については、例年監査開始前に意見交換をする等、連携を取りながら監査業務が行われ、いずれも理事会等へ報告される体制が整備されており、厳正に実施している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-5-7】学校法人久留米工業大学監事監査規則

【資料 5-5-8】学校法人久留米工業大学監事監査実施基準

【資料 5-5-9】学校法人久留米工業大学内部監査規程

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

・会計処理に関しては、学校法人久留米工業大学経理規則取扱細則に従い、伝票処理、出納処理、領収処理、物品調達処理、減価償却処理を適正に行っている。引続き監事、公認会計士、法人監査室との連携を図り、適正な会計処理を実施していく。

【基準 5 の自己評価】

・本法人の運営に当たっては、学校教育法や私立学校法などの関係諸法令を誠実に遵守しているほか、実施計画及び財政計画の策定を行うなど計画的に行われている。また、策定

された計画については毎年進捗管理を行うなど、適切に執行管理が行われている。

・理事会においては、外部理事の比率も高い開かれた理事会となっており、地域の意見や一般企業の考え方などを取り入れながら、学校法人の運営について、審議が行われ、地域に根差す、公共性・公益性の極めて高い学校法人の運営として適切に行われている。

・本法人は、担当理事制を採用していることで、理事会及び常任理事会での審議は必要であるが、教育面においての意思決定については、各担当理事の裁量権の範囲が大きくなっており、近年の高等教育改革の動きにも迅速に対応できる体制となっている。

・大学における財政の基盤は学納金収入であり、学生の確保を如何に安定的に行うことが、財政基盤の確立には不可欠である。本学においては、平成 28(2016)年度入学生から安定して入学定員を確保できており、これまでの教育改革の成果が表れてきていると評価している。この成果に満足することなく、さらなる教育改革に取り組むことで、安定した学生確保を図り、財政基盤を確立する。また、各種補助金の獲得にも力を入れることで、本学独自の予算だけでは難しい教育改革への取り組みもさらに充実していく。

以上のことから、経営の規律と誠実性を維持し、理事会を適切に機能させ、管理経営の円滑化と相互チェックの体制を整え、安定的な財務基盤と収支バランスを確保し、適切な会計処理を行っており、基準 5 を満たしていると判断する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

・内部質保証に関する全学的な方針として、学則第 1 条の目的及び使命を踏まえ、学則第 2 条第 1 項に、「本学は、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と記載している。また、学則第 2 条第 2 項に、「前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、認証評価機関による評価を受けるものとする。」と記載している。【資料 6-1-1】

・大学院においても大学院学則の第 3 条において、「認証評価については、学則第 2 条の規定を準用する。」と記載している。【資料 6-1-2】

・また、学長の最高諮問機関として、学則第 58 条に基づき、企画会議が設置されており、企画会議は内部質保証のための責任を担っている。学則第 58 条では、企画会議の役割として、「本学の経営戦略及び管理運営の立案と、その有効性を審議するため企画会議を置く。」と定めている。

・企画会議の議長は、学長をもって充てることとなっており、学長のリーダーシップの下で、内部質保証の推進がなされる。企画会議の審議事項としては、企画会議規程第 2 条において、(1) 中期事業計画に関する事項、(2) 教育研究活動、組織の企画・立案及び調査に関する事項、(3) 教育研究について行う自己点検評価及び第三者評価に関する事項等を定めている。【資料 6-1-3】

・以下、企画会議を中心とする内部質保証のための組織体制および責任体制について説明を行う。なお、内部質保証システム体系図を【資料 6-1-14】に記している。【資料 6-1-4】

【資料 6-1-5】【資料 6-1-14】

1) 教育の質保証

・内部質保証のうち、まず、学科や研究科等による三つのポリシーを起点とする教育の質保証のための組織体制および責任体制について説明を行う。

・企画会議の下部組織として、学則第 2 条に基づき、自己点検・評価委員会が設置されている。

・自己点検・評価委員会は、企画会議からの自己点検・評価の実施の指示を受け、学科や研究科等による三つのポリシーを起点とする教育の質保証に関する自己点検・評価を行い、評価報告書を企画会議に提出する。自己点検・評価委員会は、点検・評価項目に応じて責任者を置き、学科や研究科、および、教育改革推進委員会、研究改革推進委員会、産学官連携推進委員会、国際化推進委員会の各委員会、事務改革推進本部と連携して、点検・評価を行う。【資料 6-1-4】【資料 6-1-5】【資料 6-1-6】【資料 6-1-7】【資料 6-1-8】【資料 6-1-9】【資料 6-1-10】【資料 6-1-11】

・企画会議は、自己点検・評価委員会による自己点検・評価結果を踏まえ、学科や研究科

に対して、また、全学的観点から教育改革推進委員会、研究改革推進委員会、産学官連携推進委員会、国際化推進委員会、事務改革推進本部に対して、さらに、入試、教務、就職等の業務担当部門に対して、改善指示を行う。このようにして、教育の質保証に関する PDCA サイクルが構築されている。【資料 6-1-3】【資料 6-1-12】【資料 6-1-13】

・また、学外の学識経験者、久留米市、地元企業、久留米商工会議所等の委員により構成される教育研究推進外部評価委員会を設置し、毎年度、大学の教育・研究活動の改善状況について、評価を受けている。【資料 6-1-5】【資料 6-1-14】【資料 6-1-15】

・教育研究推進外部評価委員会による評価結果は学長に報告され、企画会議において、指摘事項等への対応について方針が審議され、さらに、具体的な改善方策が関連する学科や研究科、および、各推進委員会において検討され、その結果が、次年度の実施計画に反映される。

2) 中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証

・続いて、中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証のための組織体制および責任体制について説明を行う。

・中長期計画については、まず、法人本部の中長期計画の方針に基づき、企画会議において大学の中長期計画が立案され、立案された大学の中長期計画は法人本部へ提出され、理事会の承認を受け、決定される。

・この中長期計画に基づき、企画会議において、年度毎の実施計画が策定される。また、実施計画の実施状況について、企画会議において、前期、後期の年 2 回、自己評価を行い、その結果を踏まえ、翌年度の実施計画が策定される。【資料 6-1-3】

・また、年度毎の実施計画および実施計画の実施結果については、大学から法人本部への報告が行われ、その結果を踏まえ、中長期計画の見直しが行われる。このようにして、中長期的な計画を踏まえた大学全体の改善に関する PDCA サイクルが構築されている。【資料 6-1-12】【資料 6-1-13】

・なお、中長期的な計画を踏まえた大学全体の改善を柔軟かつ円滑に行うため、企画会議の構成員として法人本部から事務局長および監事が加わり、毎回の企画会議に参加している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-1】久留米工業大学学則第 2 条（認証評価）

【資料 6-1-2】久留米工業大学大学院学則第 3 条（認証評価）

【資料 6-1-3】久留米工業大学企画会議規程

【資料 6-1-4】久留米工業大学自己点検・評価委員会規程

【資料 6-1-5】久留米工業大学教育研究推進外部委員会規程

【資料 6-1-6】久留米工業大学研究改革推進委員会規程

【資料 6-1-7】久留米工業大学産学官連携推進委員会規程

【資料 6-1-8】久留米工業大学国際化推進委員会規程

【資料 6-1-9】久留米工業大学事務改革推進本部規程

【資料 6-1-10】久留米工業大学自己点検・評価委員会議事録

【資料 6-1-11】 令和元年度久留米工業大学自己点検・評価報告書

【資料 6-1-12】 久留米工業大学内部質保証システム体系図

【資料 6-1-13】 久留米工業大学の内部質保証に係る PDCA サイクル概念図

【資料 6-1-14】 久留米工業大学教育研究推進外部評価委員会議事録

【資料 6-1-15】 久留米工業大学令和元年度教育研究推進外部評価委員会報告書

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

・今後も学長のガバナンスの下、企画会議を中心に内部質保証の PDCA サイクルを機能させ、自己点検・評価委員会による自己点検結果を踏まえた学科や研究科等による三つのポリシーを起点とする教育の質保証の推進、また、法人本部との連携による中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証の推進を図っていく。

・特に、教育の質の保証については、3-1-②で述べたように、三つのポリシーに基づき、機関レベル（大学）、教育課程レベル（専攻）、科目レベル 3 つの段階で、学修成果の評価をアセスメント・ポリシーに沿って実施して、学生一人ひとりの学修成果の見える化を推進し、学長のリーダーシップの下、教育改革推進委員会が IR 推進センターと連携し、教育の質保証の一層の充実化に取り組んでいく。

・また、平成 29(2017)年 4 月大学設置基準に定められた教職協働に関する法令改正に対応し、事務改革推進本部において、各事務部門における事務の効率化を進めるとともに、専門性の高い職員の育成を図り、教職協働による内部質保証を推進していく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

・内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、6-1-①で述べた内部質保証のための組織および責任体制に基づいて実施している。

・本学では、中期計画として、建学の精神のもとに掲げた、「2021年ビジョン」の実現に向けて、平成 30(2018)年に、「第 1 次後期実施計画（2016 年度～2018 年度）」の点検・評価結果を踏まえ、理事長の指示の下、「第 2 次前期実施計画（2019 年度～2021 年度）」を策定し、単年度ごとの事業計画によって進捗管理し、達成度及び成果を点検・評価し、その結果を改善計画につなげる PDCA サイクルを恒常的・継続的に実施することにより、大学の質の保証及び向上を図っている。なお、大学で策定した「第 2 次前期実施計画（2019 年度～2021 年度）」は、理事長によるヒアリングを経て、「学校法人久留米工業大学第 2 次前期実施計画（2019 年度～2021 年度）」に反映されている。【資料 6-2-1】 【資料 6-2-2】 【資料 6-2-3】

・令和元年度（2019年度）の事業計画は、第2次前期実施計画に基づいて策定され、企画会議において、前期、後期の年2回、自己評価を行った。また、その結果を反映し、企画会議において、令和2年度（2020年度）の実施計画が策定される。さらに、令和元年度（2019年度）の実施計画の実施結果については、大学から法人本部への報告が行われ、その結果を踏まえ、「学校法人久留米工業大学第2次前期実施計画(2019年度～2021年度)」の見直しが行われている。【資料 6-2-4】【資料 6-2-5】

・また、教育の質保証に関する自己点検・評価の実施を行うために、学長を委員長とする自己点検・評価委員会が設けられている。

・自己点検・評価委員会は、企画会議からの自己点検・評価の実施の指示を受け、学科や研究科等による三つのポリシーを起点とする教育の質保証に関する自己点検・評価を行い、年度末に令和元年度(2019)年度の自己点検・評価報告書を企画会議に提出している。なお、自己点検・評価委員会は、点検・評価項目に応じて責任者を置き、学科や研究科、および、教育改革推進委員会、研究改革推進委員会、産学官連携推進委員会、国際化推進委員会の各委員会、事務改革推進本部と連携して、エビデンスに基づいた自己点検・評価を行っている。【資料 6-2-6】【資料 6-2-7】【資料 6-1-8】

・企画会議は、自己点検・評価委員会による自己点検・評価結果を踏まえ、学科や研究科に対して、また、全学的観点から教育改革推進委員会、研究改革推進委員会、産学官連携推進委員会、国際化推進委員会、事務改革推進本部に対して、さらに、入試、教務、就職等の業務担当部門に対して、課題に対する改善指示を行っている。また、課題への対応について、次年度の実施計画への反映がなされている。【資料 6-1-8】

・また、教育研究推進外部評価委員会による評価結果は学長に報告され、企画会議において、指摘事項等への対応について方針が審議され、さらに、具体的な改善方策が関連する学科や研究科、および、各推進委員会において検討される。【資料 6-1-9】【資料 6-1-10】

・自己点検・評価委員会は、点検・評価項目に応じて責任者を置き、学科や研究科、および、教育改革推進委員会、研究改革推進委員会、産学官連携推進委員会、国際化推進委員会の各委員会、事務改革推進本部と連携して、エビデンスに基づく自己点検・評価を行っている。令和元(2019)年度は、計5回の自己点検・評価委員会を開催し、計画的に自己点検・評価を進め、年度末に自己点検・評価報告書を取り纏めた。自己点検・評価の取り組みについては、学科や研究科へ周知し、さらに教授会で報告することにより全教職員に周知している。【資料 6-2-6】【資料 6-2-7】

・自己点検・評価報告書は、企画会議の承認を受けた後、年度末に大学ホームページで公表するとともに、教職員共有サイト「きっと見る」において教職員全員でその結果を共有している。【資料 6-2-11】【資料 6-2-12】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-1】 久留米工業大学 2021 年ビジョン

【資料 6-2-2】 学校法人久留米工業大学第2次前期実施計画書(2019年度～2021年度)

【資料 6-2-3】 令和元(2019)年度久留米工業大学実施計画

【資料 6-2-4】 令和元(2019)年度久留米工業大学実施計画前期自己評価結果

【資料 6-2-5】 令和元(2019)年度久留米工業大学実施計画後期自己評価結果

- 【資料 6-2-6】 令和元(2019)年度久留米工業大学自己点検・評価委員会議事録
- 【資料 6-2-7】 令和元(2019)年度久留米工業大学自己点検評価書
- 【資料 6-2-8】 令和元(2019)年度久留米工業大学企画会議議事録
- 【資料 6-2-9】 令和元(2019)年度久留米工業大学教育改革推進外部評価委員会議事録
- 【資料 6-2-10】 令和元(2019)年度久留米工業大学教育改革推進外部評価委員会報告書
- 【資料 6-2-11】 大学ホームページ <http://www.kurume-it.ac.jp/>
(大学案内⇒大学評価)
- 【資料 6-2-12】 教職員共有サイト「きっと見る」の資料

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

・本学の IR 活動は、学長のガバナンスのもと企画会議が中心となり、学内の調査から得られたデータをもとに主に教育・研究の改善に取り組んでいる。具体的には、平成 28(2016)年度より「IR 推進センター」を設置、センター長、専任職員を配置し、学内データの一元化の推進、教育の質保証等に関わる種々のデータ分析および企画会議や教育改革推進委員会、研究改革推進委員会等でのデータ分析結果の報告、さらに教職員共有サイト「きっと見る」でのデータ分析結果の共有、大学の基本情報を記した年度毎のファクトブックの大学ホームページでの公開等に関する役割を担っている。特に教育の質保証に関しては、教育改革推進委員会と密接に連携し、アセスメント・ポリシーに沿って、各種アンケート等の分析を行い、その結果が教育改革に活かされている。

- 【資料 6-2-13】
- 【資料 6-2-14】
- 【資料 6-2-15】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 6-2-13】 久留米工業大学 IR 推進センター規程
- 【資料 6-2-14】 IR 推進センター報告書 2019
- 【資料 6-2-15】 久留米工業大学ファクトブック 2019

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

・IR 推進センターを中心に学生情報のビッグデータの収集・管理体制を確立し、学内のさまざまな調査・分析を行い、学修環境や学生生活環境の改善に取り組んでいく。特に、IR 情報を活用し多様な学生に対する学修支援を充実させることにより、学生の満足度を高め、教育の質保証の仕組みの改善に努めていく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

・本学では、建学の精神のもとに掲げた、「2021年ビジョン」の実現に向けて、「第2次前期実施計画（2019年度～2021年度）」を策定し、さらに、学部学科及び大学院においても次年度目標を策定し、単年度ごとの事業計画によって進捗管理し、達成度及び成果を点検・評価し、その結果を改善計画につなげる PDCA サイクルを恒常的・継続的に実施することにより、大学の質の保証及び質の向上を図っている。

・本学では、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法を「アセスメント・ポリシー」において定め、IR 推進センターで分析した結果については、教育改革推進委員会にて報告している。【資料 6-3-1】【資料 6-3-2】

・教育の質保証に関する自己点検・評価の実施を行うために、学長を委員長とする自己点検・評価委員会が設けられている。

・自己点検・評価委員会は、企画会議からの自己点検・評価の実施の指示を受け、学科や研究科等による三つのポリシーを起点とする教育の質保証に関する自己点検・評価を行い、自己点検評価報告書を企画会議に提出している。なお、自己点検・評価委員会は、点検・評価項目に応じて責任者を置き、学科や研究科、および、教育改革推進委員会、研究改革推進委員会、産学官連携推進委員会、国際化推進委員会の各委員会、事務改革推進本部と連携して、エビデンスに基づいた自己点検・評価を行っている。【資料 6-3-3】

・企画会議は、自己点検・評価委員会による自己点検・評価結果を踏まえ、学科や研究科に対して、また、全学的観点から教育改革推進委員会、研究改革推進委員会、産学官連携推進委員会、国際化推進委員会、事務改革推進本部に対して、さらに、入試、教務、就職等の業務担当部門に対して、課題に対する改善指示を行っている。また、課題への対応について、次年度の実施計画への反映がなされている。

・本学では、建学の精神のもとに掲げた、「2021年ビジョン」の実現に向けて、「第1次後期実施計画（2016年度～2018年度）」の点検・評価結果を踏まえ、「第2次前期実施計画（2019年度～2021年度）」を策定し、さらに、学部学科及び大学院においても次年度目標を策定し、単年度ごとの事業計画によって進捗管理し、達成度及び成果を点検・評価し、その結果を改善計画につなげる PDCA サイクルを恒常的・継続的に実施することにより、大学の質の保証及び質の向上を図っている。

① Plan（計画策定）

・企画会議において、「2019年度～2024年度第2次前・後期実施計画」を実現するため、事業の柱ごとに6か年の実施計画（中期計画）を策定する。

・「2019年度～2024年度第2次前・後期実施計画」（中期計画）に掲げた取り組みの成果を検証するための指標を策定し、達成状況を常に把握する。

② Do（事業の推進・実行）

・企画会議が事業推進の責任を負う。これにより、6か年実施計画（2019年度～2024年度）の第2次前・後期実施計画（中期計画）の推進体制を構築する。各種委員会では適切な役割分担のもと、事業の円滑な実行を促し、各種委員会において年度の中間期に進捗状況を確認し、企画会議で共有する。

③ Check（達成度の点検・評価）

・前期10月（中間）、後期3月（年度末）に各種委員会による事業の実施状況に関し自己点検・評価を行い、企画会議において全学的な観点より課題を把握する。

④ Action（改善計画及び次年度計画の策定）

- ・自己点検・評価結果に基づき、各種委員会は次年度に向けた改善事項を含めた次年度計画を作成し、企画会議で審議する。また、その内容が「学校法人久留米工業大学第2次前期実施計画書（2019年度～2021年度）」に反映され、中長期計画の見直しが行われている。

以上の単年度におけるPDCAサイクルを継続し、さらに、中期計画期間中、前期実施計画3年目、後期実施計画完了年度6年目において、指標に基づき実施計画の最終成果を検証し、次期6か年実施計画、中期計画の策定を行うこととしており、PDCAサイクルの仕組みを確立している。【資料6-3-4】 【資料6-3-5】

【エビデンス集】

【資料6-3-1】久留米工業大学アセスメント・ポリシー（【資料3-3-1】と同じ）

【資料6-3-2】令和元(2019)年度久留米工業大学教育改革推進委員会議事録（【資料3-3-3】と同じ）

【資料6-3-3】令和元(2019)年度久留米工業大学自己点検評価書

【資料6-3-4】学校法人久留米工業大学第2次前期実施計画書（2019年度～2021年度）

【資料6-3-5】久留米工業大学第2次実施計画（2019年度実施計画）に関する自己評価

(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

- ・中教審大学分科会において、「教育と研究を両輪とする大学教育の在り方」が議論されており、今後、「研究に基づく教育」が求められている。また、大学の地域貢献活動の重要性が高まっており、地域貢献活動を教育に取り込む必要性が増している。このようなことから、教育と研究および地域貢献とがより密接に結び付いた学修成果の見える化に基づいた教育の質保証の仕組みへの改善を推進したい。

【基準6の自己評価】

・内部質保証の組織体制としては、企画会議が内部質保証のための取り組みを協議し、企画会議の長である学長の指示のもと自己点検評価委員会及び各種推進委員会、学科長会、教授会、研究科運営委員会、研究科委員会、業務担当部署各々が内部質保証に取り組んでいる。平成24年度からは自己点検評価を学外者から受ける体制をとっている。

以上のことから、内部質保証のための組織の整備、責任体制は確立され、責任体制も明確であると判断した。

・企画会議、自己点検・評価委員会を中心に4つの推進委員会により、大学の全体の取り組み状況についてそれぞれの項目を自己点検・評価しており、また、学部や研究科においても、3つのポリシーをもとに策定した実施計画の取り組み状況について、自己点検・評価を実施している。それぞれの結果を「自己点検・評価委員会」において発表し、その内容を学内外の評価委員が評価し、報告書にまとめ教職員共有サイト「きっと見る」に掲載し、教職員で情報共有していることから、自主的・自律的な自己点検・評価を実施し共有していると判断した。

・IR推進センターは学生の学修動向、教育の成果等に関する調査・分析を行い、IR委員により学科会議、各種委員会で報告し、学修環境や学生生活環境の整備に活用していることから、IR等を活用した十分な調査・データの収集と分析を行っているとは判断した。

・中長期計画を踏まえた大学全体の質保証については、法人からの指示により、企画会議において、事業の柱ごとに6か年の実施計画（前期、後期各3年）を策定している。また、この中長期計画に基づき、年度毎の大学の実施計画が策定され、その実施結果については、企画会議において自己評価が行われ、課題等への対応が翌年度の実施計画に反映されるとともに、法人の中長期計画にも反映されるしくみとなっている。

以上のことから、内部質保証の組織体制を整備し、自己点検・評価を適切に実施し、内部質保証の機能性を確保しており、基準6を満たしているとは判断する。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献・地域連携

A-1 地域と連携して社会貢献活動をしているか

A-1-① 地域と連携した社会貢献活動

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1) 地域連携推進の組織整備

・本学では地域の企業や団体等と連携して、産業の創出・活性化、人材育成、小中学校の理科学教育支援等に寄与することを目的とした「地域連携センター」を設置している。更に産学官の連携による社会貢献を全学的に進めるために、平成 30(2018)年 12 月に学長をトップとする「産学官連携推進委員会」を設立し、組織充実に努めている。【資料 A-1-1】

2) 久留米工業大学地域連携推進協議会の設置

・産学官連携による地域産業の振興、地域の活性化を推進するため、平成 26 年(2014)年 3 月に、地域の企業や市役所、商工会議所等で構成する「久留米工業大学地域連携推進協議会」を立ち上げ、毎年総会及び講演会を開催している。会員数は現在 44 社となった。6 月に開催した総会後の講演会では本学の 2 名の教員による研究シーズの発表を行った。【資料 A-1-2】 【資料 A-1-3】

3) 産学官連携の推進

・大学シーズを広く広報し、企業や地域の問題解決に役立ててもらうために、研究シーズや研究内容、地域連携活動報告、機器備品紹介を掲載した地域連携センター報を今年度も発刊し、地域の企業に配布した。【資料 A-1-4】

・企業からの技術相談や技術指導を大学全体で進めるために、平成 31(2019)年 1 月に技術指導規程を設け、技術相談や技術指導、機器・設備利用申込書などの整備を行った。本年度は 10 件の技術相談があった。

・地場企業の支援をするために、久留米市ものづくり支援事業にやわらか製作所（株）と共に申請し採択された。【資料 A-1-5】

・新規・継続を含め、企業・自治体からの受託研究が 5 件、共同研究が 9 件進んでいる。【資料 A-1-6】

・自治体からの要請に応じて、各教員は専門の知識を活かした各種審議会や策定委員会の委員を務めている。【資料 A-1-7】

・自治体や各諸団体からの要望により、講演会の講師やシンポジウムのコーディネーターを務めている。【資料 A-1-8】

4) 高等教育コンソーシアム久留米

・本学は久留米地区の高等教育機関（3 大学・1 短大・1 高専）で構成する「高等教育コン

ソーシウム久留米」として、知の拠点づくりに貢献している。【資料 A-1-9】

・令和元(2019)年 11 月 23 日に高等教育コンソーシウム久留米でこども向けのイベントを担当しプログラミングしたドローンを飛ばした。【資料 A-1-10】

5) 市民向け公開講座

・地域から依頼を受けて開催している公開講座のほか、久留米市から依頼された市民公開講座も開催している。また、平成 28(2016)年度からは、より地域社会貢献を深めるため、従来のパソコン教室等とは趣向を変えた社会人向けの講座を秋季公開講座として開講している。今年度は交通機械工学科が担当し、11 月に地域の要望に即した公開講座 4 テーマを開講している。【資料 A-1-11】

6) 職業社会人向け公開講座

・平成 28(2016)年度に文科省認定の社会人向け職業実践力育成プログラム「Brush up program for professional」に応募した。内容は地域でニーズの高い機械設計技術者(3D CAD 等)の養成であり、平成 29(2017)年度より開講している。今年度は 60 時間のコースを開講し 2 名が受講した。【資料 A-1-12】

7) 小中学校向け公開講座

・毎年 7 月には小学生を対象とした「子どもキャンパス」で 10 講座を開講し親子 148 組が参加した。また今年度は包括連携協定を結んでいる広川町の小学生を対象に 9 月に折り紙高層建築の作成を実施した。

・8 月に久留米商工会議所主催の"久留米まちゼミ Kids"の一講座として、本学が包括連携協定を締結している筑後信用金庫本店で「お金と科学」をテーマにした「コラボゼミ」が開催され、お金に関するプログラミングについて講座を実施した。【資料 A-1-13】

・10 月 25 日に久留米市内の保育園児向けにプログラミングしたドローンのデモンストレーションと、3D プリンタで作製した部品でコマを作るというイベントを本学で開催した。【資料 A-1-14】

8) 小中学校の理科教育支援

・近隣地域の小中高学校等の理科離れを防ぎ理科教育を支援するために、理科教室や教員研修会を開催した。【資料 A-1-15】

9) 高校向け模擬授業

・本学では、小、中、高校向けの出張講義として 42 項目の講義を用意している。また「一日大学生」と称し高校生に大学教育を模擬体験してもらおう活動を行っており、今年度 3 校は 152 名が参加している。【資料 A-1-16】 【資料 A-1-17】

10) 自治体・商工会議所との連携

・平成 28(2016)年度は地域自治体との連携も進んでおり、八女市、広川町、久留米商工会議所との包括的連携協定を締結した。平成 30(2018)年度にはうきは市と筑後信用金庫と

の3者包括的連携協定を締結した。久留米商工会議所との連携内容（パートナー・モビリティ）は、IMLが中心に実施中で、この成果がマスコミ各社にも掲載された。この研究はブランディング事業に採択され、デモ走行を行っている。

・毎年4月には商工会議所主催の「くるめ楽衆国祭」に参加し小学生を対象に今年度はペットボトルを利用した顕微鏡作成講習会を実施している。【資料 A-1-18】

・広川町とは、久留米餅共同組合との会合を複数回実施し、施設見学や、織機の借用を行っている。昨年度より受託研究により学生を含めたプロジェクトが進行中である。【資料 A-1-19】

11) 産学交流会への参加

・平成21(2009)年度から久留米広域商談会（久留米市、鳥栖市主催）、久留米・鳥栖産学官テクノ交流会（久留米市主催）等の産学官交流会に参加しており、産学交流会では社会連携活動のみでなく本学の研究成果も展示している。今年度は研究ブランディング事業であるパートナーモビリティの展示を行った。【資料 A-1-20】

12) 金融機関との連携

・平成29(2017)年度より金融機関との連携協定を勧め、現在までに筑後信用金庫、筑邦銀行、西日本シティ銀行との連携協定を締結した。筑後信用金庫との連携協定連携実施内容は、信用金庫職員による本学コーディネーター4名の委嘱、「社長のかばん持ち体験（平成30(2018)年度から開始）」の実施である。特に学生が2日間企業や自治体のトップと行動を共にし経営者の考えや業務を身近に体験する「社長のかばん持ち体験」はそのユニークさから新聞やテレビでも取り上げられた。【資料 A-1-21】 【資料 A-1-22】 【資料 A-1-23】

13) 他大学や高専との連携

・平成29(2017)年6月、久留米高専と「覚書」を締結した。内容は、教育、研究、施設利用等であるが、特に施設利用に関してはIMLやものづくりセンターを中心に複数回実施している。【資料 A-1-24】 【資料 A-1-25】

・平成29(2017)年4月、羽衣国際大学（大阪府堺市）と「包括的連携協力に関する協定」を締結した。研究分野では、特別支援学校と連携し、障害を持った生徒のためのICT技術を用いた学習支援に関する共同研究を推進している。【資料 A-1-26】 【資料 A-1-27】

・平成29(2017)年5月、神奈川工科大学（神奈川県厚木市）と「包括的連携協力に関する協定」を締結した。教育分野では、遠隔講義による連携を目指し、相互にネット環境の整備を進めている。また、研究分野では、精密加工に関する共同研究を実施している。【資料 A-1-28】 【資料 A-1-29】

14) 施設の提供の提供

・各講義室、体育館、運動場、ホール等を授業などに影響のない場合は、利用料金を定め、地域の団体等への利用に供している。また、学術情報センター図書館も規程を定め地域に開放している。【資料 A-1-30】 【資料 A-1-31】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 A-1-1】 久留米工業大学産学官連携推進委員会規程
- 【資料 A-1-2】 久留米工業大学地域連携推進協議会会則
- 【資料 A-1-3】 久留米工業大学地域連携推進協議会案内文
- 【資料 A-1-4】 久留米工業大学地域連携センター報 2019
- 【資料 A-1-5】 久留米工業大学技術指導取扱規程、技術指導申込書、技術相談申込書
- 【資料 A-1-6】 共同研究・受託研究一覧
- 【資料 A-1-7】 自治体からの兼業依頼等
- 【資料 A-1-8】 講演会のチラシ等
- 【資料 A-1-9】 高等教育コンソーシアム久留米規約等
- 【資料 A-1-10】 高等教育コンソーシアム久留米市民講座案内
- 【資料 A-1-11】 公開講座開催一覧
- 【資料 A-1-12】 職業実践力育成プログラム資料
- 【資料 A-1-13】 久留米まちゼミ Kids 実施要項
- 【資料 A-1-14】 子ども未来プロジェクト実施要項
- 【資料 A-1-15】 理科教育支援報告書
- 【資料 A-1-16】 出前講義資料
- 【資料 A-1-17】 一日大学生実績・一日大学生テーマ
- 【資料 A-1-18】 くるめ楽衆国祭案内
- 【資料 A-1-19】 広川町との受託研究契約書
- 【資料 A-1-20】 テクノ交流会資料
- 【資料 A-1-21】 包括連携協定書（筑邦銀行、西日本シティ銀行、筑後信用金庫）
- 【資料 A-1-22】 委嘱状（筑後信用金庫）
- 【資料 A-1-23】 「社長のかばん持ち体験」資料（筑後信用金庫）
- 【資料 A-1-24】 久留米工業高等専門学校と久留米工業大学との連携・協力に関する覚書
- 【資料 A-1-25】 FD 研修会資料（久留米工業高等専門学校）
- 【資料 A-1-26】 羽衣国際大学と久留米工業大学との包括的連携協力に関する協定書
- 【資料 A-1-27】 FD 研修会資料（羽衣国際大学）
- 【資料 A-1-28】 神奈川工科大学と久留米工業大学との包括的連携協力に関する協定書
- 【資料 A-1-29】 共同研究契約書（神奈川工科大学）
- 【資料 A-1-30】 久留米工業大学施設等使用規程
- 【資料 A-1-31】 久留米工業大学学術情報センター図書館利用規程

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

・地域から頼りにされる大学となる事を目指し、社会貢献をより進めるために、平成 30(2018)年 2 月に学長をトップとする「産学官連携推進委員会」を設立した。今後は知財アドバイザーの配置等、組織の充実を図る予定である。また、平成 31(2019)年 1 月には技術相談の手続きや技術指導取扱規程を定め、全学で地域貢献に取り組む為の整備を行った。まだこれらは整備したばかりで実績が少ないが、来年度より活動実績を増やしていく計画

である。企業との共同研究に貢献できる「ものづくりセンター」は、金属加工を主とした工作機械に加えて、3次元プリンタ、回流式大型風洞や仮想現実感表示装置（VRシステム）などを設置しているが、今後は木材加工の整備も行っていく予定である。

・今後、地域での課題解決に向けて、地元企業との共同研究や技術指導に更に取り組み、地方創生に貢献していく。

【基準Aの自己評価】

・本学は、市民や自治体、企業等と積極的に連携し、地域で唯一の工学系大学としての人的・物的資源を活用しながら、地域の活性化に貢献している。特に、「ものづくりセンター」では、地域のニーズに応え試作品の提供や公開講座を通じたものづくり教育で地域へ貢献している。「地域連携推進室」では、企業ニーズと研究者シーズのコーディネートに努め、共同研究や技術指導へつなげる機能を果たしている。小中学生、高校生、社会人をそれぞれ対象とした公開講座を企画し、身近で親しみやすい地域に開かれた大学として、事業を展開している。

以上のことから、地域と連携した社会貢献活動を適切に行っており、基準Aを満たしていると判断する。

基準 B 国際交流

B-1 国際化の推進

B-1-① 国際交流事業の推進

(1) B-1-①の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

・本学のグローバル化の取り組みについては、平成 30(2018)年度から国際化推進委員会およびその下部組織として国際交流委員会が設置され、急速に進展するグローバル化に対応している。【資料 B-1-1】 【資料 B-1-2】

・国際化推進委員会では本学のグローバル化に関する方針を取り決め、それに基づいて国際交流委員会で具体的な検討と実務を行っている。

・本学では、グローバル化の取組みを明確にするため平成 30(2018)年度に「グローバル化ポリシー」を制定し、それに沿ってグローバル化の基本的な取組みを進めている。また、留学生が大学ホームページを英文で閲覧し易いように全面的に見直し、大学案内、大学のポリシー、入学案内などを公開している。【資料 B-1-3】

・海外大学との連携については、令和元(2019)年にモンゴル国の新モンゴル工科大学に 2 名の教員を派遣し、同大学の学生を対象に 1 週間の集中講義を行った。【資料 B-1-4】

・令和元(2019)年の夏季には、海外協定校である米国のセントラルワシントン大学において短期語学研修を実施した。令和元年度は 12 名が参加し、約 20 日間に渡って ESL (English as a Second Language) の英語教員による授業が行われた他、大学周辺の地域住民との交流を図る目的で工場見学、施設見学、ホームビジット等を実施した。帰国後には、語学研修に参加した学生による報告会を開き、参加できなかった学生や教職員に研修内容や体験談を伝えた。【資料 B-1-5】 【資料 B-1-6】

・令和元(2019)年度春季には、新たにオーストラリア国のスインバーン工科大学とタイ国のラチャマンガラ工科大学において、短期の海外研修を実施し、12 名（オーストラリア国 8 名、タイ国 4 名）の学生が参加した。【資料 B-1-7】 【資料 B-1-8】

・実践的な英語教育については、大学院にてカリキュラムに「科学技術英語特論」を実施している。また、学部のカリキュラムについても英語のみによる授業科目の検討を進めている。【資料 B-1-9】

・留学生の入学状況については、モンゴル国 1 名、中国 2 名、スリランカ国 2 名、インドネシア国 1 名（3 年次編入）の合計 6 名であり、大学全体で留学生 18 名が在籍している。

【資料 B-1-10】

・外国人留学生の支援については、大学独自の奨学金制度を設けており、本学に進学する学生に対して授業料等の減免を行っている。【資料 B-1-11】

・留学生の学生生活をサポートする目的で留学生ガイドブックを作成し、新入生及び在校生に配布している。【資料 B-1-12】

・令和元(2019)年度の 2 月には留学生と本学の学生との懇談会を開催し、セントラルワシントン大学に短期語学研修に参加した学生の報告や留学生の意見交換等を行った。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 B-1-1】久留米工業大学国際化推進委員会規程
- 【資料 B-1-2】久留米工業大学国際交流委員会規程
- 【資料 B-1-3】久留米工業大学グローバル化ポリシー
- 【資料 B-1-4】新モンゴル工科大学（特別講義案内）
- 【資料 B-1-5】セントラルワシントン大学短期海外語学研修（案内）
- 【資料 B-1-6】セントラルワシントン大学短期語学研修報告会（案内）
- 【資料 B-1-7】スインバーン工科大学短期海外語学研修（案内）
- 【資料 B-1-8】ラチャマンガラ工科大学短期海外語学研修（案内）
- 【資料 B-1-9】大学院授業科目一覧
- 【資料 B-1-10】年度別留学生在籍状況一覧（国別、学科・大学院・学年別）
- 【資料 B-1-11】外国人留学生入学金及び授業料等減免に関する内規
- 【資料 B-1-12】留学生ガイドブック

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

外国人留学生に対する支援については、今後も継続して現状の分析を行い、改善と向上に努めていく必要がある。そのためには国際化推進委員会が中心となってサポート体制とPDCA サイクルを構築しなければならない。

【基準 B の自己評価】

- ・国際化推進委員会にて策定された方針のもと、国際交流委員会にてグローバル化の推進について具体的な検討と実務がなされている。
- ・留学生の支援については、授業料等減免の経済支援や、学生課において生活環境面等の課題についてのフォローアップを適切に行うなど支援の充実に努めている。

以上のことから、国際交流事業の推進を適切に行っており、基準 B を満たしていると判断する。

V. 特記事項

1. 学生の学びを支援する基幹教育センター

・本学では、多様な学習履歴を持つ学生を受け入れているため、入学時に数学・物理の基礎学力に不安を抱いたり、学習意欲に欠けたりする学生が存在する。基幹教育センターでは、センタースタッフ数名が初年次の物理・数学の授業を巡回し、学生の学習状況を把握、授業後の個別指導へと誘導している。また、授業担当者と連携し、試験や学修に関する調査を実施、分析することで、学生それぞれの学習困難状況にあわせた教育支援を可能にしている。これにより多くの学生が「自分の学び方」を身につけた。また、「主体性・多様性・協働性を有する人材を養成」するため、LC プロジェクト制度を実施し正課や専門に直接関係しない学びや学際的な学びの支援を通して「学生の主体的な学び」を奨励している。

2. 研究ブランディング事業

・インテリジェント・モビリティ研究所が設立当初からリソースを集中し、自動車開発経験者の強みを活かした強固かつ広範な産学官連携を進めてきた「AI 対話型自動運転パーソナルモビリティシステム」の研究開発が、文部科学省の「2018 年度私立大学研究ブランディング事業」に採択された。開学時から本学の強みである自動車工学に、人工知能や自動運転といった情報技術を組み合わせて福祉システムの変革を目指す研究であり、政府が推進する Society 5.0 とも正に合致する。本学は、高齢や障がい移動に不安を抱える方々の社会参画を促し、能力を活かして生き活きと活躍できる社会の実現に貢献すべく、学長の強固なリーダーシップの下で全学が一丸となって取り組む。

・「2018 年度私立大学研究ブランディング事業」は、文科省の都合で全ての採択案件が 5 年計画から 3 年計画に変更されているが、九州圏内の理工系私立大学では唯一の採択校となった本学は、これまでの取組実績と事業実現能力で高い評価と期待を受けている。事業 3 年目にあたる令和 2(2020)年度末を目標に先進モビリティを核とした新たな福祉サービスの枠組みを構築し、事業 5 年目の令和 4(2022)年度末には事業化への道筋を示す。本学は、先進モビリティ技術で全ての人々が笑顔で活躍できる社会 (Society5.0) の実現に誠実に取り組み、地域から誇りに思ってもらえる大学を目指す。

3. ものづくり実践教育

・本学では、「人間味豊かな産業人の育成」という建学の精神のもと、目指すべき大学像を示したビジョンの一つに「ものづくり産業人を育成する”大学」を掲げている。その実現のため、ものづくり実践教育に取り組み、共通教育科目に「ものづくり実践プロジェクト」という科目を設置している。当科目は全学科で開講しており、各学科複数の教員が担当している。担当教員はそれぞれの専門性を活かしたものづくりをテーマに掲げ、学生は自らの興味や関心に基づき、学科の垣根を越えて自由にテーマを選択することができる。令和元(2019)年度のテーマとしては、「二足歩行ロボットの製作」、「学生フォーミュラ用ガソリンエンジンベンチの製作」「3D プリンタを使ったオリジナル造形物作製」等がある。

・また、本年度より共通教育科目「ものづくり基礎演習」を新たに開設することで、ものづくりセンターの工作機械や測定機器について学び、操作方法を身につける機会の充実を図り、より積極的に学生がものづくりに取り組んでいけるよう教育環境を整備した。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル		備考
	該当する資料名及び該当ページ		
【資料 F-1】	寄附行為		
	学校法人久留米工業大学寄附行為		
【資料 F-2】	大学案内		
	久留米工業大学 2020 大学案内		
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則		
	久留米工業大学学則、久留米工業大学大学院学則		
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱		
	2020 年度入学試験実施要項		
【資料 F-5】	学生便覧		
	2019 学生便覧		
【資料 F-6】	事業計画書		

久留米工業大学

	学校法人久留米工業大学第2次前期実施計画(2019~2021年度)	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成30年度(2018)年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	・アクセスマップ:大学ホームページキャンパス・交通案内 ・キャンパスマップ:大学ホームページキャンパス・交通案内	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧(規定集目次など)	
	学校法人久留米工業大学規程集目次 久留米工業大学規則集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿(外部役員・内部役員)及び理事会、評議員会の前年度開催状況(開催日、開催回数、出席状況など)がわかる資料	
	学校法人久留米工業大学役員名簿 学校法人久留米工業大学2019年度理事会及び評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類(過去5年間)、監事監査報告書(過去5年間)	
	平成26~30年度財務計算書、平成26~30年度監事監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス(電子データ)	
	2019シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧(策定単位ごと)	
	2019学生便覧	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況(直近のもの)	
	大学の収容定員の増加に係る学則変更について 収容定員に係る学則変更を行った大学の履行状況報告書	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況(直近のもの)	
	久留米工業大学認証評価に対する改善報告書	

基準1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	久留米工業大学学則第1条(目的及び使命)	
【資料 1-1-2】	久留米工業大学大学院学則第2条(大学院目的)	
【資料 1-1-3】	久留米工業大学学則第3条の2(教育研究の目的)	
【資料 1-1-4】	久留米工業大学大学院学則第6条の2(人材養成の目的)	
【資料 1-1-5】	2020 大学案内(2ページ)	
【資料 1-1-6】	2020 年度大学院工学研究科(修士課程) 学生募集要項(1ページ)	
【資料 1-1-7】	「久工大だより」第75号(2ページ)	
【資料 1-1-8】	2019 学生便覧(6ページ)	
【資料 1-1-9】	学校法人久留米工業大学広報誌「Advance」Vol.7	
【資料 1-1-10】	大学ホームページ http://www.kurume-it.ac.jp/ (大学案内⇒大学概要⇒建学の精神・教育理念・目的・ビジョン)	
【資料 1-1-11】	大学ホームページ http://kurume-it.ac.jp/ (大学案内⇒大学概要⇒建学の精神・教育理念・目的・ビジョン)	
【資料 1-1-12】	大学ホームページ http://kurume-it.ac.jp/ (学生生活⇒基幹教育センター)	

【資料 1-1-13】	大学ホームページ http://kurume-it.ac.jp/ (施設・設備⇒100号館 (テクノみらい館))	
【資料 1-1-14】	大学ホームページ http://kurume-it.ac.jp/ (施設・設備⇒インテリジェント・モビリティ研究所)	
【資料 1-1-15】	大学ホームページ http://kurume-it.ac.jp/ (お知らせ⇒3月に完成! 「航空宇宙実習棟」)	
【資料 1-1-16】	大学ホームページ http://kurume-it.ac.jp/ (施設・設備⇒ものづくりセンター)	
【資料 1-1-17】	大学ホームページ http://kurume-it.ac.jp (大学案内⇒久留米工業大学 2021年ビジョン)	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	学科長会議議事録	
【資料 1-2-2】	理事会・評議員会議事録	
【資料 1-2-3】	久留米工業大学学則第3条の2 (教育研究の目的)	
【資料 1-2-4】	2019 学生便覧 (6~18 ページ)	
【資料 1-2-5】	大学ホームページ http://www.kurume-it.ac.jp/ (大学案内⇒大学概要⇒建学の精神・教育理念・目的・ビジョン)	
【資料 1-2-6】	2020 大学案内 (2 ページ)	
【資料 1-2-7】	「久工大だより」第75号 (2 ページ)	
【資料 1-2-8】	学校法人久留米工業大学 第2次実施計画書 (2019年度~2021年度)	
【資料 1-2-9】	久留米工業大学ディプロマ・ポリシー	
【資料 1-2-10】	久留米工業大学学則第1条 (目的及び使命)	
【資料 1-2-11】	久留米工業大学カリキュラム・ポリシー	
【資料 1-2-12】	久留米工業大学アドミッション・ポリシー	
【資料 1-2-13】	大学院ディプロマ・ポリシー	
【資料 1-2-14】	久留米工業大学大学院学則第2条 (大学院目的)	
【資料 1-2-15】	大学院カリキュラム・ポリシー	
【資料 1-2-16】	大学院アドミッション・ポリシー	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2020 大学案内	
【資料 2-1-2】	2020 入学試験実施要項	
【資料 2-1-3】	2020 大学院工学研究科入学試験実施要項	
【資料 2-1-4】	大学ホームページ (学部) https://www.kurume-it.ac.jp/daigaku/gaiyo_policy.html (大学院) https://www.kurume-it.ac.jp/daigaku/gaiyo_policy_in.html	
【資料 2-1-5】	久留米工業大学入試委員会規程	
【資料 2-1-6】	久留米工業大学入学試験判定委員会規程	
【資料 2-1-7】	令和元年度新入生アンケート結果	
【資料 2-1-8】	久留米工業大学大学院研究科運営委員会規程	

久留米工業大学

【資料 2-1-9】	認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式 2	
【資料 2-1-10】	学部・学科別在学者数（過去 5 年間）	
【資料 2-1-11】	研究科・専攻別在学者数（過去 5 年間）	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	令和元(2019)年度クラス担任一覧	
【資料 2-2-2】	久留米工業大学基幹教育センター規程	
【資料 2-2-3】	基幹教育センターニュース	
【資料 2-2-4】	久留米工業大学基幹教育センター年報第 2 号	
【資料 2-2-5】	「入学前教育のご案内」	
【資料 2-2-6】	平成 31 年度新入生オリエンテーション日程表（工学部・大学院・編入学）	
【資料 2-2-7】	平成 31 年度入学手続きのしおり「障がいのある学生の学修支援等希望調査票」	
【資料 2-2-8】	2019 年度オフィスアワー一覧	
【資料 2-2-9】	久留米工業大学大学院ティーチング・アシスタント規程	
【資料 2-2-10】	TA 研修会開催案内	
【資料 2-2-11】	久留米工業大学スチューデント・アシスタント規程	
【資料 2-2-12】	令和元年度退学状況調査票	
【資料 2-2-13】	PC 必携化の案内(合格者配布用)	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	2019 学生便覧 (30～32 ページ、34 ページ、37～39 ページ、41 ページ、44 ページ、46 ページ、49～51 ページ、53 ページ、58～60 ページ、62 ページ、65～67 ページ、70 ページ)	
【資料 2-3-2】	2019 学生便覧 (30～31 ページ、37～38 ページ、49～50 ページ、58～59 ページ、65～66 ページ)	
【資料 2-3-3】	久留米工業大学地域連携センター規程	
【資料 2-3-4】	久留米工業大学地域連携センター運営委員会規程	
【資料 2-3-5】	地域連携インターンシップ協力企業一覧	
【資料 2-3-6】	平成 31 年度第 19 回学内合同企業説明会	
【資料 2-3-7】	夏季・春季インターンシップ説明会	
【資料 2-3-8】	令和元年度久留米市インターンシップ企業説明会要項	
【資料 2-3-9】	令和元年度久留米市合同会社説明会要項	
【資料 2-3-10】	平成 29 年度～令和元年度のインターンシップ実績	
【資料 2-3-11】	社長のかばん持ち体験募集要項	
【資料 2-3-12】	社長のかばん持ち体験報告会次第	
【資料 2-3-13】	社長のかばん持ち体験報告書	
【資料 2-3-14】	就職活動交通費支援制度案内	
【資料 2-3-15】	MOS 資格講座資料	
【資料 2-3-16】	TOEIC 資格講座資料	
【資料 2-3-17】	令和元年度資格取得支援一覧表	
【資料 2-3-18】	久留米工業大学キャリアサポートセンター規程	
【資料 2-3-19】	久留米工業大学キャリアサポートセンター運営委員会規程	
【資料 2-3-20】	令和元年度進路指導年間スケジュール	
【資料 2-3-21】	令和元年度就業力実践演習計画	
【資料 2-3-22】	学生面談数（キャリアサポートセンター長対応）	

久留米工業大学

【資料 2-3-23】	キャリアカウンセラーによる就職活動サポート告知ポスター	
【資料 2-3-24】	カウンセリング予約表	
【資料 2-3-25】	令和元年度月別進学内定状況	
【資料 2-3-26】	平成 29 年度～令和元年度進学内定状況	
【資料 2-3-27】	平成 29 年度～令和元年度各学科就職先一覧	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学生生活規程	
【資料 2-4-2】	学校法人久留米工業大学組織及び管理規則別表第 2 (分掌事務学生課)	
【資料 2-4-3】	久留米工業大学学生厚生委員会規程	
【資料 2-4-4】	2019 年度クラス担任	
【資料 2-4-5】	久留米工業大学医務室管理規程	
【資料 2-4-6】	医務室利用状況一覧	
【資料 2-4-7】	久留米工業大学学生相談室規程	
【資料 2-4-8】	学生相談室利用状況一覧	
【資料 2-4-9】	学生定期健康診断の実施について	
【資料 2-4-10】	医務室ニュース	
【資料 2-4-11】	薬物乱用防止講習会実施計画 (新入生オリエンテーション)	
【資料 2-4-12】	2019 年度オフィスアワー (前期・後期)	
【資料 2-4-13】	久留米工業大学奨学金規程	
【資料 2-4-14】	久留米工業大学奨学金に関する細則	
【資料 2-4-15】	久留米工業大学授業料減免に関する規程	
【資料 2-4-16】	久留米工業大学大学院特別奨学生規程	
【資料 2-4-17】	久留米工業大学学生寮規程	
【資料 2-4-18】	久留米工業大学学生寮に関する細則	
【資料 2-4-19】	久留米工業大学学友会会則	
【資料 2-4-20】	学友会「組織図」	
【資料 2-4-21】	学校法人久留米工業大学ハラスメント防止規程	
【資料 2-4-22】	久留米工業大学ハラスメント防止委員会規程	
【資料 2-4-23】	久留米工業大学ハラスメント相談室規程	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	2020 大学案内 (61 ページ)	
【資料 2-5-2】	大学ホームページ http://www.kurume-it.ac.jp (交通アクセス⇒キャンパス・交通案内)	
【資料 2-5-3】	100 号館 (テクノみらい館) パンフレット	
【資料 2-5-4】	2019 学生便覧 (217～233 ページ)	
【資料 2-5-5】	久留米工業大学ものづくりセンター施設利用規程	
【資料 2-5-6】	久留米工業大学体育館使用規程	
【資料 2-5-7】	久留米工業大学クラブハウス使用内規	
【資料 2-5-8】	大学ホームページ http://www.kurume-it.ac.jp/ (先端交通・航空宇宙コース)	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	久留米工業大学学生・教職員教育改善部会会則	
【資料 2-6-2】	令和元年度学生・教職員教育改善部会議事録	
【資料 2-6-3】	令和元年度 FD 委員会議事録	
【資料 2-6-4】	令和元年度第 4 回教育改革推進委員会議事録	
【資料 2-6-5】	久留米工業大学学生相談室規程	

【資料 2-6-6】	久留米工業大学学生相談室利用状況	
【資料 2-6-7】	学生定期健康診断の実施について	
【資料 2-6-8】	医務室ニュース	
【資料 2-6-9】	学生生活満足度調査	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	大学ホームページ http://www.kurume-it.ac.jp/ (大学ホームページ大学案内⇒大学概要⇒建学の精神・教育理念)	
【資料 3-1-2】	2019 学生便覧	
【資料 3-1-3】	2019 学生便覧	
【資料 3-1-4】	2019 シラバス	
【資料 3-1-5】	久留米工業大学アセスメント・ポリシー	
【資料 3-1-6】	久留米工業大学アセスメントに関する取り組み体制	
【資料 3-1-7】	学修到達度ルーブリック評価アンケート	
【資料 3-1-8】	久留米工業大学学則第 18 条 (卒業の要件)	
【資料 3-1-9】	久留米工業大学工学部履修規則第 5 条 (卒業に必要な単位数)	
【資料 3-1-10】	久留米工業大学大学院学則第 14 条 (課程の修了)	
【資料 3-1-11】	久留米工業大学大学院履修規則第 9 条 (修士論文報告審査会)	
【資料 3-1-12】	大学ホームページ http://www.kurume-it.ac.jp/ (大学案内⇒大学概要⇒教育研究上の基礎的な情報)	
【資料 3-1-13】	久留米工業大学工学部履修規則	
【資料 3-1-14】	「成績の見方」各学科入学年毎	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	久留米工業大学学則第 3 条の 2 (教育研究の目的)	
【資料 3-2-2】	2019 学生便覧	
【資料 3-2-3】	大学ホームページ http://www.kurume-it.ac.jp/ (大学案内⇒大学概要⇒建学の精神・教育理念)	
【資料 3-2-4】	2019 シラバス	
【資料 3-2-5】	久留米工業大学大学院学則第 2 条 (大学院目的)	
【資料 3-2-6】	2019 学生便覧	
【資料 3-2-7】	2019 学生便覧	
【資料 3-2-8】	シラバス作成要領	
【資料 3-2-9】	2019 シラバス	
【資料 3-2-10】	2019 学生便覧	
【資料 3-2-11】	高等教育コンソーシアム久留米・協定書	
【資料 3-2-12】	2019 年度 FD 研修会一覧	
【資料 3-2-13】	ティーチング・ポートフォリオ作成要領	
【資料 3-2-14】	ティーチング・ポートフォリオ作成フォーマット	
【資料 3-2-15】	2019 年度授業評価アンケート用紙	
【資料 3-2-16】	2019 年度ものづくり実践プロジェクトテーマ	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	久留米工業大学アセスメント・ポリシー	

【資料 3-3-2】	久留米工業大学アセスメントに関する取り組み体制	
【資料 3-3-3】	令和元(2019)年度教育改革推進委員会議事録	
【資料 3-3-4】	2019 年度授業評価アンケート用紙・結果	
【資料 3-3-5】	2019 年度学生満足度アンケート用紙・結果	
【資料 3-3-6】	平成 31(2019)年度新入生アンケート用紙・結果	
【資料 3-3-7】	平成 30(2018)年度卒業生アンケート用紙	
【資料 3-3-8】	2019 年度既卒生アンケート用紙	
【資料 3-3-9】	平成 30(2018)年度 FD 委員会議事録	
【資料 3-3-10】	平成 30(2018)年度企画会議議事録	
【資料 3-3-11】	平成 30(2018)年度ベストティーチャー一覧	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	久留米工業大学大学学則第 58 条 (企画会議)	
【資料 4-1-2】	久留米工業大学企画会議規程	
【資料 4-1-3】	久留米工業大学大学学則第 59 条 (学科長会議)	
【資料 4-1-4】	久留米工業大学学科長会議規程	
【資料 4-1-5】	久留米工業大学大学学則第 43 条 (教授会)	
【資料 4-1-6】	久留米工業大学教授会規程	
【資料 4-1-7】	久留米工業大学大学院学則第 36 条 (運営組織)	
【資料 4-1-8】	久留米工業大学研究科委員会規程	
【資料 4-1-9】	久留米工業大学教育改革推進委員会規程	
【資料 4-1-10】	久留米工業大学研究改革推進委員会規程	
【資料 4-1-11】	久留米工業大学産学官連携推進委員会規程	
【資料 4-1-12】	久留米工業大学国際化推進委員会規程	
【資料 4-1-13】	各種委員会一覧表	
【資料 4-1-14】	学校法人久留米工業大学寄附行為第 13 条	
【資料 4-1-15】	久留米工業大学副学長規程	
【資料 4-1-16】	久留米工業大学学長補佐規程	
【資料 4-1-17】	久留米工業大学教務委員会規程	
【資料 4-1-18】	久留米工業大学大学院研究科運営委員会規程	
【資料 4-1-19】	久留米工業大学職員構成図	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	久留米工業大学教員選考規程	
【資料 4-2-2】	久留米工業大学教員選考基準規程	
【資料 4-2-3】	久留米工業大学大学院担当教員選考規程	
【資料 4-2-4】	久留米工業大学教員評価規程	
【資料 4-2-5】	久留米工業大学ファカルティ・ディベロップメント規程	
【資料 4-2-6】	令和元(2019)年度 FD 委員会議事録	
【資料 4-2-7】	令和元(2019)年度 FD 研修会一覧	
【資料 4-2-8】	久留米工業大学学生・教職員教育改善部会会則	
【資料 4-2-9】	平成 30(2018)年度学生による授業評価アンケート用紙・結果	
【資料 4-2-10】	平成 30(2018)年度アンケート結果に対する教員のフィードバックシート	
【資料 4-2-11】	平成 30(2018)年度授業参観報告書	

久留米工業大学

【資料 4-2-12】	平成 30(2018)年度ティーチング・ポートフォリオ作成要領	
【資料 4-2-13】	ティーチング・ポートフォリオ作成フォーマット	
【資料 4-2-14】	平成 30(2018)年度学外研修に関する資料	
【資料 4-2-15】	学外研修 (Q-Links、カリキュラム設計等)	
【資料 4-2-16】	羽衣国際大学合同 FD 開催案内	
【資料 4-2-17】	神奈川工科大学合同 FD 開催案内	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	SD 実施方針	
【資料 4-3-2】	FD・SD 研修会一覧	
【資料 4-3-3】	学校法人久留米工業大学職員自主研修補助制度	
【資料 4-3-4】	業務改善提案書	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	大学ホームページ http://www.kurume-it.ac.jp/ (大学案内⇒施設整備⇒インテリジェント・モビリティ研究所)	
【資料 4-4-2】	大学ホームページ http://www.kurume-it.ac.jp/ (大学案内⇒私立大学研究ブランディング事業)	
【資料 4-4-3】	久留米工業大学技術相談要領	
【資料 4-4-4】	久留米工業大学技術指導規程	
【資料 4-4-5】	久留米工業大学における行動規範	
【資料 4-4-6】	久留米工業大学コンプライアンス規程	
【資料 4-4-7】	久留米工業大学における研究費等の不正防止等に関する規程	
【資料 4-4-8】	公的資金等の管理・運営に関する不正防止計画	
【資料 4-4-9】	研究費の管理・運営に係る体系図	
【資料 4-4-10】	久留米工業大学公的研究費等使用マニュアル	
【資料 4-4-11】	久留米工業大学研究倫理規程	
【資料 4-4-12】	久留米工業大学研究倫理委員会規程	
【資料 4-4-13】	FD・SD 研修会資料	
【資料 4-4-14】	学長裁量経費による研究支援に関する資料	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人久留米工業大学寄附行為 (第 3 条)	
【資料 5-1-2】	久留米工業大学学則 (第 1 条)	
【資料 5-1-3】	2019 学生便覧	
【資料 5-1-4】	大学ホームページ http://www.kurume-it.ac.jp/	
【資料 5-1-5】	学校法人久留米工業大学第 2 次前期実施計画書 (2019 年度～2021 年度)	
【資料 5-1-6】	2019 年度 事業計画	
【資料 5-1-7】	学校法人久留米工業大学固定資産及び物品調達管理規程	
【資料 5-1-8】	学校法人久留米工業大学ハラスメント防止規程	
【資料 5-1-9】	久留米工業大学ハラスメント調査委員会規程	
【資料 5-1-10】	久留米工業大学ハラスメント防止対策委員会規程	
【資料 5-1-11】	久留米工業大学ハラスメント相談室規程	
【資料 5-1-12】	久留米工業大学ハラスメント相談員	
【資料 5-1-13】	学校法人久留米工業大学危機管理規則	

久留米工業大学

【資料 5-1-14】	久留米工業大学危機管理規程	
【資料 5-1-15】	久留米工業大学安全衛生管理委員会規程	
【資料 5-1-16】	「SAFETY GUIDE 安全の手引き」	
【資料 5-1-17】	「久留米工業大学生のための危機管理マニュアル」	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人久留米工業大学理事会規則	
【資料 5-2-2】	学校法人久留米工業大学寄附行為	
【資料 5-2-3】	学校法人久留米工業大学担当理事等職務権限規則	
【資料 5-2-4】	学校法人久留米工業大学役員候補者選考委員会内規	
【資料 5-2-5】	学校法人久留米工業大学常任理事会規則	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	久留米工業大学大学学則第 1 条（目的及び使命）	
【資料 5-3-2】	久留米工業大学大学院学則第 2 条（大学院目的）	
【資料 5-3-3】	学校法人久留米工業大学寄附行為（第 13 条）	
【資料 5-3-4】	学校法人久留米工業大学理事会規則（第 6 条の 3）	
【資料 5-3-5】	学校法人久留米工業大学常任理事会規則（第 2 条）	
【資料 5-3-6】	久留米工業大学教授会規程（第 43 条）	
【資料 5-3-7】	久留米工業大学企画会議規程	
【資料 5-3-8】	久留米工業大学学科長会議規程	
【資料 5-3-9】	久留米工業大学大学院研究科運営委員会要項	
【資料 5-3-10】	久留米工業大学大学院研究科委員会規程	
【資料 5-3-11】	学校法人久留米工業大学組織及び管理規則	
【資料 5-3-12】	久留米工業大学役付職員内規	
【資料 5-3-13】	業務改善提案集計	
【資料 5-3-14】	学校法人久留米工業大学寄附行為第 24 条	
【資料 5-3-15】	学校法人久留米工業大学監事監査規則	
【資料 5-3-16】	学校法人久留米工業大学監事監査実施基準	
【資料 5-3-17】	学校法人久留米工業大学内部監査規程	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人久留米工業大学 第 2 次前期実施計画書（2019 年度～2021 年度）	
【資料 5-4-2】	平成 30 年度事業報告書	
【資料 5-4-3】	平成 31(2019)年度事業計画書	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	平成 31(2019)年度予算書（理事会資料）	
【資料 5-5-2】	平成 31(2019)年度事業計画書	
【資料 5-5-3】	学校法人久留米工業大学経理規則	
【資料 5-5-4】	学校法人久留米工業大学経理規則取扱細則	
【資料 5-5-5】	学校法人久留米工業大学授業料等徴収並びに育英に関する規則	
【資料 5-5-6】	学校法人久留米工業大学固定資産及び物品調達管理規程	
【資料 5-5-7】	学校法人久留米工業大学監事監査規則	
【資料 5-5-8】	学校法人久留米工業大学監事監査実施基準	
【資料 5-5-9】	学校法人久留米工業大学内部監査規程	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考

久留米工業大学

6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	久留米工業大学学則第 2 条（認証評価）	
【資料 6-1-2】	久留米工業大学大学院学則第 3 条（認証評価）	
【資料 6-1-3】	久留米工業大学企画会議規程	
【資料 6-1-4】	久留米工業大学自己点検・評価委員会規程	
【資料 6-1-5】	久留米工業大学教育研究推進外部委員会規程	
【資料 6-1-6】	久留米工業大学研究改革推進委員会規程	
【資料 6-1-7】	久留米工業大学産学官連携推進委員会規程	
【資料 6-1-8】	久留米工業大学国際化推進委員会規程	
【資料 6-1-9】	久留米工業大学事務改革推進本部規程	
【資料 6-1-10】	久留米工業大学自己点検・評価委員会議事録	
【資料 6-1-11】	令和元年度久留米工業大学自己点検・評価報告書	
【資料 6-1-12】	久留米工業大学内部質保証システム体系図	
【資料 6-1-13】	久留米工業大学の内部質保証に係る PDCA サイクル概念図	
【資料 6-1-14】	久留米工業大学教育研究推進外部評価委員会議事録	
【資料 6-1-15】	久留米工業大学令和元年度教育研究推進外部評価委員会報告書	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	久留米工業大学 2021 年ビジョン	
【資料 6-2-2】	学校法人久留米工業大学第 2 次前期実施計画書（2019 年度～2021 年度）	
【資料 6-2-3】	令和元(2019)年度久留米工業大学実施計画	
【資料 6-2-4】	令和元(2019)年度久留米工業大学実施計画前期自己評価結果	
【資料 6-2-5】	令和元(2019)年度久留米工業大学実施計画後期自己評価結果	
【資料 6-2-6】	令和元(2019)年度久留米工業大学自己点検・評価委員会議事録	
【資料 6-2-7】	令和元(2019)年度久留米工業大学自己点検評価書	
【資料 6-2-8】	令和元(2019)年度久留米工業大学企画会議議事録	
【資料 6-2-9】	令和元(2019)年度久留米工業大学教育改革推進外部評価委員会議事録	
【資料 6-2-10】	令和元(2019)年度久留米工業大学教育改革推進外部評価委員会報告書	
【資料 6-2-11】	】大学ホームページ http://www.kurume-it.ac.jp/ （大学案内⇒大学評価）	
【資料 6-2-12】	教職員共有サイト「きっと見る」の資料	
【資料 6-2-13】	久留米工業大学 IR 推進センター規程	
【資料 6-2-14】	IR 推進センター報告書 2019	
【資料 6-2-15】	久留米工業大学ファクトブック 2019	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	久留米工業大学アセスメント・ポリシー	
【資料 6-3-2】	令和元(2019)年度久留米工業大学教育改革推進委員会議事録	
【資料 6-3-3】	令和元(2019)年度久留米工業大学自己点検評価書	
【資料 6-3-4】	学校法人久留米工業大学第 2 次前期実施計画書（2019 年度～2021 年度）	
【資料 6-3-5】	久留米工業大学第 2 次実施計画（2019 年度実施計画）に関する自己評価	

基準 A. 社会貢献・地域連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域と連携して社会貢献活動をしているか		
【資料 A-1-1】	久留米工業大学産学官連携推進委員会規程	
【資料 A-1-2】	久留米工業大学地域連携推進協議会会則	
【資料 A-1-3】	久留米工業大学地域連携推進協議会案内文	
【資料 A-1-4】	久留米工業大学地域連携センター報 2019	
【資料 A-1-5】	久留米工業大学技術指導取扱規程、技術指導申込書、技術相談申込書	
【資料 A-1-6】	共同研究・受託研究一覧	
【資料 A-1-7】	自治体からの兼業依頼等	
【資料 A-1-8】	講演会のチラシ等	
【資料 A-1-9】	高等教育コンソーシアム久留米規約等	
【資料 A-1-10】	高等教育コンソーシアム久留米市民講座案内	
【資料 A-1-11】	公開講座開催一覧	
【資料 A-1-12】	職業実践力育成プログラム資料	
【資料 A-1-13】	久留米まちゼミ Kids 実施要項	
【資料 A-1-14】	子ども未来プロジェクト実施要項	
【資料 A-1-15】	理科教育支援報告書	
【資料 A-1-16】	出前講義資料	
【資料 A-1-17】	一日大学生実績・一日大学生テーマ	
【資料 A-1-18】	くるめ楽衆国祭案内	
【資料 A-1-19】	広川町との受託研究契約書	
【資料 A-1-20】	テクノ交流会資料	
【資料 A-1-21】	包括連携協定書（筑邦銀行、西日本シティ銀行、筑後信用金庫）	
【資料 A-1-22】	委嘱状（筑後信用金庫）	
【資料 A-1-23】	「社長のかばん持ち体験」資料（筑後信用金庫）	
【資料 A-1-24】	久留米工業高等専門学校と久留米工業大学との連携・協力に関する覚書	
【資料 A-1-25】	FD 研修会資料（久留米工業高等専門学校）	
【資料 A-1-26】	羽衣国際大学と久留米工業大学との包括的連携協力に関する協定書	
【資料 A-1-27】	FD 研修会資料（羽衣国際大学）	
【資料 A-1-28】	神奈川工科大学と久留米工業大学との包括的連携協力に関する協定書	
【資料 A-1-29】	共同研究契約書（神奈川工科大学）	
【資料 A-1-30】	久留米工業大学施設等使用規程	
【資料 A-1-31】	久留米工業大学学術情報センター図書館利用規程	

基準 B. 国際交流

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 国際化の推進		
【資料 B-1-1】	久留米工業大学国際化推進委員会規程	
【資料 B-1-2】	久留米工業大学国際交流委員会規程	
【資料 B-1-3】	久留米工業大学グローバル化ポリシー	
【資料 B-1-4】	新モンゴル工科大学（特別講義案内）	

久留米工業大学

【資料 B-1-5】	セントラルワシントン大学短期海外語学研修（案内）	
【資料 B-1-6】	セントラルワシントン大学短期語学研修報告会（案内）	
【資料 B-1-7】	スインバーン工科大学短期海外語学研修（案内）	
【資料 B-1-8】	ラチャマンガラ工科大学短期海外語学研修（案内）	
【資料 B-1-9】	大学院授業科目一覧	
【資料 B-1-10】	年度別留学生在籍状況一覧（国別、学科・大学院・学年別）	
【資料 B-1-11】	外国人留学生入学金及び授業料等減免に関する内規	
【資料 B-1-12】	留学生ガイドブック	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。